雇用均等·児童家庭局調查資料 No.2

## 平成14年度

# 女性雇用管理基本調查

—— 育児·介護休業制度等実施状況調查 ——

## 結果報告書

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

「平成14年度女性雇用管理基本調査結果報告書」正誤表

		誤	ĨĔ
行「【総計】」上段	列「措置あり」	43. 9	38.5
行「30人以上(再揭)」上段	列「措置あり」	57.8	50, 3

《訂正箇所》 67ページ 第42表 一番下「短時間勤務制度」の表

....

## はしがき

本報告書は、育児休業制度及び介護休業制度等の実施状況等を把握することを目的として平成14年11月に実施した「平成14年度女性雇用管理基本 調査」の結果を取りまとめたものです。

育児休業制度は平成7年4月1日から、介護休業制度は平成11年4月1 日から、それぞれ、一律に事業主の義務となっております。

また、平成13年11月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介 護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」により、育児や 家族介護を行う男女労働者の時間外労働の制限、勤務時間の短縮等の義務の 対象となる子の3歳未満の子への引上げ、子の看護のための休暇の努力義務 化などが、平成14年4月1日から施行されています。

本調査は、これら各制度の実施状況を確認するとともに、一層の定着を図るための資料となるものです。

本報告書が、労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備に努力されている方々のご参考になれば幸いです。

最後に、調査の実施に当たり、多大なご協力をいただいた調査対象事業所 各位に対し、深く感謝する次第であります。

平成 15 年 11 月

厚生労働省雇用均等·児童家庭局長

## 伍藤忠春

第1章 調査の概要
第2章 調査結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
I 育児休業制度等に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 育児休業制度
(1) 育児休業制度の規定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 育児休業制度の内容 ,6
(3) 育児休業期間中及び復職後の労働条件等の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 育児休業制度の利用者の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5) 育児休業取得者があった際の雇用管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 働きながら子育てをする労働者に対する援助の措置に関する事項 ・・・・・・・・・・・11
(1) 勤務時間短縮等の措置の導入状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
(2) 勤務時間短縮等の措置の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 勤務時間短縮等の措置の利用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ⅱ 介護休業制度等に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 介護休業制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 介護休業制度の規定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 介護休業制度の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 介護休業期間中及び復職後の労働条件等の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
(4) 介護休業制度の利用者の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5) 介護休業取得者があった際の雇用管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 働きながら家族の介護を行う労働者に対する接助の措置に関する事項 ・・・・・・・・17
(1) 勤務時間短縮等の措置の導入状況及び措置の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 勤務時間短縮等の措置の利用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ⅲ 時間外労働・深夜業の制限に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
1 時間外労働の制限の制度に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
2 深夜業の制限の制度に闘すろ車項

目

次

rv	子の看護のための休暇の措置に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
1	子の看護休暇制度の導入状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1),子の看護休暇制度の導入状況
	(2) 子の看護休暇制度の実施予定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
	(3) 子以外で対象となる家族の範囲19
. 2	子の看護休暇制度の内容19
	<ol> <li>対象となる子の年齢 ····································</li></ol>
	(2) 休暇日数
	<ul><li>(3) 賃金の取扱い ····································</li></ul>
	(4) 子の看護休暇制度の利用状況 ・・・・・ 20
v	配偶者出産休暇制度に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	配偶者出産休暇制度の導入状況、内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	2 配偶者出産休暇制度の利用状況 ・・・・・ 21

第3章	付属統計表	• • • •	• • •	• • • • •	• • • • •	•••	23	3

0	平成14年度女性雇用管理基本調查票。		81
---	--------------------	--	----

!

## 第1章 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的とする。

平成14年度は、育児休業制度及び介護休業制度等の実施状況等について調査を行った。

- 2 調査の範囲
  - (1) 地域

日本国全域とする。ただし、一部離島等を除く。

(2) 産業

日本標準産業分類による次に掲げる産業とする。

- イ 鉱業
- 口 建設業
- ハ 製造業 ニ 電気・ガス・参
- ニ 電気・ガス・熱供給・水道業 ホ 運輸・通信業
- ~ 卸売・小売業,飲食店
- ト 金融・保険業
- チ 不動産業
- リ サービス業(家事サービス業、外国公務を除く。)
- (3) 事業所

上記(2)の産業に属し、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所のうち から、産業・規模別に層化して抽出した約10,000事業所とする。

3 調査事項

次に掲げる事項とする。

- (1) 事業所の属性に関する事項
  - イ 事業所の名称及び所在地
  - ロ 主な事業内容又は主要製品
  - ハ 常用労働者数
    - 注)常用労働者とは、以下の①~⑤のいずれかに該当する者をいう。
      - 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
         臨時又は日雇労働者等で、調査日前2か月(平成14年8月、9月) の各月にそれぞれ18日以上雇われた者

- ③ 取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者と同じ 給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者
- ④ 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを 受けている者
- ⑤ 上記①~③の条件に該当する、他企業からの出向者

ニ 労働組合の有無

- (2) 育児・介護休業制度等に関する事項
  - ① 育児·介護休業制度
    - ィ 育児・介護休業制度の規定の有無
    - ロ 育児・介護休業制度の内容

ハ 育児・介護休業中及び育児・介護休業後の労働条件等の取扱い

ニ 育児・介護休業制度の利用者の状況

ホ 育児・介護休業者があった際の雇用管理

- ② 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項 イ 制度の有無、内容及び利用状況
- ③ 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項 イ 制度の有無、内容及び利用状況
- ④ 育児・介護のための時間外労働の制限に関する事項
  - イ 時間外労働の有無
  - ロ 時間外労働の制限の規定の有無
- ⑤ 育児・介護のための深夜業の制限に関する事項
  - イ 深夜労働の有無
  - ロ 深夜業の制限の規定の有無
- ⑥ 子の看護のための休暇の措置に関する事項
  - イ 制度の有無、根拠
  - ロ 制度の実施予定
  - ハ 制度の内容
- 二 制度の利用状況
- ⑦ 配偶者出産休暇制度に関する事項
  - イ 制度の有無、内容及び利用状況
- 4 調査の対象期日

原則として、平成 14 年 10 月 1 日現在とした。

ただし、制度、措置の利用者数等に関する事項については、次のとおりとする。

- (1) 育児休業制度の利用者の状況のうち出産者又は配偶者が出産した者、育児休業 終了後の復職状況、育児休業制度の利用期間別状況、介護休業制度の利用者数、 介護休業終了後の復職状況、介護休業制度の利用期間並びに働きながら家族の介 護を行う労働者に対する勤務時間短縮等の措置の制度の利用者数、配偶者出産休 暇制度の利用者数
- (2) 平成13年4月1日~平成14年3月31日までの間の出産者又は配偶者が出産した者のうち育児休業を開始した者の数及び働きながら子育てを行う労働者に対する勤務時間短縮等の措置の制度の利用者数

平成 13 年 4 月 1 日 ~ 平成 14 年 10 月 1 日

5 調査の実施期間

平成14年11月1日から11月30日までとした。

6 調査機関

厚生労働省雇用均等·児童家庭局———都道府県労働局雇用均等室———事業所

- 7 調査の方法
  - (1) 調査票

「平成14年度女性雇用管理基本調査票」により行った。

(2) 調査の方法

都道府県労働局雇用均等室経由の自計式郵送調査の方法により行った。

8 集計方法

厚生労働省雇用均等・児童家庭局において集計した。有効回収率は 76.5% であった。

9 調査対象事業所の抽出

平成11年事業所・企業統計調査により把握された事業所名簿に基づき、一定の方法により抽出した。

目標精度は、産業大分類(製造業、卸売・小売業,飲食店及びサービス業については中分類)の規模別に設定し、次の計算式を用いて、調査項目として取り上げられた特定の属性をもつ事業所数の全事業所に対する割合が 50%のときの標準誤差が8%以内になるように設定した。

<b>T</b> 7 <sup>2</sup>	N-n .	P (1 - P)	V=標準誤差	N=母集団事業所数
v =	N-1	<u>n</u>	n=調査対象事業所数	P ≕ 特定の属性を持つ
				事業所の割合
		the rate is a second second		

なお、産業、規模ごとの抽出率は別表のとおりである。

#### 10 調査結果利用上の注意

- (1) この調査は、標本調査であるので、母集団に復元したものを調査結果として表 章している。
- (2) M. A. (Multiple Answer の略)の表示のある統計表は、複数回答であるから 百分比は合計しても必ずしも 100 とはならない。

_		規模別調査事業所	留田 率	一覧表		
 箑	———— 業		500人	100~	30~99	5~29 J
E.	未		以上	499 人	人。	
)	鉱業		1/1	1 / 1	1/3	1 / 3
2	建設業		1/2	1 / 22	1 /162	1 / 295
7	製造業					
	12 · 13	食料品・飲料・たばこ・飼料	1 / 2	1 / 24	1 / 69	1 / 36
	14	繊 維 工 業 (衣服,その他の繊維製品を除く)	1/1	1/4	1 / 10	1/9
	15	衣服・その他の繊維製品	1/1	1 / 5	1 / 33	1 / 22
	16	木材・木製品(家具を除く)	1 / 1	1 / 2	1 / 8	1 / 11
	17	家具・装備品	1/1	1/2	1/9	1 / 10
	18	パルプ・紙・紙加工品	1/1	1/5	1 🖌 16	1/9
	19	出版·印刷·同関連産業	1/1	1 / 8	1 / 32	1 / 29
	20	化学工業	1/2	1/9	1 / 18	1/6
	21	石油製品 石炭製品	1/1	1/1	1/1	1/1
	23	ゴム製品	1/1	1/3	1 / 6	1/ 3
	24	なめし革・同製品・毛皮	0	1/1	1/3	1/2
	25	窯業·土石製品	1/1	1/4	1 / 22	1 / 18
	26	鉄鋼業	1 / 1	1/3	1 / 11	i/ 6
•	27	非鉄金属	1 / 1	1/3	1 / 7	1/ 3
	28	金属製品	1/1	1/8	1 / 39	1 / 39
	29	一般機械器具	1 / 3	1 / 15	1 / 45	1 / 37
	30	電気機械器具	1 / 6	1 / 26	1 / 58	1 / 20
	31	輸送用機械器具	1/4	1 / 11	1 / 25	1 / 13
	32	精密機械器具	1/1	1 / 4	1 / 11	1/0
	22 • 33 • 34	その他	1/1	1/9	1 / 34	1 / 29
3	電気・ガス	・熱供給・水道業	1/1	1 / 6	1 / 8	1/2
ł	運輸・通信	業	1/3	1 / 49	1 / 200	1 / 104
[	卸売、小列	<b>芫業,飲食店</b>				
	$48 \sim 53$	卸売業	1/4	1 / 32	1 / 204	1 / 289
	$54 \sim 59$	小売業	1 / 2	1 / 40	1 / 248	1 / 434
	60.61	飲食店	1 / 1	1/4	1 / 150	1 / 163
ſ	金融・保険	業	1 / 2	1 / 16	1 / 99	1 / 8:
ζ	不動産業		1 / 1	1 / 5	1 / 16	1 / 30
	サービス美	×.				
	75	旅館、その他の宿泊所	1 / 1	1 / 11	1 / 33	1 / 30
	76.80	娯楽業、映画・ビデオ制作業	1 / 1	1 / 9	1 / 55	1 / 4
	88	医療業	1/4	1 / 36	1 / 50	1 / 42
	90	社会保険、社会福祉	1 / 1	1 / 4	1 / 55	1 / 30
	91	教育	1/1	1/9	1 / 39	1 / 23
	その他 (第	家事サービス業、外国公務除く)	1/6	1 / 66	1 / 260	1 / 306

【参考】

## 育児・介護休業法の概要

#### 1 育児休業制度

- 労働者は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をす ることができる。
- 事業主は、労働者が育児休業の申出をし、又は育児休業をしたことを理由として解雇その 他不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 介護休業制度
  - 労働者は、その事業主に申し出ることにより、連続する3月の期間を限度として、常時介 護を必要とする状態にある対象家族〔配偶者、父母及び子(これらの者に準ずる者を含む)、
     配偶者の父母〕1人につき1回の介護休業をすることができる。
  - 事業主は、労働者が介護休業の申出をし、又は介護休業をしたことを理由として解雇その 他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 時間外労働の制限
- 事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合においては、1か月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはならない。
- 4 深夜業の制限
- 事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合においては、深夜において労働させてはならない。
- 5 勤務時間の短縮等の措置
  - ① 事業主は、1歳に満たない子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の 介護を行う労働者で育児・介護休業をしない者については、次のいずれかの措置を、1歳か ら3歳に達するまでの子を養育する労働者については、育児休業に準ずる措置又は次のいず れかの措置を講じなければならない。

短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、所定外労 働の免除(育児のみ)、託児施設の設置運営(育児のみ)、育児・介護費用の援助措置

- ② 事業主は、3歳から小学校入学までの子を養育し、又は家族を介護する労働者については、 育児・介護休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければ ならない。
- 6 子の看護のための休暇の努力義務
  - 事業主は、小学校入学までの子の看護のための休暇制度を導入するよう努めなければなら ない。
- 7 転勤についての配慮

○ 事業主は、労働者の転勤については、その育児又は介護の状況に配慮しなければならない。

- 8 国による援助
  - 回は、事業主等に対する給付金の支給等の援助、労働者に対する相談等の措置、再就職の
     援助、仕事と家庭の両立についての広報活動等を行う。

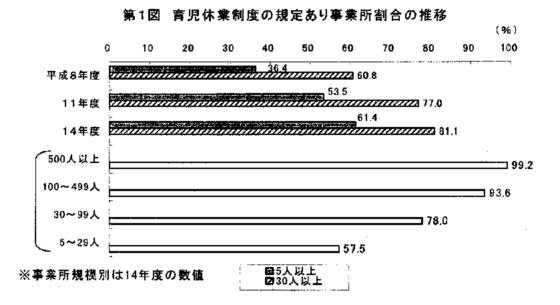
## 第2章 調査結果の概要

#### 育児休業制度等に関する事項

#### 1 育児休業制度

#### (1) 育児休業制度の規定状況

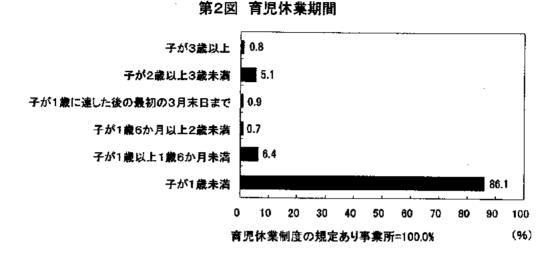
育児休業制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模5人以上では61.4%(平成11 年度53.5%)、事業所規模30人以上で81.1%(同77.0%)と前回調査よりそれぞれ7.9% ポイント、4.1%ポイント上昇している。産業別にみると、金融・保険業で94.7%、電気・ ガス・熱供給・水道業で91.5%とその割合が高い(事業所規模5人以上。以下、特に断ら ない限り同じ)。事業所規模別にみると500人以上で99.2%、100~499人で93.6%、30 ~99人で78.0%、5~29人で57.5%と規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が 高くなっている(第1図、第1表)。



#### (2) 育児休業制度の内容

#### イ 育児休業期間

育児休業制度の規定がある事業所における育児休業制度の期間は「子が1歳未満」と する事業所が86.1%を占め、「子が1歳以上1歳6ヶ月未満」が6.4%となっている。ま た、「子が2歳以上3歳未満」とする事業所割合は5.1%と、前回調査(1.6%)よりも3.5% ポイント上昇しているが、「3歳以上」とする事業所割合は0.8%と前回調査(1.4%) よりも0.6%ポイント低下している(第2図、第2表)。



#### 口 取得回数

育児休業制度の規定がある事業所で、同じ子について取得することができる育児休業の回数は、「1回」とする事業所が95.4%となっている(第3表)。

#### ハ 育児休業制度の対象労働者

育児休業制度の規定がある事業所で、育児・介護休業法の適用除外となっていたり、 労使協定で除外できることとなっている者について、育児休業制度の対象としている事 業所は、「1年以内に退職することが明らかな者」について 25.9% (11 年度 29.7%)、「配 偶者が常態として子を養育することができる者」について 22.5% (同 26.5%)、「期間を 定めて雇用される者 (その一部を対象とするものを含む)」については、21.2% (同 21.3%)、「勤続1年未満の者」について 14.3% (同 21.3%)となっている (第4表)。

#### (3) 育児休業期間中及び復職後の労働条件等の取扱い

#### イ 労働条件の明示の有無

育児休業中及び復職後の労働条件の明示について、「書面の交付」による事業所 38.0%、 「ロ頭で伝達」による事業所 29.3%をあわせ、労働条件を明示している事業所は 67.3% である。「書面の交付」による事業所割合を事業所規模別にみると 500 人以上で 64.8%、 100~499 人で 57.6%、30~99 人で 48.5%、5~29 人で 35.5%と規模が大きくなるほど その割合が高くなっている (第5表)。

#### ロ 会社や共済会等から休業中に休業中に支給される金銭の支給状況

#### (イ) 子が1歳未満の育児休業中の労働者に対する金銭の支給状況

子が1歳未満の育児休業中の労働者に会社や共済会等から金銭を支給している事業所は10.4%であり、そのうち「毎月の支給あり」は72.4%、「一時金の支給あり」は33.6%となっている(第6表)。

#### (ロ) 子が1歳以上の育児休業中の労働者に対する金銭の支給状況

1歳以上の子を対象とする育児休業制度がある事業所で、子が1歳以上の育児休 業中の労働者に会社や共済会等から金銭を支給している事業所は19.5%であり、そ のうち「毎月の支給あり」は90.5%、「一時金の支給あり」は26.2%となっている。 また、「毎月の支給あり」事業所のうち、「労働者負担分の社会保険料相当額」を 支給している事業所は51.2%となっている(第7表)。

#### ハ 育児休業期間中の定期昇給の取扱い

育児休業期間中の定期昇給の取扱いについては、定期昇給制度のある事業所のうち「定 期昇給時期に昇給する」が25.3%、「休業期間中の定期昇給は行わずに復職後の定期昇 給に持ち越す」が51.8%、「復職後に昇給する」が23.0%となっている(第8表)。

#### ニ 賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱い

賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱いについては、賞与の制度が ある事業所のうち「出勤日又は休業期間に応じて支給する」事業所が 78.6%、「出勤日 又は休業期間にかかわらず一定額又は一定率支給する」事業所が 5.4%と、合わせて 84.0%が賞与を支給している。事業所規模別に賞与を支給している事業所割合をみると、 500 人以上で 93.5%、100~499 人で 88.2%、30~99 人で 85.9%、5~29 人で 83.5%と、 規模が大きくなるほど割合が高くなっている。また、育児休業制度の規定のある事業所 では 86.3%、規定のない事業所でも 79.7%の事業所が賞与を支給している(第9表)。

#### ホ復職後の賃金の取扱い

復職後の賃金の取扱いについては、「休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する」が 70.7%を占めており、「休業前の額を下回ることもある」は 7.3%である。「休業前の賃 金又はそれ以上の額を保障する」事業所の割合は、規模別では 500 人以上で 90.7%、100 ~499 人で 86.2%、30~99 人で 78.4%、5~29 人で 68.9%と規模が大きくなるほど割合 が高くなっている。また、育児休業制度の規定のある事業所では 83.9%となっている(第 10 表)。

#### へ 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

退職金の算定の際の休業期間の取扱いについては、退職金制度のある事業所のうち「勤 続年数に全く算入しない」事業所は 47.4%であり、勤続年数に算入している事業所は「原 則として全期間を勤続年数に算入する」事業所 37.8%と「原則として一定期間又は一定 割合を勤続年数に算入する」事業所 14.8%をあわせて 52.6%となっている(第11表)。

#### ト復職後の職場・職種の取扱い

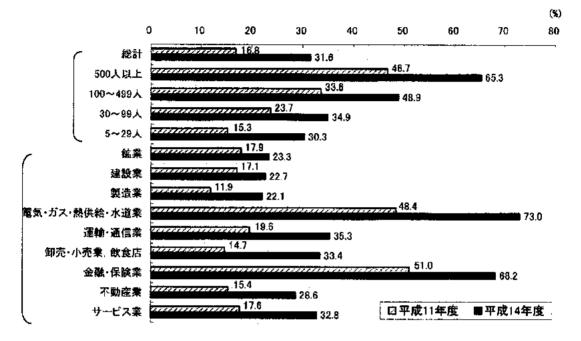
復職後の職場・職種の取扱いについては、「原則として原職復帰する」が71.3%、「本 人の希望を考慮し会社が決定する」が15.1%、「会社の人事管理等の都合により決定す る」は9.7%と原職又は本人の希望が考慮された形での復職とする事業所の割合が高く なっている。育児休業制度の規定のある事業所では、「原則として原職復帰する」が 84.1%、「本人の希望を考慮し会社が決定する」が9.9%となっている(第12表)。

#### チ 職業能力の維持、向上のための措置の状況

育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置については、31.6%の事業所 が何らかの措置を講じており、平成11年度の16.8%と比べ14.8%ポイント上昇してい る。産業別では、電気・ガス・熱供給・水道業で73.0%と前回調査(48.4%)より24.6% ポイント上昇しているほか、卸売・小売業,飲食店で33.4%(平成11年度14.7%)と大 きく上昇している。事業所規模別では全ての規模で上昇がみられるが、特に、500人以 上規模で65.3%(同46.7%)と大きく上昇している。

措置を講じている事業所における措置の内容(複数回答)をみると、「休業中の情報提供」を行っている事業所割合が68.0%となっており、前回(61.3%)に比べ6.7%ポイント上昇している。(第3図、第13表)。

第3図 育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置



#### (4) 育児休業制度の利用者の状況

イ 出産者

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間に出産者又は配偶者が出産した者がいた事業所の割合は28.4%であり、そのうち出産者のいた事業所は35.4%、配偶者が出産した者のいた事業所は80.4%となっている。

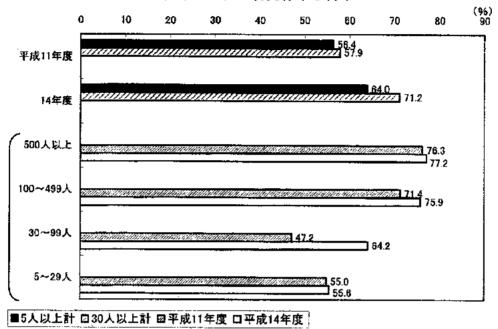
また、女性常用労働者に占める出産者の割合は1.7%となっている(第14表)。

#### 口 育児休業取得者

出産者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得者(平成13年4月1日から平成 14年3月31日までの1年間の出産者又は配偶者が出産した者のうち、平成14年10月1日 までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む)をいう。以下同じ。)の割 合(以下、育児休業取得率という。以下同じ。)を男女別にみると、女性は 64.0%と前 回(11年度 56.4%)より7.6%ポイント上昇し、男性は0.33%と前回(0.42%)に引き 続き取得率は低かった。これを事業所規模 30人以上でみると、それぞれ 71.2%(同 57.9%)と13.3%ポイントの上昇、0.05%と前回(0.55%)に引き続き低かった。また、 育児休業取得者のうちの男女別割合とみると女性は 98.1%、男性は1.9%となっている。

事業所規模別の育児休業取得率を女性についてみると規模が大きいほど取得率が高く (500 人以上 77.2% (11 年度 76.3%。以下同じ。)、100~499 人 75.9% (71.4%)、30 ~99 人 64.2% (47.2%)、5~29 人 55.6% (55.0%))、また、全ての規模で上昇がみら れ、特に 30~99 人規模では 17.0%ポイントも上昇した(第4図、第15表)。

- 9 -



第4図 女性の育児休業取得率

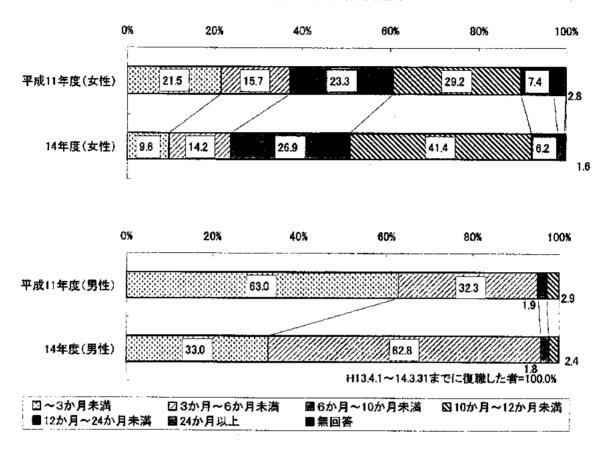
#### ハ 育児休業終了後の復職状況

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間に復職予定であった者の うち、実際に復職した者は88.8%(11年度82.4%)であり、性別にみると、女性は88.7% (11年度82.1%)、男性は100.0%(11年度100.0%)が復職している。(第16表)。

#### ニ 取得した育児休業期間

平成13年4月1日から14年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した女性の育児休業期間は、「10か月~12か月未満」が41.4%と最も多く、前回(29,2%)と比べ12.2%ポイント上昇しており、6ヵ月以上取得している者も76.1%と前回(62.7%)に比べ13.4%ポイント上昇した。一方「3ヵ月未満」の者は9.6%と前回(21.5%)に比べ11.9%ポイント低下している。

男性は、「3か月~6か月未満」が62.8%と最も多く、前回(32.3%)と比べて30.5% ポイント上昇している一方で、「3ヵ月未満」の者は33.0%と前回(63.0%)より30.0% ポイント低下しており、育児休業期間の長期化傾向が見られる(第5図、第17表)。



#### 第5図 取得した育児休業期間

## (5) 育児休業取得者があった際の雇用管理

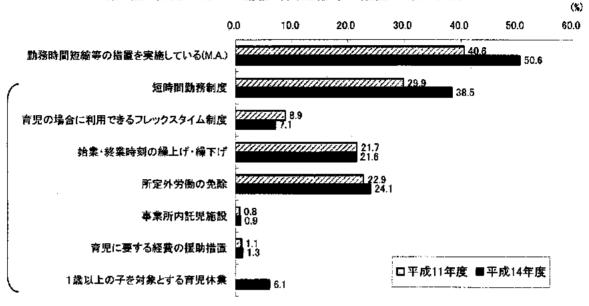
育児休業取得者があった際の雇用管理については、「代替要員の補充を行わず、同じ 部門の他の社員で対応した」事業所は 51.7%、「事業所内の他の部門又は他の事業所か ら人員を異動させた」事業所は 19.4%、「派遣労働者やアルバイトを代替要員として雇 用した」事業所は 39.7%となっている。(第18表)。

## 2 働きながら子育てをする労働者に対する援助の措置に関する事項

## (1) 勤務時間短縮等の措置の導入状況

勤務時間短縮等の措置を導入している事業所は 50.6% (11 年度 40.6%) と措置を講 ずる事業所の割合は上昇している。各措置ごとの導入状況(複数回答)をみると、「短時 間勤務制度」が 38.5% (同 29.9%)と前回に比べた導入事業所割合の上昇が大きく、以 下、「所定外労働の免除」が 24.1% (同 22.9%)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」 が 21.6% (同 21.7%)、「フレックスタイム制度」が 7.1% (同 8.9%)、「1歳以上の子 を対象とする育児休業」が 6.1%等となっている (第 19 表)。

事業所規模別では、「短時間勤務制度」を導入している事業所が 500 人以上で 63.0%、 100~499 人で 59.1%、30~99 人で 46.4%、5~29 人で 36.4%となっており、また、「所 定外労働の免除」が 500 人以上で 60.8%、100~499 人で 45.3%、30~99 人で 32.9%、 5~29 人で 21.8%となっている等、規模が大きくなるほど各措置を導入する事業所の割 合が高くなっている(第6図、第19表)。



#### 第6図 育児のための勤務時間短縮等の措置の導入状況

## (2) 勤務時間短縮等の措置の内容

#### イ 最長利用期間

勤務時間短縮等の措置を導入している事業所において、各措置の対象となる子の年齢の上限をみると、「短時間勤務制度」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度」、「所定外労働の免除」については、それぞれの制度を有する事業所のうち1歳以上の利用を可能とする事業所が51.0%、51.5%、59.7%といずれも5割以上となっている。

また、「1歳以上の子を対象とする育児休業制度」については、「3歳に達するまで」 とする事業所が 53.9%と最も多く、次いで、「1歳~2歳」とする事業所が 37.6%とな っている。

「短時間勤務制度」を導入している事業所について制度の対象となる子の年齢の上限 を「3歳に達するまで」以上としている事業所割合は措置を導入している事業所に対す る割合でみて48.8%、全事業所に対する割合では18.8%となっている。これを事業所規 模別にみると、規模が大きいほど高く、全事業所を100として、500人以上49.5%、100 ~499人 36.4%、30~99人 21.9%、5~29人では17.5%となっている。

また、「短時間勤務制度」を導入している事業所について平日1日に短縮する時間の長 さをみると、「2時間以上3時間未満」とする事業所が 50.2%と最も多く、次いで「1 時間以上2時間未満」とする事業所が 40.2%となっている(第20表)。

#### □ 短時間勤務制度の短縮時間についての賃金取扱い状況

短時間勤務制度を導入している事業所のうち、短時間勤務により短縮した時間についての賃金の取扱いが「有給」である事業所は「一部有給」である事業所 8.8%をあわせ 19.6%、「無給」である事業所が 80.2%となっている (第 21 表)。

#### (3) 勤務時間短縮等の措置の利用状況

#### イ 事業所割合

勤務時間短縮等の各措置を導入している事業所のうち、平成13年4月1日から平成 14年3月31日までの間に出産した女性がいた事業所における利用状況を措置ごとに みると、利用者のあった事業所の割合は、「事業所内託児施設」が64.6%、「育児に要 する経費の援助措置」が45.4%、「1歳以上の子を対象とする育児休業制度」が21.8%、 「短時間勤務制度」が18.1%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が17.0%となっ ている。

一方、配偶者が出産した者のいた事業所(30.5%)において、利用者のあった事業 所の割合は、「事業所内託児施設」が4.1%、「育児に要する経費の援助措置」が3.7% となっている(第22表)。

#### 口 利用者割合

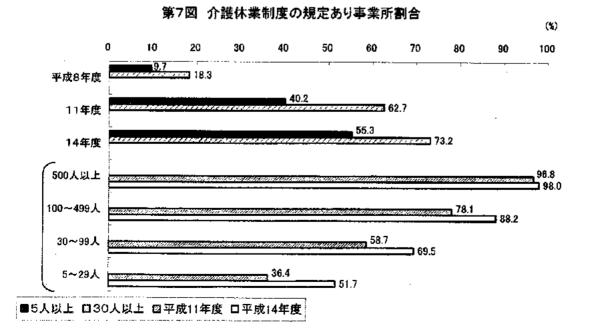
勤務時間短縮等の措置を導入している事業所において、各措置の利用状況をみると、 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間に出産した女性のうち、14年 10月1日までに各措置の利用を開始(開始の申出を含む。)した者の割合は、「事業所内 託児施設」が52.5%で最も高く、以下、「育児に要する経費の援助措置」が20.9%、「短 時間勤務制度」が14.7%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度」が14.4%、「1歳 以上の子を対象とする育児休業制度」が13.9%となっている。配偶者が出産した男性に ついては「育児に要する経費の援助措置」が3.7%、「事業所内託児施設」が2.9%、「フ レックスタイム制度」が2.5%となっている(第23表)。

#### Ⅱ 介護休業制度等に関する事項

#### 1 介護休業制度

#### (1)介護休業制度の規定状況)

介護休業制度の規定がある事業所の割合は、55.3%(11 年度 40.2%)、事業所規模 30 人以上では 73.2%(同 62.7%)と前回調査よりそれぞれ 15.1%ポイント、10.5%ポイン ト上昇している。産業別にみると、育児休業制度同様、金融・保険業で 94.4%、電気・ガ ス・熱供給・水道業で 90.0%とその割合が高い。事業所規模別にみると 500 人以上で 98.0% (同 96.8%)、100~499 人で 88.2%(同 78.1%)、30~99 人で 69.5%(同 58.7%)、5~ 29 人で 51.7%(同 36.4%)と、500 人未満の事業所における上昇が著しい(第 7 図、第 24 表)。

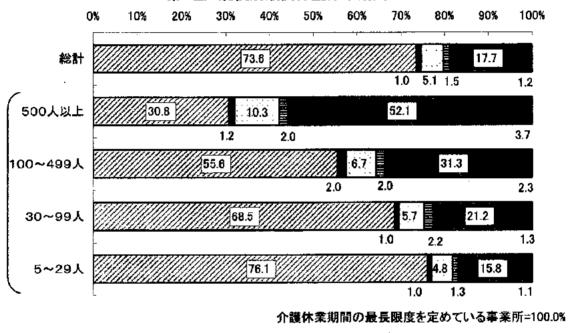


## -13-

#### (2) 介護休業制度の内容

#### イ 最長休業期間

介護休業制度の規定がある事業所における介護休業制度の期間について「期間の最長 限度を定めている」とする事業所は 96.1%であり、「必要日数取得できる」とする事業 所は 3.5%である。期間の最長限度を定めている事業所についてその期間をみると、「3 か月まで」とする事業所が 73.6%、「1年」が 17.7%となっている。1年以上(「1年」 と「1年を超える期間」の合計)の割合を事業所規模別にみると、500人以上で 55.8%、 100~499人で 33.6%、30~99人で 22.5%、5~29人で 16.9%となっており、規模が大 きいほど割合が高くなっている(第8図、第25表)。



第8図 規模別最長介護休業期間

#### 口 取得回数

介護休業制度の規定がある事業所で、介護休業の取得回数について、「制限あり」と する事業所は 83.8%である。その制限内容をみると、「同一要介護者について」回数 を制限している事業所が 92.9%、「同一要介護者の同一疾病について」回数を制限し ている事業所が 6.2%であり、それぞれ取得回数を「1回」に制限している事業所が ほとんどである(第 26 表)。

#### ハ 介護休業制度の対象となる家族の範囲

介護休業制度の規定がある事業所で、対象となる家族の範囲について「制限あり」 とする事業所は93.1%であり、そのうち99.1%が育児・介護休業法の対象家族(注) を対象としている(第27表)。

(注)「育児・介護休業法の対象家族」とは、配偶者、父母、子、これらに準ずる者(労働 者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫)及び配偶者の父母をいう。「祖 父母」「兄弟姉妹」には、配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象としている場合も含む。

#### ニ 介護休業制度の対象労働者

介護休業制度の規定がある事業所で、育児・介護休業法の適用除外となっていたり、 労使協定で除外できることとなっている者について、介護休業制度の対象としている

<sup>□3</sup>か月まで ■3か月を超え6か月未満 □6か月 目6か月を超え1年未満 単1年 ■1年を超える期間

事業所は、「3か月以内に退職することが明らかな者」については 17.5% (11 年度 23.2%)、「勤続1年未満の者」については 14.0% (同 21.0%)、「期間を定めて雇用さ れる者 (その一部を対象とするものを含む)」については 21.3% (同 16.5%)、「所定 労働日数が週2日以下の者」については 9.4% (同 14.6%) となっている (第 28 表)。

#### (3) 介護休業期間中及び復職後の労働条件等の取扱い

#### イ 労働条件の明示の有無

介護休業中及び復職後の労働条件の明示について、「書面の交付」による事業所 36.9%、 「口頭で伝達」による事業所 29.1%をあわせ、労働条件を明示する事業所は 66.0%であ る。「書面の交付」による事業所割合を事業所規模別にみると 500 人以上で 63.8%、100 ~499 人で 57.6%、30~99 人で 46.8%、5~29 人で 34.4%と規模が大きくなるほどその 割合が高くなっている(第 29 表)。

#### □ 会社や共済会等から休業中に休業中に支給される金銭の支給状況

介護休業中の労働者に会社や共済会等から金銭を支給している事業所は 12.5%であり、 そのうち「毎月の支給あり」は 82.1%、「一時金の支給あり」は 22.7%となっている(第 30 表)。

#### - ハ 介護休業期間中の定期昇給の取扱い

介護休業期間中の定期昇給の取扱いについては、定期昇給の制度のある事業所のうち 「休業期間中の定期昇給は行わずに復職後の定期昇給に持ち越す」が 51.6%、「定期昇 給時期に昇給する」が 26.0%、「復職後に昇給する」が 22.5%となっている(第 31 表)。

#### ニ 賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱い

賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱いについては、賞与の制度が ある事業所のうち「出勤日又は休業期間に応じて支給する」事業所が 79.1%、「出勤日 又は休業期間にかかわらず一定額又は一定率支給する」事業所が 5.5%と合わせて 84.6%が賞与を支給している。事業所規模別に賞与を支給している事業所割合をみると、 500人以上で 93.4%、100~499人で 88.7%、30~99人で 86.3%、5~29人で 84.1%と、 規模が大きいほど割合が高くなっている。また、介護休業制度の規定のある事業所では 88.8%、規定のない事業所でも 78.7%の事業所が賞与を支給している (第 32 表)。

#### ホ復職後の賃金の取扱い

復職後の賃金の取扱いについては、「休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する」が 69.9%を占めており、規模別では 500 人以上で 90.2%、100~499 人で 85.5%、30~99 人で 77.0%、5~29 人で 68.1%と規模が大きいほど割合が高い(第 33 表)。

#### へ 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

退職金の算定の際の休業期間の取扱いについては、退職金制度のある事業所のうち「勤 続年数に全く算入しない」事業所は45.2%であり、勤続年数に算入している事業所は「原 則として全期間を勤続年数に算入する」事業所41.2%と「原則として一定期間又は一定 割合を勤続年数に算入する」事業所13.6%をあわせて54.8%となっている(第34表)。

#### ト復職後の職場・職種の取扱い

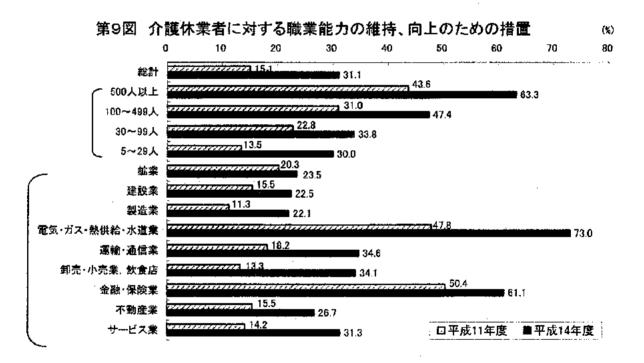
復職後の職場・職種の取扱いについては、「原則として原職復帰する」が70.4%、「本人の希望を考慮し会社が決定する」が15.1%、「会社の人事管理等の都合により決定する」が9.8%となっている。事業所規模別にみると、「原則として原職復帰する」とする

事業所の割合は 500 人以上で 88.0%、100~499 人で 85.6%、30~99 人で 76.8%、5~29 人で 68.8%と規模が大きいほど高く、また、介護休業制度の規定のある事業所では 85.4%となっている(第 35 表)。

#### チ 職業能力の維持、向上のための措置の状況

介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置については、何らかの措置を 講じている事業所割合は 31.1%と平成 11 年度の 15.1%と比べ上昇している。措置を講 じている事業所の割合を産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業で 73.0%(11 年度 47.8%)、卸売・小売業,飲食店で 34.1%(同 13.3%)と大きく上昇しており、事 業所規模別ではいずれの規模でも事業所割合は上昇しているが、特に 500 人以上規模で 63.3%(同 43.6%)と大きく上昇している。

措置を講じている事業所における措置の内容(複数回答)をみると、「休業中の情報提供」が 67.1%、「職場復帰のための講習」が 26.9%となっている。(第9図、第36表)。



#### (4) 介護休業制度の利用者の状況

#### イ 介護休業取得者

常用労働者に占める介護休業取得者(平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで に介護休業を開始したものをいう。以下同じ。)の割合は 0.05% (11 年度 0.06 (11 年度 は平成 11 年 4 月 1 日から平成 11 年 9 月 30 日まで))であり、性別にみると、女性は 0.08% (同 0.15%)、男性は 0.03% (同 0.01%)である。また、事業所規模 30 人以上でみる と、女性は 0.06% (同 0.10%)、男性は 0.01% (同 0.01%)となっている。事業所規模 別にみると、500 人以上で 0.04%、100~499 人で 0.03%、30~99 人で 0.02%、5~29 人で 0.07%と、5~29 人規模事業所で最も高くなっている。

介護休業取得者のうち、女性は 66.2% (同 90.7%)、男性は 33.8% (同 9.3%) であ り、男性の割合は 24.5%ポイント増と大きく上昇している。取得者に占める男性の比率 を事業所規模別にみると、500人以上で 25.1%、100~499人で 18.4%、30~99人で 19.8%、 5~29人で 40.9%と、5~29人規模事業所で最も高くなっている(第 37 表)。

#### ロ 介護休業終了後の復職状況

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間に復職予定であった者のうち、 実際に復職した者は90.6%であり、性別にみると、女性は89.7%が復職し、男性は92.1% が復職している。事業所規模別にみると、500人以上で87.8%、100~499人で86.6%、 30~99人で80.2%、5~29人で93.7%と、5~29人規模事業所で最も割合が高くなって いる(第38表)。

#### ハ 取得した介護休業期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間に介護休業を終了し、復職した者の介護休業期間は、「1か月~3か月未満」が62.9%、「3か月~6か月未満」が14.1%となっているが、1か月未満の者も19.1%を占め、約8割が3か月未満の取得となっている(第39表)。

#### (5) 介護休業取得者があった際の雇用管理

介護休業取得者があった際の雇用管理については、「代替要員の補充を行わず、同じ部 門の他の社員で対応した」事業所は 60.4%、「事業所内の他の部門又は他の事業所から 人員を異動させた」事業所は 30.3%、「派遣労働者やアルバイトを代替要員として雇用 した」事業所は 15.2%となっている(第40表)。

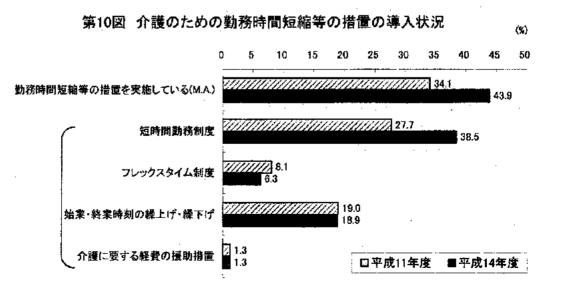
## 2 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

## (1) 勤務時間短縮等の措置の導入状況及び措置の内容

#### イ 導入状況及び最長利用期間

勤務時間短縮等の措置を導入している事業所割合は 43.9%(11 年度 34.1%)と前回に 比べて上昇しており、各措置の導入状況(複数回答)は、「短時間勤務制度」が 38.5%(同 27.7%)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が 18.9%(同 19.0%)、「フレックスタイム 制度」が 6.3%(同 8.1%)、「介護に要する経費の援助」が 1.3%(同 1.3%)と、短時間 勤務制度の導入割合が上昇している(第 10 図、第 41 表)。

各措置を利用することができる期間をみると、「フレックスタイム制度」は「3ヵ月未満」 が最も多く、その他の措置は「3か月」が最も多くなっている(第42表)。



#### -17-

#### ロ 短時間勤務制度の短縮時間についての賃金取扱い状況

短時間勤務制度を導入している事業所のうち、短時間勤務により短縮した時間についての賃金の取扱いが「有給」である事業所は「一部有給」である事業所 8.4%をあわせ 16.2%、「無給」である事業所が 83.6%となっている(第43表)。

#### (2) 勤務時間短縮等の措置の利用状況

勤務時間短縮等の措置を導入している事業所における各措置の利用状況をみると、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間に利用者のあった事業所の割合は、いずれも1%未満にとどまっている(第44表)。

また、同期間に各措置の利用を開始(開始の申出を含む。)した者の割合は、いずれも 0.01%ないし0.02%にとどまっている(第45表)。

#### Ⅲ 時間外労働・深夜業の制限に関する事項

#### 1 時間外労働の制限の制度に関する事項

時間外労働がある事業所は80.0%で、そのうち、育児を行う労働者のための時間外労働の 制限の規定がある事業所は31.6%である。規定のある事業所の割合は、産業別では金融・保 険業で79.0%、電気・ガス・熱供給・水道業で77.0%と高く、事業所規模別では、500人以 上で73.8%、100~499人で51.7%、30~99人で38.5%、5~29人で29.3%と規模が大きい ほど高くなっている。規定のある事業所のうち、対象となる子の年齢については「小学校就 学始期まで」とする事業所が93.9%を占めている(第46表)。

また、時間外労働がある事業所のうち、家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所は29.3%となっている(第47表)。

#### 2 深夜業の制限の制度に関する事項

深夜業がある事業所は 39.7%で、そのうち「所定内労働にある」ものが 56.1%、「所定外 労働にのみある」ものが 43.9%となっている。深夜業がある事業所のうち、育児を行う労働 者のための深夜業の制限の規定がある事業所は 49.0%で、規模が大きいほど規定のある事業 所の割合が高くなっている。

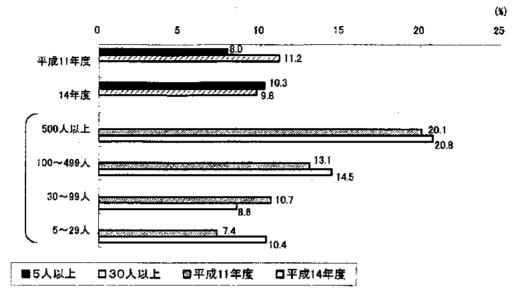
また、家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限の規定がある事業所は 50.1%で、規 模が大きいほど規定のある事業所の割合が高くなっている(第 48 表)。

#### Ⅳ 子の看護のための休暇の措置に関する事項

#### 1 子の看護休暇制度の導入状況

#### (1) 子の看護休暇制度の導入状況

子の看護休暇制度がある事業所は 10.3%で、平成 11 年度の家族の看護休暇制度のある事 業所割合 8.0%より上昇している。そのうち、就業規則等で明文化しているものは 78.5%で ある。また、事業所規模 30 人以上ではそれぞれ 9.8%、90.0%となっている。制度がある事 業所の割合は、産業別では電気・ガス・熱供給・水道業で 29.1%と高くなっており、事業所 規模別では 500 人以上で 20.8%、100~499 人で 14.5%、30~99 人で 8.6%、5~29 人で 10.4% と、概ね規模が大きいほど高くなっている(第 11 図、第 49 表)。



#### 第11図 子の看護休暇制度あり事業所割合

#### (2) 子の看護休暇制度の実施予定状況

子の看護休暇制度がない事業所における実施予定状況については、実施の予定がある事業 所は 1.4%、検討中である事業所が 21.3%、実施予定がない事業所が 77.3%となっている。 また、実施の予定がある事業所の実施予定時期は、「平成 15 年度末までに実施予定」として いる事業所が 53.4%となっている(第 50 表)。

## (3) 子以外で対象となる家族の範囲

子の看護休暇制度がある事業所のうち、子以外の家族についても看護休暇制度の対象とし ている事業所は61.0%で、その対象者をみると(複数回答)、「配偶者」を対象とする事業所 は83.1%、「本人の父母」を対象とする事業所は85.7%、「配偶者の父母」を対象とする事業 所は79.2%となっている(第51表)。

#### 2 子の看護休暇制度の内容

#### (1) 対象となる子の年齢

子の看護休暇制度のある事業所のうち、対象となる子の年齢については「小学校卒業以降も利用可能」とする事業所が42.5%、「小学校就学前(3歳、4歳などとしている場合)」とする事業所が30.8%、「小学校の就学の始期に達するまで」とする事業所が22.0%となっている(第52表)。

#### (2) 休暇日数

子の看護休暇制度のある事業所のうち、休暇日数について「制限あり」とする事業所は 78.9%で、その制限の内容は、「同一の労働者につき」が41.3%、「同一の子につき」が28.8%、 「失効年次有給休暇で」が11.5%となっている。

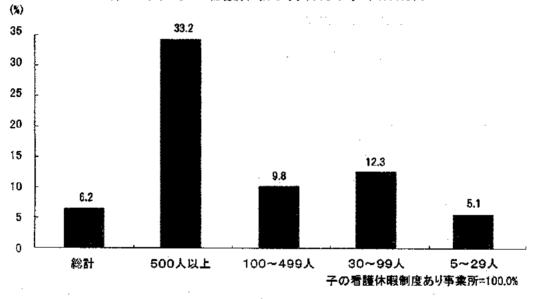
制限がある場合の1年間で取得できる休暇日数については、「同一労働者につき」、「同一 の子につき」のいずれも「5日」とする事業所の割合が最も高く、それぞれ46.0%、44.3% となっている(第53表)。

#### (3) 賃金の取扱い

子の看護休暇制度のある事業所のうち、休暇を取得したときの賃金の取扱いが「有給」 である事業所は33.9%、「一部有給」は13.5%、「無給」は49.6%である(第54表)。

#### (4) 子の看護休暇制度の利用状況

子の看護休暇制度のある事業所で、平成14年4月1日から9月30日までの間にその取得者のいた事業所は6.2%である。産業別には、サービス業で20.2%と高くなっており、事業所規模別には、500人以上で33.2%、100~499人で9.8%、30~99人で12.3%、5~29人で5.1%と500人以上規模事業所で特に高くなっている(第12図、第55表)。



第12図 子の看護休暇取得者あり事業所割合

#### V 配偶者出産休暇制度に関する事項

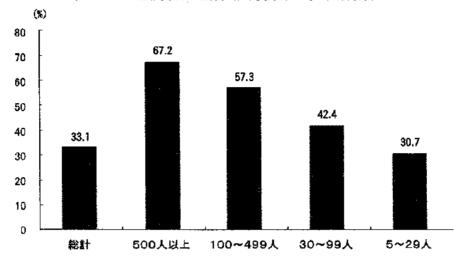
#### 1 配偶者出産休暇制度の導入状況、内容

配偶者出産休暇制度(注)のある事業所は33.1%で、産業別では電気・ガス・熱供給・水 道業で85.0%と高くなっており、事業所規模別では500人以上で67.2%、100~499人で 57.3%、30~99人で42.4%、5~29人で30.7%と規模が大きいほど制度のある事業所の割合 が高くなっている(第13図、第56表)。

取得できる休暇日数については、配偶者の出産1回につき「1~5日」とする事業所が 97.1%を占めている(第44表)。

休暇中の賃金については、「有給」とする事業所が 92.6%を占めている(第57表)。

(注) 配偶者出産体暇制度とは、労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、 配偶者の出産の際に、病院の入院・退院、出産等の付添い等のために男性労働者に与えられ る休暇をいう。



第13図 配偶者出産休暇制度あり事業所割合

## 2 配偶者出産休暇制度の利用状況

配偶者出産休暇制度のある事業所で、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間 にその取得者のいた事業所は22.8%であり、事業所規模別では500人以上で64.2%、100~ 499人で54.1%、30~99人で33.1%、5~29人で18.1%と規模が大きいほど割合が高くなっ ている(第58表)。

また、同期間内に配偶者が出産した男性に占める休暇取得者の割合は 61.6% であり、事業 所規模別では 500 人以上で 50.4%、100~499 人で 65.6%、30~99 人で 61.3%、5~29 人で 62.6% となっている(第 59 表)。

# 第3章 付属統計表

#### 統計利用上の注意

- 1 表中の 〈 〉内は、平成 11 年度調査の数値である。
- 2 該当する事項が0の場合「-」で表示した。
- 3 「0.0」の欄は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- 4 数値の左横に「\*」を付した数値はサンプル数が少ないため、結果の利用には注意を 要する。

## 付属統計表目次

(育児休	*業制度等)
第1表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業制度の規定の有無別事業所割合・28
第2表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、最長育児休業期間別事業所割合 ・・・・・・ 29
第3表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業取得回数別事業所割合・・・・・・・ 29
第4表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、宵児休業対象者からの除外の有無別事業
	所割合
第5表	産業、事業所規模、労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無別、育児休業中
	・休業後の労働条件の明示の有無及び方法別事業所割合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
第6表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業期間中の会社や共済会等からの
	金銭支給の有無及び内容別事業所割合(子が1歳未満の休業期間中) ・・・・・・・・ 32
第7表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業期間中の会社や共済会等からの
	金銭支給の有無及び内容別事業所割合(子が1歳以上の休業期間中) ・・・・・・・・ 33
第8表	産業、事業所規模、育児休業制度の規定の有無別、育児休業を取得した者の休業
	期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第9表	産業、事業所規模、育児休業制度の規定の有無別、賞与の算定期間内に育児休業
	期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
第10表	
	所割合
第11表	
	期間の取扱い別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第12表	産業、事業所規模、育児休業制度の規定の有無別、復職後の職場・職種の取扱い
	別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第13表	産業、事業所規模、育児休業制度の規定の有無別、育児休業者に対する職業能力
	の維持・向上のための措置の有無及び措置の内容別事業所割合 ・・・・・・・・・・・ 39
第14表	産業、事業所規模、労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無別、男女別育児
	休業者の有無別事業所割合及び女性常用労働者に占める出産者割合 ・・・・・・・・ 40
第15表	産業、事業所規模、育児休業制度の規定有り事業所別育児休業取得者割合
	(H13. 4. 1~14. 3. 31) ······ 41
第16表	産業、事業所規模、労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無別、男女別復職
	者割合(H13.4.1~14.3.31) ······ 42
第17表	産業、事業所規模、最長育児休業期間別、男女・取得休業期間別育児休業取得
	者割合(出13.4.1~14.3.31) ······ 43
第18表	産業、事業所規模、労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無、最長育児休業
	期間別、育児休業取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合 ・・・・・・・・・・ 44
第19表	産業、事業所規模、労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無別、育児のため
	の勤務時間短縮等措置の制度の有無別事業所割合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

ł

第 20 表	育児のための勤務時間短縮等措置の最長利用期間別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第21表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児のための短時間勤務制度の短縮時間
	分賃金取扱い状況別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 22 表	育児のための勤務時間短縮等措置の利用者の有無別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
第 23 表	産業、事業所規模、労働組合の有無別育児のための勤務時間短縮等措置あり事業所
	における利用者割合(H13.4.1~14.3.31) ····· 48
	·
(介護休	業制度等)
第 24 表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護休業制度の規定の有無別事業所割合・49
第 25 表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、最長介護休業期間別事業所割合 50
第 26 表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護休業取得回数の制限の有無別事業所
	割合
	産業、事業所規模、労働組合の有無別、対象となる要介護者の範囲別事業所割合・・52
第 28 表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護休業対象者からの除外の有無別事業
	所割合
第 29 表	産業、事業所規模、労働組合の有無、介護体業制度の規定の有無別、介護体業中
	・休業後の労働条件の明示の有無及び方法別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 30 表	産業、事業所規模、労働組合の有無、介護休業期間中の会社や共済組合等からの
	金銭支給の有無及び内容別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
第31表	産業、事業所規模、介護休業制度の規定の有無別、介護休業を取得した者の休業
	期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合
第32表	産業、事業所規模、介護休業制度の規定の有無別、賞与の算定期間内に介護休業
kanto an ≠≓	期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 33 表	産業、事業所規模、介護休業制度の規定の有無別、復職後の賃金の取扱い別事業 所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
体の本書	
第 34 表	産業、事業所規模、介護休業制度の規定の有無別、退職金の算定の際の介護休業 期間の取扱い別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<b>第 95 主</b>	新聞の取扱い別事業別割合 55 59 産業、事業所規模、介護休業制度の規定の有無別、復職後の職場・職種の取扱い
97 50 AC	星来、手来所成溪、开设怀来响及ジスピジ有杰加、该城区ジ城易。城裡ジ珠级/ 別事業所割合····································
笛 36 表	が事業所割日 産業、事業所規模、介護休業制度の規定の有無別、介護休業者に対する職業能力
37 00 K	の維持・向上のための措置の有無及び措置の内容別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<b>第</b> 37 表	産業、事業所規模、介護休業制度の規定の有無別、男女別常用労働者に占める介
A101 24	護休業取得者割合 (H13. 4. 1~14. 3. 31) ···································
第 38 表	産業、事業所規模、労働組合の有無、介護休業制度の有無別、男女別復職者割合
A. 00 24	(H13. 4. 1~14. 3. 31) ······ 63
第 39 表	産業、事業所規模、最長介護休業期間別、男女・利用期間別介護休業利用者割合
214 - C - 24	(H13, 4, 1~14, 3, 31) ······ 64

第 40 表	産業、事業所規模、労働組合の有無、介護休業制度の規定の有無、最長介護休業	
	期間別、介護休業取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合 ・・・・・・・・・・	65
第 41 表	産業、事業所規模、労働組合の有無、介護休業制度の規定の有無別、介護のため	
	の勤務時間短縮等措置の制度の有無別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
第 42 表	介護のための勤務時間短縮等の措置の有無・最長利用期間別事業所割合・・・・・・・・	67
第 43 表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護のための短時間勤務制度の短縮時間	
	分賃金取扱い状況別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
第 44 表	介護のための勤務時間短縮等措置の利用者の有無別事業所割合	68
第 45 表	事業所規模別介護のための勤務時間短縮等措置あり事業所の常用労働者に占める	
	男女別利用者割合(H13.4.1~14.3.31) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69

(時間外労働・深夜業の制限に関する事項)

第 46 表	産業、事業所規模、	労働組合の有無別、	<b>育児のための時間外労働制限規定の有無</b>	
	及び内容別事業所割	合	•••••••••••••••	70
第 47 表	産業、事業所規模、	労働組合の有無別、	介護のための時間外労働制限規定の有無	
	別事業所割合		••••••••••••••••	71
第 48 表	産業、事業所規模、	労働組合の有無別、	育児・介護のための深夜業制限規定の有	
	無別事業所割合		•••••••••••••••	72

(子の看護休暇制度)

第 49 表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、子の看護休暇制度の有無別事業所割合	73
第 50 表	事業所規模別、子の看護休暇制度の実施予定状況別制度なし事業所割合 ・・・・・・・	74
第 51 表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、看護休暇制度の子以外の対象家族の内容	
	別事業所割合、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
第 52 表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、子の看護休暇制度の年齢制限別事業所割合	75
第 53 表	子の看護休暇制度の休暇日数制限状況別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
第 54 表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、子の看護休暇取得時の賃金取扱い状況別事	
	業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
第 55 表	産業、事業所規模別、子の看護休暇取得者の有無別事業所割合 ・・・・・・・・・・	76

## (配偶者出産休暇制度)

第 56 表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、配偶者出産休暇制度の有無及び取得可能	
	日数別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
第 57 表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、配偶者出産休暇取得時の賃金の取扱い状	
	況別事業所割合,	78
第 58 表	産業、事業所規模別、配偶者出産休暇取得者の有無別事業所割合 ・・・・・・・・・・	78
第 59 表	産業、事業所規模、育児休業制度の規定の有無別配偶者出産休暇取得者割合	79

第1表	産業、	事業所規模、	労働組合の有無別。	育児休業制度の規定の有無別事業所割合
	ニー・	TT	- <b>// PROVING IN V/ 17 7</b> 11 //1/23	- FIJUTE THINK */ MUNC */ 17 MUNI + TO 10 PT

. . . . . . . . .

5

		-		(%)
	総計	規定あり	規定なし	無回答
【総計】	100.0	61.4	38.5	0.0
	<b>(100, 0)</b>	(53, 5)	<b>(46, 5)</b>	<->
【産業】				
D 鉱業	100.0	50.8	49. 2	~
	(100.0)	(42.8)	<b>(57.2)</b>	
E 建設業	100.0	46.2	53.8	-
	(100.0)	(39,9)	(60, 1)	
F 製造業	100. 0	51.9	48. 1	-
	(100.0)	(42.1)	(57.9)	
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	91.5	8.5	_
	(100.0)	<b>〈95. 4〉</b>	(4.6)	
日 運輸・通信業	100.0	69.7	30. 3	_
	(100.0)	(61, 0)	(39.0)	
1 卸売・小売業, 飲食店	100.0	62.6	37.4	0. 1
	(100.0)	(58.8)	<b>(41.2)</b>	
J 金融・保険業	100.0	94, 7	5.3	_
	(100.0)	(94.0)	<b>(6, 0)</b>	
K 不動產業	100.0	60.2	39.8	_
	(100.0)	(45. 0)	<b>〈55, 0〉</b>	
し サービス業	100.0	66. 9	33.1	_
	<b>(100.0)</b>	(53. 2)	(46.8)	
【事業所規模】				
500人以上	100.0	99.2	0.8	-
	<b>(100.0)</b>	(98.7)	(1.3)	
100~499人	100.0	93, 6	6.4	-
· · · ·	<b>(100.0)</b>	(88, 5)	(11.5)	
30~99人	100. 0	78.0	21. 8	0. 2
	<b>(100.0)</b>	(74.0)	<b>〈26.0〉</b>	
5~29人	100. 0	57.5	42.5	-
	(100, 0)	(49.4)	(50.6)	
30人以上(菁掲)	100. 0	81.1	18.8	0, 1
	<b>(100, 0)</b>	(77.0)	(23.0)	
【労働組合の有無】				
官り	100. 0	93.8	6.1	0.1
	<b>(100.0)</b>	(91.8)	(5.2)	
<b>操し</b>	100. 0	53.0	47.0	-
	(100. 0)	(43.5)	(56.5)	
無回答	100.0	92. 9	7.1	-

事業所総数=100.0%

-28-

•

					最長休業期間	]		
	総計	1歳朱満	1歳~1歳 6か月米満	1歳6か月 ~2歳未満	2.歳~3.歳 未満	3歳以上	1 歳に達し た後の最初 の3 月末日 まで	無回答
【総計】								
	100.0	86.1	6.4	0.7	5.1	0, 8	0.9	D. 0
	(100.0)	(84.0)	(11.5)	(1.4)	(1.6)	(1.4)		(0, 0)
【廣業】								
D 鉱業	100.0	96.4	3.5	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
E 建設入業	100.0	91.7	7.4	0.0	0.3	0.0	0,5	0.0
F製造業	100.0	89.0	5.6	0.8	2.9	0.4	1.3	0.0
G 竃気・ガス・熱供給・水道業	100.0	62.9	4.7	10.7	5.9	14. 7	4.1	0.0
H 運輸・通信集	100. 0	91.3	3.3	Q. 1	4.2	1, 1	0.0	0. Q
[ 卸売・小売業, 飲食店	100.0	86.4	5.1	1, 1	5.0	1, 2	1.1	0. O
」金融・保険業	100.0	<b>79</b> , 5	15.2	2.0	3.3	0, 0	0.0	0.0
K 不動産業	100.0	73.5	10.0	Q. 1	16.1	0.0	0.4	Q. Q
とサービス業	100.0	82.8	7.1	0.1	8.6	0. 6	0.8	0.0
【事業所規模】								
500人以上	100.0	66, 7	9.7	5.1	8.5	2.3	7.7	0.1
	(100. 0)	(68.5)	<13.2>	(12.0)	<b>(4</b> .5)	(1.7)	] [	<->
100~499人	100.0	80, 0	6.2	2.1	8.0	1. <b>4</b>	2.3	0.0
	(100, 0)	(81, 2)	<b>(11.4)</b>	(3.2)	(3.1)	(1.1)		<->
30~99人	100.0	B6. 5	5.4	1.0	5.1	1.0	1.0	0.0
	<100.0>	(87.9)	(7.4)	(2, 5)	(1.4)	(0,9)		<->
5~2.9人	100.0	86, 4	6.7	0.6	5.0	0.7	0.7	0.0
	<b>(100.0)</b>	<b>〈83.5〉</b>	<b>〈12.4〉</b>	(1.0)	(1,6)	(1, 5)	E	<b>(0,0)</b>
30人以上(眞偈)	100.0	84. 9	5.6	1.3	5.7	1.1	1.4	0.0
	<b>{100, 0}</b>	(86.1)	(8.3)	<b>(3.9)</b>	(1.8)	(0.9)		<->
【労働組合の有無】								
ГУ ·	100.0	81.4	5.9	2.1	6.1	2. 1	1.3	0.0
R-L	100.0	88. 2	6.2	0.1	4.7	0.2	0.6	0.0
王回答	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

## 第2表産業、事業所規模、労働組合の有無別、最長育児休業期間別事業所割合

育児休業制度の規定がある事業所=100.0%

## 第3表産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業取得回数別事業所割合

	総計				回数			
	1 HOPE	10	2 🛛	30	4 🖸	5回	制限なし	無阋答
【総計】								
	100.0	95.4	2. 0	0, 1	0, 0	0.0	1.2	1.4
【産業】							1 1	
D鉱業	100.0	100.0	_	-	-	-	I	
E 建設業	100.0	99.2	0.5	-	_ `	-	0.3	-
F 製造業	100.0	93.9	1.9	0.4	-	0,1	2.2	1.5
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.4	0.3	-	-	_	0.3	-
H 運輸·通信業	100.0	99.0	0.8	-	-	-	0.2	0.0
1 卸売・小売業、飲食店	100.0	95.1	1.4	0, 1	-	_	1.3	2.1
J 金融・保険業	100.0	95.8	2.5	-	-	-	1.7	_
K 不動産業	100.0	96.6	3.3	-	-	-	0.1	_
し サービス業	100, 0	93.9	3.6	0.1	0.0	-	0.9	1.5
【事業所規模】								
500人以上	100.0	95.0	1.3		_	-	2.7	1.0
00~499人	100.0	95.5	2.2	0.1	-	_	1.8	0.4
30~99人	100.0	94.6	2.7	0.4	0.1	0.0	1.5	0.8
5~29人	100.0	95. 5	1.8	0.1	_	_	1.0	1.6
30人以上(再掲)	100. <b>0</b>	94.8	2.6	0.3	0.0	0.0	1.6	0, 7
【労働組合の有無】			-				<u>                                      </u>	3.1
16	100.0	95.9	2.4	0.1	-	_	1.5	0.2
L	100.0	95.1	1.8	0.1	0.0	0.0	1.0	1.9
展回答	100.0	100.0	_	_	-	-		

育児休業制度の規定がある事業所=100.0%

集所翻合	
<b>削所規模、労働組合の有無別、育児休業対象者からの除外の背無別事業所翻</b> 合	
労働組合の有無別、	
產業、事業所規模、	
第4號 感	

ļ			相同を	際となど	朝間を定めて離用される者	物				「魚が属口数が」			勤続	-	年未満の者		鶗	記録樹が実験とし、業者することだか。	てき	空着	1 年 以	年以内に過載する 明心かだ者	3	ž
				1 1	(M. A.)		<b> </b>		!					$\vdash$			Ì		;	1				
	ta		<u>「 末 氏   正</u> 友 振戦 	「た用一間」 「「「」」「「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」」「」」	■離約回上 用一数更 突定以新	よう あっ た	₩ 素 ₩ 衣	<b>御</b> 御		- <del>成</del>					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	御	<b></b>	—————————————————————————————————————	 ず 友	王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王	ä	<b>唯</b> 衣	<b>秋儀</b> 友	倒 都
	100. D	14.8	6.4	1.7	3.3	5.1	78.9	0 0	100, 0	ۍ نه	91.7	0.0	0.0	14.3	85.7	0.0	0.00	22. 5	77.4	0.2	18.0	25.9	74.1	0,0
	(100.0)	(16.9)	(4.4)	(1.5)	(1.0)	(2. 0)	(78.5)	(0.1)	(100.0)	(13. 6)	(86. 2)	(0.2)	(100.0)	(21.3) (	(78.7) ((	(0.0)	(100.0)	(26.5)	(73. 0)	(0.5)	(100,0)	(29.7)	(1.69)	(0.6)
[漢葉]								 			$\left  \right $					 		+						
0 紙業	100.0	Е. Е.	7.4	6.9	·····	0,5	81.5	1	100.0	7.2	92.8		100.0	13.0	87.0		0.0	8, 8	91.2	. <u> </u>	100.0	22.2	77.8	ı
E 建設業	100.0	15,4	3.9	0.1	0.3	3.5	80, 7	0 0	100. 0	5.4	94.6	0.0	10.0	13.2	86.8	-	0.001	29.3	70. 7	,	100.0	26.1	73.9	ı
日間沿筆	100.0	13.2	4,4	2.0	t. 5		82.5	0.0	100.0	12.8	87.2	0.1	100.0	18,1	81.9		00.0	22.0	n.9	0, 1	100.0	27.5	72, 5	ı
G 電気・ガス・勝供給・水道兼	100.0	18.7	17.3	2.5	0.3	14.5	64.0	1	100.0	16.9	82.7	0.4	100.0	12.9	87.1	- -	0.00	13.8	85. <b>9</b>	0.3	100.0	16.6	83.4	ŧ
日本 (1998年) (1998年)	100.0	13.1	4, 8	1.0	1.4	2.9	82.1	,	100.0	\$,0	92.0	0.0	100,0	22.1	77.9	0.0	0.0	24.3	75.7	0.0	100.0	31.6	68.4	0.0
1 卸売・小売業、飲食店	100.0	15.4	7.3	1.2	5,8	<u>ج</u>	77.4	I	100.0	7.9	92.1	-	100.0	10.1	89° 9	-	0.0	22.0	77.9	0.1	100.0	22.6	77.4	ī
1 金根・弦像業	100.0	14, 7	3.1	0.3	i	2.9	82.2	-	100,0	5.0	95.0	0.0	100, 0		91.9	-	0.0	10.6	89.4	•	100, 0	13.5	86, 5	1
× 本 製 産 業	100,0	17.0	4	3.8	0.7	0.2	78.5		100.0	19.3	80.7	 1	100.0	11.7	<b>8</b> 8. 3	- -	0.0	23. 2	76.8		100.0	28.5	71.5	1
し サービス業	100.0	14.8	8.2	ي به	5 8 2	2.8	76.9	0.0	100.0	7.9	92. 1		100, 0	13.8	81.2		0.00	23.4	76. T	<b>9</b> .4	100. 0	31.7	68.3	0,1
[事業所規模]					i					:			 											
SOOAWE	100.0	18.9	ъ.	3,6	2.8	3.6	9.17	0 1	100.0	11.0	88.6		100.0	21.3	78.6	61	<b>100</b> .0	(9, 9	79.8	0.3	100.0	23, 6	76, 3	0, 1
100~499人	100.0	13.7	8, 6	3.6	5 5	3.2	71.7	0.0	0.00	10.4	89.5	0.1	10.00	18.0	82. D	-	100.0	20.1	79.9	0.0	100.0	25.5	74.5	0.1
30~994	100.0	16.4	6,4	2.3	3.0	4.1	77.2	0.1	100° D	10.3	<b>39.6</b>	0.0	100.0	16.4	83.6	-	100.0	22.3	77.3	9.4	100, 0	28.8	71.1	0.1
5~29Å	100.0	14,4	6. Z	1.5	3.4	2.1	79, 3	1	100, 0	7.8	92.2	-	100.0	13.5 8	80 5 80	-	100.0	22.6	77.2	<b>0</b> .1	100.0	26.3	74.7	ı
3 0 人以上(再携)	100.0	15. 9	6.9	2.6	2.9		77.2	0.1	0.001	10.4	89,6	1 0	100.0	16.8	83.2	0.0	100. D	21.8	77.9	0.3	100.0	28.1	71.9	0.1
>	(100.0)	(15.7)	(3.8)	(1.8)	(0.8)	(1.4) (0	(80.2) (	(0.3)	(100.0)	(3.6)	(90.6)	(0.8) (1)	(100.0) (1	5.0)	(84.8) (0.	5	(100.0)	(19. 0)	(80. 5) <	(0.5)	(100.0)	(25.3)	(74.4)	(0.3)
【労働組合の背無】																								
<b>1</b> 一	100.0	8.1	8.7	1.9	2,5		79. 5	0.0	100,0	7.9	92.1	0.0	100.0	11.5 8	88.5 C	0.0	100.0	18.6	81.3	0.1	100.0	21.8	78. †	0.1
<u>ا</u>	100.0	16. 8	5.3	1.6	3.6		78. 5	6.1 	100.0	ي م	91. <b>4</b>	0.0	100.0	15.5	84.5		100.0	24. 1	75.7	0.2	100.0	27.7	72.3	0.0
第回後   100.0	100.0	1	1		1	- 1	100.0	-	100.0	-	0.00	+	100.0	78.9	21.1	= 	100.0	82.8	17.2	,	100.0	83.8	10.2	ł

1

## 第5表 産業、事業所規模、労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無別、育児休業中・ 休業後の労働条件の明示の有無及び方法別事業所割合

			<b>7</b>		(%
	総計	書面	口頭	明示なし	無回答
【総計】		· · · · · ·			
	100. 0	38.0	29.3	30.5	2. 2
【産業】					
D 鉱業	100. 0	25.5	26. 2	43.1	5.2
E 建設業	100. 0	28.6	21.9	44.4	5.0
F 製造業	100. 0	32. 3	26.1	37.6	4.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100, 0	61.3	18.4	19.4	1.0
日 運輸・通信業	100. 0	48.4	23.5	26.2	1.9
I 卸売・小売業, 飲食店	100. 0	37.8	32.5	28.8	0.8
J 金融・保険業	100. 0	77.0	10.1	10.5	2.4
K 不動産業	100.0	35.5	22.5	36.7	5.3
し サービス業	100.0	38: 3	35.6	24.7	1.5
【事業所規模】			1		
500人以上	100.0	64.8	26.6	8.6	0, 1
100~499人	100. 0	57.6	29.0	12.9	0.5
30~99人	100.0	48.5	29.2	20.9	1.4
5~29人	100. 0	35, 5	29.3	32.8	2.4
30人以上(再攜)	100. 0	50.3	29.1	19.3	1.3
【労働組合の有無】					
10	100, 0	64, 6	23.2	11.9	0. 2
#L	100. 0	31.2	30.8	35.3	2.7
<b>用</b> 回答	100.0	24.3	75.7	-	
【育児休業制度の規定の有無】					
	1 <b>0</b> 0, 0	58.5	30, 1	11. 2	0, 2
	100.0	7.3	28.1	59.4	5.2
無回答	100.0	-	*100.0	_	-

事業所総数=100.0%

-31-

第6表	産業、事業所規模、	労働組合の有無別、	<b>育児休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無及び内容</b>
	別事業所割合(子が	1歳未満の休業期間	中)

											(%)
	総計	<b>金銭の</b> 支給あり (M.A.) 計	毎月 金銭の 支給あり (M.A.) 小計	所定内 給与額の 60%以上	所定内 給与額の 20~60% 未満	所定内 給与額の 20%未満	定額	その他	一時金の 支給あり	金銭の 支給なし	無回答
【総計】	100.0	10. 4 (100. 0)	(72. 4) (100. 0)	(33. 2)	(29, 4)	(1, 0)	(9, 5)	(26.8)	(33, 6)	86. 5	3. 1
【産業】 D 銘家	100.0	12.4 (100.0)	(98.0)					(20.0)	(14. 8)	82. 2	5.4
E 建設業	100.0	12.7 (100.0)	(100.0) (72.4)	(13. 1)	(45.0)	(13, 1)	(14.2)	(14.6)	(41.3)	82. 3	5.0
F 製造業	100. 0	9, 8 (100, 0)	(100, 0) (64, 7) (100, 0)	(56, 4)	(22.3)	() (3.4)	()	(21.3)	(39. 6)	<b>84</b> . 9	5.4
G 電気・ガス・熱供給・水道案	100.0	22.6 (100.0)	(72.3) (100.0)	(2, 0)	(55. 5)	(0. 2)	(42. 3)	(-)	(27, 8)	75.4	1.9
H 運輸・通信業 1 卸売・小売業、飲食店	100. 0 100. 0	10.7 (100.0) 9.3	(57, 7) (100, 0)	(13. 2)	(32. 6)	(5. 5)	(34, 4)	(14. 3)	(43.0)	85, 6 88, 6	3.7 2.1
J 金融·保険業	100. 0	(100, 0) 10, 0 (100, 0)	(70.3) (100.0) (78.5)	(31, 3)	(32. 7)	(0, 0)	(2. 9)	(33. 1)	(37.9)	88. 1	1. 9
K 不動産業	100.0	6, 5 (100, 0)	(100.0) (14.3)	(20. 4)	(68. 7)	(0, 7)	(-)	(10. 3)	(91.0)	86. 5	<b>7.</b> 1
レ サービス業	100. 0	11.3 (100.0)	(100.0) (84.6) (100.0)	(-)	(41. 1) (25. 5)	() (0, 8)	(28. 9)	(30.0) (23.1)	(16, 8)	86. 7	2. 0
【事業所規模】 500人以上	100. 0	19, 4 (100, 0)	(36. 7)						(71.5)	80, 2	0.4
100~499人	100.0	12.2 (100.0)	(100.0) (57.3) (100.0)	(4.3) (25.2)	(29. 1) (30. 2)	(18, 5) (2, 8)	(17. 0)	(31.2)	(49. 6)	87. 3	0, 5
30~99人 5~29人	100.0	9.7 (100.0) 10.4	(76, 3) (100, 0)	(20. 5)	(32. 4)	(5.1)	(13. 3)	(28. 7)	(32. 5)	88.9	1.5
3~29天 30人以上(再揭)	100.0	(100.0)	(72, 6) (100, 0)	(35. 6)	(28. 9)	(0. 3)	(8. 9)	(26. 3)	(33. 0)	86, 1 88, 5	3.5 1.3
【労働組合の有無】 「り	100.0	(100.0)	(71, 3) (100, 0)	(21.0)	(32.0)	(4.9)	(13.0)	. (29. 1)	(37. 1)	82. 9	0. 1
۶, ۴.	100.0	(100.0)	(64, 6) (100, 0)	(21.4)	(44, 1)	(2. 2)	(11.9)	(16. 2)	(42. 9)	87. 4	3.9
風答	100. 0	(100.0) 1.6 (100.0)	(76. 2) (100. 0) (-)	(38. 1)	(23, 4)	(0, 6)	(8. 6)	(31, 1)	(29. 2) (*100. 0)	98, 4	-

事業所総数=100.0%

#### 第7表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業期間中の会社や共活会等からの金銭支給の有無及び内容別事業 所割合(子が1歳以上の休業期間中)

		金銭の								1		
	総計	支給あり (M.A.) 計	毎月 金銭の 支給あり (M.A.) 小計	所定内 給与額の 60%以上	所定内 給与額の 20~60% 未満	所定内 給与額の 20%未満	定顓	労働者負 担分の社 会保険料 相当額	その他	ー時金の 支給あり	<b>金銭</b> の 支給なし	無圓智
【総計】	100.0	19.5 (100.0)	(90, 5) (100, 0)	(34. 4)	(9, 5)	(0. 2)	/n n)	/51.0)	(99.0)	(26. 2)	76. 2	4. 3
[産業]	· · ·	1	1 (100.07	1 10 4. 47	(8.37	. ( <b>U</b> . 27	(2.2)	(51.2)	(22, 8)			
D <b>鉱業</b>	100. 0	(-)	(-) (-)	()	(-)	(~)	(—)	()	(-)	()	100. 0	_
E 建胶業	100. 0	42.2 (100.0)	(100.0) (100.0)	(99.8)	(-)	()	(-)	(0.2)	(-)	(-)	15.8	42. 1
F 製造業	100. 0	21.3 (100.0)	(75, 2) (100, 0)	(30, 4)	(2. 2)	(1.6)	(12.8)	(51.7)	(1, 9)	(30, 3)	74.5	4, 2
G 電気・ガス・熱供給・水道業 H 運輸・通信業	100, 0 100, 0	50, 7 (100, 0) 10, 9	(80, 8) (100, 0)	(2. 3)	(11.5)	(-)	(40, 8)	(45. 4)	(-)	(19, 2)	48. 4	0.9
「 卸売・小売業、 飲食店	100.0	(100. 0)	(100.0) (100.0)	(-)	(11.8)	(-)	(~~)	(87. 3)	(0. 9)	(—)	89. 1 82. 6	-
J 金融 - 保 续 業	100. 0	(100.0)	(99, 8) (100, 0)	(48.0)	(~~)	(-)	(-)	(51, 5)	(43, 4)	(43.0)	88. 8	0. 2
< 不動産業	100.0	(100.0) 2.4 (100.0)	(87.7) (100.0) (89.7)	(-)	(*86. 3)	(-)	(-)	(-)	(*13. 7)	(12.3) (20.6)	97. 6	_
<b>、サービス業</b>	100.0	21.6 (100.0)	(100.0) (83.4)	(-)	(32. 8)	(-)	(11, 5)	(55. 7)	()	(20.0)	73. 6	4. 8
事業所規模】			(100, 0)	(1.3)	(14, 8)	(~)	(0, 7)	(78.1)	(19.3)			
₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	100. 0	31. 7 (100. 0)	(72.5) (100.0)	(0.4)	(4. 7)	(1.0)	(12, 8)	(80. 3)	(6, <del>9</del> )	(37. 8)	66. 5	1. 9
00~499人	100.0	24.4 (100.0)	(90, 9) (100, 0)	(10. 3)	(7.5)	()	(6. 3)	(67. 6)	(8. 8)	(17. 2)	74.9	0. 8
0~99人	100. 0 100. 0	16, 7 (100, 0) 19, 6	(77, 7) (100, 0)	(13, 7)	(5. 6)	(1. 2)	(2.8)	(61. 2)	(18, 8)	(32. 9)	82.3	1.1
0人以上(再档)	100.0	(100, 0)	(93, 2) (100, 0)	(40. 6)	(10. 4)	(-)	(1, 5)	(47. 5)	<b>(25</b> , 1)	(25. 6)	75.2 79.7	5.3 1.0
		(100. 0)	(81. 8) (100. 0)	/11 -74	10 .00	(a - 3)	<i>(1</i> m			(27. 9)	··· /	1. V
労働組合の有無】			(100. 0)	(11.7)	(6.2)	(0.7)	(4. 7)	_(64. 7)	(14. 4)			
, ng	100. 0	27, 0 (100, 0)	(86.5) (100.0)	(13, 4)	(10. 6)	(0.0)	(3. 1)	(57.6)	(20, 9)	(25. 7)	· 72. 8	0. 2
ال	100.0	13.8 (100.0) 5 <b>る事業所</b>	(96.4) (100.0)	(62.3)	(8.1)	(0.3)	(0.9)	(42.6)	(25. 4)	(26. 9)	78.9	7.3

Ų.

-33-

### 第8表 産業、事業所規模、育児休業制度の規定の有無別、育児休業を取得した者の休業期間中の定 期昇給の取扱い別事業所割合

							(%)
	643-= i	定期昇給 制度あり	定期昇給	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	複職後の	定期昇給の	Ann 1741 Adve
	総計	小計	時期に 昇給する	復職後に 昇給する	定期昇給に	制度がない	無回答
【総計】	· · ·	·2· UI	<u> 카</u> 和山 9 つ		<u>持ち越す</u>		
	100. 0	66.3			1	29.8	3. 9
	<100. 0>	(70.3)				〈26.5〉	<b>(3</b> . 2)
		(100, 0)	(25.3) (26.2)	(23.0) ∢25.3>	(51.8) (48.5)		
【産業】		(100.07	120.27	120.07	140. 3/	·····	
D 鉱業	100. 0	62.7				26.9	10.3
		(100. 0)	(36.4)	(20, 7)	(42.9)		
E 建設業	100. 0	50.6	(00.0)	(00.5)	(53.6)	44.3	5.1
F 製造業	100.0	(100, 0) 63, 3	(20, 2)	(22, 5)	(57, 3)	30. 9	5.8
	100.0	(100.0)	(27.5)	(21.1)	(51.3)	30.9	<b>0</b> . 0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	85.4				12.3	2. 2
		(100.0)	(16, 4)	(35.1)	(48.5)		
B 運輸・通信業	100. 0	61.2	(00.0)	(04.0)	(07.0)	36.0	2. 8
1 卸売・小売業。飲食店	100, 0	(100, 0) 65, 8	(33, 3)	(31, 5)	(35. 2)	30.7	3, 5
ANDE JUER, ANDER	100.0	(100.0)	(27.0)	(23. 2)	(49, 7)	30.7	J. U
J 金融・保険業	100.0	88.8	<b>,</b> ,			8.8	2.4
		(100. 0)	(15, 1)	(29, 4)	(55, 5)		
K 不動産業	100. <b>0</b>	62.4	(24.1)	(40.7)	60.0	30.5	7.1
L サービス業	100.0	(100, 0) 75, 7	(34, 1)	(13.7)	(52, 2)	21.4	2. 9
	100.0	(100.0)	(23. 2)	(21.1)	(55.6)	21.4	2. 9
【事業所規模】		-					
500人以上	100. 0	92.6				6.9	0.5
	(100.0)	(96.0)	/	(00.0)	(00.0)	(4.0)	<b>(0</b> , 1)
		(100, 0) (100, 0)	(44.1) (48.2)	(22, 8) (26, 7)	(33, 0) (25, 0)		
100~499人	100, 0	86.4	(40. 2/	120. 17	(20. 07	13.1	0.5
	(100.0)	(88.3)				(11.2)	(0.6)
		(100.0)	(31. 9)	(26.5)	(41.6)		
30~99人	100.0	(100.0)	(36, 3)	〈24. 1〉	(39.6)		
30~998	100.0 <100.0>	76.4 (83.7)				20.8 (14.8)	2.8 (1.4)
	(100.07	(100.0)	(26, 3)	(22, 6)	(51.1)	(14.07	<b>X1.47</b>
		(100.0)	(32.5)	(21.8)	(45.7)		
5~29人	100.0	63.9				31.9	4. 2
	<b>(100.0</b> )	(100.0)	(24.7)	(22. 9)	(52.6)	〈28. 7〉	<b>〈</b> 3. 5〉
		(100.0)	(24.7)	(22.9)	(52. 4) ∢49. 5>		
30人以上(再揭)	100.0	78.4	()	(10.0)		19.2	2.4
	(1 <b>00</b> . 0)	(84.7)				(14.0)	<b>(1.3)</b>
		(100.0)	(27.7)	(23, 4)	(49.0)		
【育児休業制度の規定の有無】		(100.0)	(33.5)	〈22. 3〉	44.2		
「月光休来町」というたい月来」	100. 0	82.5			f	16.9	0.6
	(100.0)	(85.9)				(12.5)	(1.7)
		(100.0)	(23. 2)	(23, 3)	(53, 5)		
	100.0	(100.0)	〈27.5〉	<25. <b>5</b> >	(47.0)		o 4
まし しんしょう しんしょ しんしょ	100.0 ∢100.0>	44.4 ∢52.3>				47.2 (42.7)	8.4 (5.0)
	1100.07	(100.0)	(30, 6)	(22. 2)	(47.3)	172.17	χ <i>α.</i> υγ
		(100.0)	(23.7)	(24.9)	(51.4)		
香回答	100. 0	*100.0				-	_
■業所総数=100.0%		(100, 0)	(*100.0)	()	(-)		

事業所総数=100.0%

ì

# 第9表 産業、事業所規模、育児休業制度の規定の有無別、賞与の算定期間内に育児休業期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合 (96)

		1						(%)
	総計	賞与の <b>制度</b> がある事業 所 小計	支給する	休業期間に	ず、一定額 又は一定率	支給しない	賞与の <b>制</b> 度 がない	無回答
F40.513					支給する	<u> </u>		
【総計】	100. 0 ∢100. 0>	85, 5 (87, 6) (100, 0) (100, 0)	(84, 0) <b>∢72, 0</b> >	(78, 6) (67, 9)	(5.4) (4.1)	(16.0) <b>∢15.6</b> )	10, 8 (9, 5)	3.7 (2.8)
【産業】 D 鉱業	100. 0	82, 8 (100, 0)	(73. 2)	(72, 9)	(0, 2)	(26, 8)	6, 8	10.3
E 建設業	100. 0	79.4					15, 6	5.0
F 號遺業	†00. O	(100.0) 82,6 (100.0)	(87, 7) (84, 6)	(82, 7) (80, 2)	(5.0) (4.4)	(12.3) (15.4)	11.3	6. 0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100, 0	97.8					0.3	1.9
日 運輸・通信業	100.0	(100, 0) 91, 3 (100, 0)	(92.6) (79.5)	(90, 5) (73, 5)	(2, 1) (6, 0)	(7, <b>4</b> ) (20, 5)	6.9	1.8
卸売・小売業, 飲食店	100. <b>0</b>	(100, 0) 84, 9 (100, 0)	(19. 5)	(75. 9)	(5, 8)	(20.5) (17.3)	11.7	3.4
J 金融・保険業	100.0	97.8 (100,0)	(91. 7)	(89, 7)	(1, 9)	(8, 3)	0.3	1.9
K 不動産業	100, 0	80.3					10. 9	8.8
L サービス業	100. O	(100, 0) 88, 5 (100, 0)	(84, 7) (83, 5)	(77.5) (77.4)	(7,2) (6,1)	(15.3) (16.5)	9.3	2. 2
【事業所規模】				<u>() I. 17.</u>		(10.07		
500人以上	100.0 {100.0}	99,5 (99,6) (100,0) (100,0)	(93, 5) ⟨90, 8⟩	(91, 1) (88, 8)	(2.4) (2.0)	(6.5) ⟨8.8⟩	0,2 ⟨0,4⟩	0.3 (0.1)
100~499人	100.0 ∢100.0}	98.3 (98.6) (100.0) (100.0)	(88, 2) (85, 9)	(84, 7) (83, 1)	(3. 4) (2. 7)	(11.8) (12.7)	1.3 <1.0>	0,4 ∢0,5>
30~99人	100, 0 (100, 0)	91, 4 (95, 5) (100, 0)	(85, 9)	(81, 6)	(4, 3)	(14. 1)	6, 6 ⟨3, 2⟩	1.9 (1.3)
5~29人	100_0 <100_0>	(100, 0) 84, 0 (86, 2) (100, 0) (100, 0)	⟨80. 0⟩ (83, 5) ⟨70, 4⟩	(75, 4) (77, 8)	(4.6) (5.7)	<pre>(15.5) (16.5) (15.8)</pre>	11.9 (10.7)	4.1 (3.1)
30人以上(再掲)	100. 0 ∢100. 0>	(100,0) 92,7 (96,1) (100,0) (100,0)	(86.4) (81.2)	(66, 4) (82, 3) ⟨77, 0⟩	(4.0) (4.1) (4.2)	(15, 8) (13, 6) (14, 9)	5.6 (2.7)	1.7 ∢1.2>
【育児休業制度の規定の有無】 有り	100.0	96,7	(11.67	//	17.4/	114.8/	3, 1	0.2
	(100.0)	<pre>(95.9) (100.0) (100.0)</pre>	(86. 3) (84. 9)	(82, 6) (83, 4)	(3, 7) (1, 5)	(13, 7) (11, 0)	(3,5)	(0, 6)
無し	100. 0 (100. 0)	70.2 (78.1) (100.0)	(79. 7)	(71. 2)	(8.5)	(20.3)	21.4 (16.5)	8.4 (5.4)
無回答	100.0	(100, 0) *100, 0 (*100, 0)	(57.2) (*100.0)	(71.2) (50.2) (*100.0)	(0, 0) (7, 0) ()	(20.3) (20.9) (-)	-	-

事業所総数=100.0%

· . .

### 第10表 産業、事業所規模、育児休業制度の規定の有無別、復職後の貫金の取扱い別事業所割 合

					(%)
	総計		休業前の賃金を 下回ることもあ る	その他	無回答
【総計】					
	100.0	70. 7	7.3	18.4	3.6
	<u> (100. 0)</u>	(64, 8)	(11.1)	<u> (21.3)</u>	(2.7)
【產業】					
D 鉱業	100.0	61.5	11.9	16. 2	10.3
E建設業	100. 0	63.5	8.6	22.8	5.0
F 製造業	100. 0	67.1	8.7	18.0	6.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	1 <b>0</b> 0. 0	79.6	3.8	14. 7	1.9
日 運輸・通信業	100. 0	66.3	7.8	23.8	2.1
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	69.8	7.3	20.1	2.8
J 金融・保険業	100.0	82.5	5.4	9.9	2. 1
K 不動産業	100. 0	62.6	6.1	24. 2	7.1
L サービス業	1 <b>0</b> 0. 0	78.4	5.7	13. <b>2</b>	2.7
【事業所規模】					
500人以上	100.0	90.7	3.6	5.5	0.1
	(100.0)	(85, 8)	<b>〈</b> 5. 2〉	<b>〈9.0〉</b>	<->
100~499人	1 <b>0</b> 0, 0	86. 2	4.3	9.1	0.4
	(100.0)	(84.0)	(5.6)	(10.0)	<b>(0, 4)</b>
30~99人	1 <b>0</b> 0. 0	78.4	7.3	12.2	2. 2
	(100.0)	(76.8)	<b>(8.3)</b>	(13.6)	(1.3)
5~29人	1 <b>0</b> 0. 0	68.9	7.4	19.8	3.9
	(100, 0)	(62.5)	(11.6)	<b>〈22. 8〉</b>	(3.0)
30人以上(再揭)	100. 0	79.9	6.7	11.5	1.8
	(100.0)	(78.2)	(7.8)	(12.9)	(1.1)
【育児休業制度の規定の有無】					
有り	100, 0	83. 9	5.3	10, 5	0.3
	(100.0)	(76.7)	(9.2)	(13.5)	(0.6)
無し	100.0	52.5	9.9	29.4	8.2
	(100.0)	(51.2)	(13.2)	(30, 4)	(5.2)
無回答	100.0	*100.0		-	-

# 第11表 産業、事業所規模、育児休業制度の規定の有無別、退職金の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合

·····		1					(%)
	総計	退職金の 制度あり	原則として 全期間を勤 続年数に算 入する	原則として 一定期間又 は一定割合 を勤続年数 に算入する	勤続年数に まったく算 入しない	退職金の 制度がない	無回答
【総計】		1	<u>†</u>				
	100. 0	81.9				14.6	3.5
	<b>₹100.0</b> }	(82.4)				<b>(13.8)</b>	(3, 8)
		(100.0)	(37.8)	(14, 8)	(47.4)		
【產業】		(100.0)	(39.0)	(10.3)	<u>〈50.7〉</u>		
D 鉱業	100. 0	75.6	ĺ			14.1	10. 3
		(100.0)	(51.6)	(5.3)	(43. 1)		10.0
E 建設業	100. 0	78.1				16.8	5.0
		(100.0)	(36, 9)	(19.6)	(43. 5)		
F 製造業	100. 0	79.2	(48.3)			14.8	6.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	(100.0)	(42. 7)	(12.0)	(45, 3)		
は 電気・ガス・激発椅・小道来	100.0	97. 1 (100. 0)	(15.8)	(5.5)	(70 7)	-	2. 9
日 運輸・通信業	100. 0	85.2	(10.0)	(5, 5)	(78. 7)	12.7	2.1
	140.0	(100.0)	(24.3)	(28.9)	(46.8)	16-1	Z. I
Ⅰ 卸売・小売業、飲食店	100. 0	80. 5	(* T. V)		(10.07	16.6	2.8
		(100.0)	(42.0)	(10, 1)	(47.8)		•
」 金融・保険業	100. 0	97.9				-	2.1
		(100.0)	(12, 4)	(13, 0)	(74.6)		
К 不動産業	100. 0	74.2				15. 2	10.6
L サービス業	100.0	(100.0)	(41.0)	(11.6)	(47. 4)	10.7	
	100. 0	85, 1 (100, 0)	(36.4)	(19.0)	(44.5)	12. 7	2. 2
【事業所規模】			(30. 4)	(19.0)	(44, 5)		
500人以上 。	100.0	99.0				0.8	0. 2
	<b>(100, 0)</b>	(99.2)				(0.9)	$\langle - \rangle$
		(100.0)	(30, 8)	(17.3)	(52. 0)		
		(100.0)	(31.4)	(14.2)	(54.4)		
100~499人	100.0	97.2				2.3	0.4
	<b>〈100. 0〉</b>	(97.6)	(00.0)	(15.0)	(51.0)	<b>(1, 9)</b>	<b>(0, 4)</b>
		(100, 0) (100, 0)	(33.3) (31.5)	(15. 2) (12. 7)	(51.6)		
30~99人	100.0	90.5	101.07	X1Z, 17	<b>〈</b> 55. 8〉	7.1	2.4
	(100.0)	<b>(92.4)</b>				(6.2)	2.4 (1.4)
	<b>-</b>	(100.0)	(38, 2)	(13.4)	(48, 4)		, i. i/
		<100.0>	(39.0)	(9.8)	(51.2)		
5~29人	100.0	79.9	<b>!</b>			16. 2	3.8
	<b>〈100. 0〉</b>	(81.6)	(07.0)	/+ <b>=</b> -1		(15.3)	<b>(3</b> .1)
		(100, 0) <100, 0)	(37.9) (37.7)	(15, 1)	(47.0)		
30人以上(再揭)	100. 0	91.8	<b>(37</b> . 7)	〈10. 8〉	<b>〈51, 5〉</b>	6.2	2.0
	(100.0)	(93.4)				6. 2 (5. 4)	2.0 (1.2)
		(100.0)	(37. 2)	(13.8)	(49.0)	\v. 7/	X1. 47
		(100. 0)	(37.5)	(10.4)	(52.1)		
【育児休業制度の規定の有無】		_					
有り	100.0	94.0				5.7	0.3
	(100.0)	(96.8)	(00.0)	14.4	(F) ( - )	<b>〈2</b> . 7〉	<b>(0.5)</b>
		(100.0) (100.0)	(36. 2)	(11.9)	(51, 8)	1	
無し	100.0	(100.0) 65.4	<b>(3</b> 77)	(7.8)	(54.5)	26.7	7.9
	(100.0)	(67.9)		[		20.7 (26.7)	√.9 <5.4>
		(100, 0)	(40. 7)	(20. 6)	(38.7)	120.77	10. 7/
		(100.0)	(37.6)	(15.5)	(46.9)	Į	
無回答	100.0	100.0			l	-	_
事業所総数=100.0%		(*100.0)	(*100, 0)	(_)	(-)		

第12表	産業、事業所規模	、育児休業制度の規定の有無別、	復職後の職場・職種の取扱い別事
	業所割合		•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••

					(%)
	総計	原則として原職 復帰する	本人の希望を考 慮し会社が決定 する	会社の人事管理 等の都合により 決定する	無回答
【総計】					
	100. 0	71.3	15. 1	9.7	3.9
	(100, 0)	(70.6)	<u>(15. 2)</u>	<u>(12.3</u> )	(1, 9)
【產業】					
D鉱業	100, 0	75. 2	10. 2	4.3	10.3
E 建設業	100. 0	63, 7	15. 7	15.5	5.0
F製造業	100. 0	67.6	16, 5	9, 9	6, 0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100, 0	90. 3	2.5	4, 3	2. 9
日 運輸・通信業	100. 0	71.2	14. 3	10. 2	4. 3
1 卸売・小売業,飲食店	100. 0	70.6	17.0	9,0	3.4
J 金融・保険業	100. 0	86.4	6.9	4.9	1.9
K 不動産業	100. 0	53.7	26. 2	11.3	8.8
L サービス業	100. 0	77.7	11.5	8.4	2.4
【事業所規模】			· · · ·		
500人以上	100. 0	87.6	6, 1	6.3	-
	(100.0)	(80.2)	(8.4)	<b>(11.5)</b>	<->
100~499人	1 <b>0</b> 0. 0	86.6	7.3	5.7	0, 4
	(100. 0)	(82, 2)	<b>(10.9)</b>	(6.5)	(0.4)
30~99人	100. 0	78.0	12.4	7.4	2.2
	<100.0>	(78.5)	(12.3)	(8.2)	(1.0)
5~29人	100.0	69.6	15.8	10.3	4.3
	(100.0)	(69.1)	(15.8)	(13.1)	(2.1)
30人以上(再掲)	100.0	79.6	11.5	7.1	1.9
	(100.0)	(79.2)	(12.0)	(7.9)	(0.9)
【育児休業制度の規定の有無】					\0.0/
有り	100. 0	84, 1	9, 9	5,8	0.3
	(100.0)	(76.8)	(13.4)	(9.3)	(0.5)
無し	100.0	53.8	22.2	15.2	8,9
	(100.0)	(63.4)	(17.3)	(15.8)	(3.5)
無回答	100.0	*100.0	-	_	-

ļ

and the second second

事業所総数=100.0%

-38-

### 第13表 産業、事業所規模、育児休業制度の規定の有無別、育児休業者に対する職業能力の維持・向上のための措置の有無及び措置の内容別事業所割合

			· · · · · ·				(%)
	総計	講じている (M.A)	休業中の 情報提供	職場復 <del>帰</del> の ための講留	その他	講じていない	無回答
【総計】	100.0	31.6		-		65.2	3.3
	(100.0)	(16, 8)				(82.3)	(0.9)
		(100. 0)	(68. 0)	(25.5)	(15.6)		
		(100, 0)	(61.3)	(35.3)	(15.8)		
【 <u>産業】</u> D 鉱業	100. 0	23.3				66.0	10.5
	(100.0)	(17.9)				66.3 (79.6)	10. 3 (2. 4)
	(100.0)	(100.0)	(62.3)	(31.1)	(15.3)	£75.07	12.47
		(100.0)	(65. 5)	(53. 2)	(1.6)		
E 建設業	100.0	22.7				72.3	5.0
	(100.0)	(17.1) (100.0)	(46. 3)	(24, 7)	(29, 6)	(81, 1)	<b>(1, 8)</b>
		(100.0)	(40.3)	(24.7)	(10.4)		
F 製造業	100.0	22.1	(00.2)	(00.07	<b>319</b> / <b>1</b> /	72.1	5.8
	(100.0)	(11.9)				(87.0)	(1.1)
		(100, 0)	(65.3)	(27, 2)	(14, 5)		
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	<100.0> 73.0	<b>(65</b> , 1)	<b>(41.4)</b>	(15.1)	25, 1	1.0
G 电X - 77 - 2000 - 小坦来	(100.0)	(48, 4)				(51.6)	1.9 <->
		(100.0)	(89. 8)	(10, 7)	(4, 4)	(01.07	
		<100.0>	(89.3)	(28.0)	(21.7)		
日 運輸・通信業	100.0	35.3				62. 6	2.1
	(100.0)	(19.6)	( <b>1</b> 4 m	(22.0)	(10 0)	(80, 1)	<b>(0, 4)</b>
		(100, 0) ∢100, 0}	(71, 3) (58, 0)	(23.9) (41.8)	(13.9) (19.6)		
I 卸売・小売業,飲食店	100.0	33.4	(00.0)	(41.0)	(10. 0)	64.4	2. 2
	(100.0)	(14.7)				(84.7)	(0.5)
		(100.0)	(70, 8)	(24. 0)	(14.6)		
J 金融・保険業	100. 0	⟨100.0⟩ 68.2	(55.3)	<b>∢45. 8</b> ≽	(12, 3)	10.5	
J型成"沐陕来	(100.0)	(51.0)				29.5 (49.0)	2.4 ()
	(100.0)	(100.0)	(69.1)	(36, 4)	(8.1)	(40.07	( <i>y</i>
		(100. 0)	(58.4)	(45.1)	(29.4)		
K 不動産業	100.0	28.6				64.3	7.1
1	(100.0)	(15.4) (100.0)	(65. 8)	(14, 6)	(20, 7)	(82, 1)	<b>{2.6</b> }
		(100.0)	(96.4)	(13.6)	(1.5)		
L サービス業	100.0	32.8				64, 8	2.4
	<b>(100.0)</b>	<pre>{17.6} (100.0)</pre>	(71.1)	(24. 9)	/15 A)	(81, 4)	<b>(1.0)</b>
		(100.0)	(74.8)	(24.97	(15, 4) (17, 5)		
【事業所規模】			(71.0)	(1.97			
500人以上	100.0	65.3			-	34.7	·
	<b>(100.0)</b>	(46.7) (100.0)	(92.6)	(18.0)	(6. 7)	(53.3)	<>
		(100.0)	(89.4)	(21.6)	(12.1)		
100~499人	100. 0	48.9				50.7	0.5
	<b>(100.0)</b>	(33, 6) (100, 0)	(70.4)	(08.0)	/10 13	(66.1)	<b>(0.3)</b>
		(100.0)	(79, 4) (76, 9)	(26.6) (33.8)	(10, 1) (9, 7)		
30~99人	100. 0	34.9	(			62.8	2.3
	<b>{100.0}</b>	(23.7)	(10 A)	(05.0)		(76.6)	<b>(0, 7)</b>
		(100.0) (100.0)	(72.4) (71.5)	(25.6) (37.6)	(12, 2) (10, 3)		
5~29人	100. 0	30.3	(11.37	201.07	(10, 32	66.2	3.5
	(100. 0)	(15.3)				(83.8)	(1.0)
		(100.0) (100.0)	(66, 4) (61, 3)	(25.5)	(15.6)		
30人以上《再揭》	100. 0	37. B	(01.07	<b>(35.0)</b>	(17.5)	60.3	1, 9
	(100.0)	(25.8)				(73.6)	(0.6)
		(100.0)	(74.4)	(25.6)	(11.6)		
【育児休業制度の規定の有無】		(100.0)	(73.2)	(36.3)	(10, 2)	· · · · · · ·	
「日光が来る」をいう見上の有無」	100. 0	46.4				53.4	0.2
-	(100.0)	(27.5)		ļ		(72.4)	< <u>-</u> >
		(100.0)	(69.9)	(27.6)	(12.4)		-
<b>乗し</b>	100. 0	<100.0> 9.8	(64.7)	<b>⟨37, 3⟩</b>	(16.5)	82.4	77
	(100.0)	(4.6)				(93.5)	7.7 (1.9)
		(100.0)	(54.4)	(10, 9)	(37. 7)	,	11. 47
		(100.0)	(59.0)	<b>〈20. 8〉</b>	(11.0)		
四答	100.0					*100.0	-

÷

.

1.24

1		1		出産	清(配偶	者が出産	した男性の	を含む) オ	ちりの事業	·····································			T	r—	[	(96)
							産者ありの			·// (出産した	選择おり	の直北所	1			
	総計	_	育児休 掌者あ りの事 条所	育児休 柔者な しの事 柔所	兼回答		育児休 素者あ りの事 象所	育児休 素者な しの事 来所		育児休 兼者あ りの事 素所	育売休 集者な しの事 集所	集团装	出産者 なしの 事業所	無回答	「女性常 用労働 者計	出產者
[left]		-		760			38.171	7601		<b>98</b> 07		ļ	-			
	100, 0	28.4 (109.0)	•			(35, 4)			(80.4)				70.9	0.7	100.0	1.7
		[100.0]	(26.9)	(72.5)	(1.5)	(100.0)	(71.2)	(28.8)	[100, 0]	n.n	[98.7]	[0 3]				
【產集】						1								· ·		†
口鉱集	100.0	24.4 (109.0)					ŀ						74.0	1.6	100.0	2.4
		(100.0)	(8, 8)	(90.4)	[0,7]	(23, 8) [100, 0]	(37.2)	(62.8)	(79, 5) (100, 0):	(-)	£100.03	(-)				
F. 建設業	100.0	36.6						(		1	1,001,01	Ľ	63.4	0.0	100.0	3.9
		(160.0)				(24, 5)		4	(94, 9)							
F 製造集	100.0	(100,0) 26.8	(10.7)	(89.3)	(0.0)	[[[]00.0]	(25.6)	[74.4]	[100.0]	(4.6)	(95.4)	[-}	12.0		100.0	
	100.0	(100.0)			ļ	(35. 0)			(85.1)				73.0	0.2	100.0	1.6
		[100.0]	(27.0)	(71.5)	(1.6 <b>)</b>	(100.01	[75.2]	(24. 8)	[100.0]	<b>{0.9]</b>	[99.0]	(0.1)	-			
G 電気・ガス・熟供給・水道業	100.0	58.2 (100.0)				120.25							36.8	4.9	100.0	3.2
		[100.0]	(31.1)	(66.3)	[2.6]	(36.3) [100.0]	[85 6]	(14.4)	(83, 9) [100, 6]	(-)	[1 <b>0</b> 0. 0]	[_]	}			
11 運輸・通信素	100.0	31.5								<b>`</b> ´	(100.0)	. ,	67.6	0.9	100.0	1.8
		(100.0)		105 13		(17.3)			(87.4)							
卸売・小売業。飲食店	100.0	(100,0) 22,4	[14.7]	(85, 1)	(0.2)	(100, 0)	183, 6J	L16.4J	[[100.0]	(0.3)	(99.7)	[]	76.9	0.8	100.0	0,9
		(100, 0)	1			(25. 2)			(89, 8)				30.3	0.0	100.0	0.3
		(100.0)	(20.2)	(76,7)	[3, 1]	(100.0)	(80.1)	(19.9)	[100.0]	(0.0)	C100. 03	(-)				Į
「金融・保設業」	108.0	39,3 (109,0)	1			(59.4)			(64 T)				<b>58</b> .9	1.9	100.0	2.3
		(100.0)	(53, 4)	(46 6)	<b>1</b> -3	[100.0]	(89, 9)	[10.1]	(54, 7) [100, 0]	(-)	[100.03	(-)				
К 不動産業	100.0	26, 1							(	· ·			72.2	1.8	100.0	2.0
		(100.0)				(28.5)			(83, 5)			i				
ヒ サービス業	100.0	(100.0) 32,4	(13, 7)	(85.9)	[0, 4]	]{100.0] 	(48.0]	<b>[5</b> 2. 0]	[100.0]	(-)	[100.0]	(-)	66.5		100.0	[
	100.0	(100.0)				(54.2)			(62.0)				00.0	1.1	100.0	2.3
		[100.0]	(39.5)	(59.3]	[1 2]	[100.0]	(72.9]	[27.1]	(100.0)	(0.0)	(98, 7)	(1.3)				
【事業所規構】 500人以上	100 O	92.8											4.4	2.9	100.0	۰. ا
	100 0	(100.0)				(85.9)	1		(86.4)				4.4	2. 3	100.0	2.3
		(100.0)	[82.7]	(17.0)	(0.3]	[100.0]	(95, 8)	[4, 2]	[100.0]	[2.6]	(97.4)	{)				
100~499人	100.0	77.8 (100.0)				(57.7)			(83.6)				21.0	1.2	100.0	1.7
		(100.0)	(50, t)	(49.2]	{0, 6]	£100.03	(86. 2)	(13.8)	(100.0)	[0.4]	[99,6]	(-)				
30~998	100.0	47.9										``	51.7	0.4	100.0	1.4
		(100.0)	(10.0)	100.00	0.0	(39.7)	170 43	F00 01	(77, 8)			×0.45				
5~29人	100 0	[100.0] 23.3	(30.3)	(68,6)	0.13	£100.0)	[76.4]	[23. 6]	(1 <b>0</b> 0, <b>0)</b>	(0.0)	(99. 9 <b>)</b>	[0, 0]	76.0	0.7	100.0	1.8
		(100.0)				(30. 7)			(80, 8)				10.0	0.7	100.0	1.0
	100.0	(100.0)	(21. 1)	(77.1)	(1.8)	(100.0)	[64.8]	<b>[35</b> . 2]	(100 0)	(1.5)	[98.2]	(0.4)				
30人以上(再掲)	100.17	53 7 (100.0)				(45.4)			(79.5)				45.7	0. ĉ	100.0	1.6
		(100.0)	(36.6)	[62.4]	(0, 9)		(80.4)	(19.6)	(100.0]	(0.2)	(99.8)	(0.0)		•		
【労働組合の有無】 「り	100.0	45.7	1													
	100. V	(100, 0)				(36.3)			(83, 7)				52.9	1.3	100.0	2.4
		[100.0]	(29.6)	(68, 8)	[1.6]	E100. 03	(79.2)	[20, 8]	(190.0]	<b>I</b> L 12	(98. <b>9</b> )	()				
無し	100.0	24, 1 (100, 0)				(25.4)			(20 3)				75.4	0.5	100.0	1.4
		(100.0)	(24, 5)	[74, 1]	(1.4)	(35, 1) (300, 0)	<b>[67 3]</b>	(32 2)	(78,7) (100,01	[1.0]	[98, 6]	(0, 4]				
回答	100.0	75. 2		1 N 1. 2					(100.0)	(1. 0)	(00.0)		24.8	_	100.0	
		(100.0) (100.0)		5100 OT		(-)			(100.0)							
【育児休業制度の規定の有無】		(100.0)	(-)	£100.0)	[-]	(-)	[-]	(-)	[100.0]	(-)	(140.0)	(-)				
¥9	100.0	37.6											61.8	0.7	100.0	1.9
		(100.0)	ran			(36, 9)			(80, 1)							
≣L	100.0	(100.0) f6.0	[29.5]	L6a. 11	11.43	(100.0)	(77.9]	(22.1)	[100.0]	(1. 0)	(98.7)	(0, 3)	83.3	0.7	100.0	
		(100.0)				(30. 5)			(81.1)				QQ. 3	W. 1	1002.0	1.2
		(100.0)	( <b>{\$</b> .0]	<b>{83</b> .2]	£1.8]		(45 8]	(\$4.2)	[100.0]	E1.41	(98, 6)	(-)				
	100.0	(-)				(-)			(-)			:	<b>+100, 0</b>	-	100.0	-
. 1																

第14表 産業、事業所規模、労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無別、男女別育児休業者の有無別事業所割合及び女性常用労働者に占める出産 者割合 .

ł

第15表	産業、事業所規模、	育児休業制度の規定有り事業所別育児休業取得者割合
	(H13, 4, 1~14, 3, 31)	

ì

i

		仕業取得来の日			(%)
	育児	休業取得者の男	5412	出産者に占め	配偶者が出産
	総計	女性	男性	る育児休業者 の割合	した者に占め る育児休業者 の割合
【総計】		1			
	100. 0 ∢100. 0>	98.1 〈97.6〉	1.9 <2.4>	64.0 (56.4)	0.33 (0.42)
【産業】			<u> </u>	100. 17	(0.427
D 鉱業	100, 0	100.0	-	29.3	-
E 建設業	100.0	60.9	39, 1	18.6	1.53
F製造業	100. 0	98.5	1.5	71.0	0.25
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	- 1	86.6	-
日 運輸・通信業	100.0	98, 7	1.3	58.2	0.08
1 卸売・小売業、飲食店	100, 0	99.8	0.2	77.6	0. 02
J金融・保険業	100. 0	100.0	-	86.6	-
K 不動產業	100.0	100.0	-	31.2	
<u>し サービス業</u>	100, 0	100.0	0.0	62. 2	0.01
【事業所規模】		1			
500人以上	100.0	99.5	0.5	77.2	0.13
	<100.0>	<99.6>	<0.4>	<76.3>	<0. 11>
100~499人	100. 0	99.7	0.3	75.9	0.06
	(100.0)	<99.4>	<0.6>	<71.4>	<0. 14>
30~99人	100.0	99, 9	0, 1	64, 2	0. 02
r 0.0.1	<100.0>	<95.6>	<4.4>	<47.2>	<0.91>
5~29人	100.0	95.7	4.3	55.6	0.53
	(100.0)	<97.6>	<2.4>	<55.0>	<0.34>
30人以上(再掲)	100.0	99.8	0.2	71.2	0.05
	(100.0)	<97.6>	<u> &lt;2.4&gt;</u>	<57.9>	<0, 55>
【参考】育児休業制度の規定有り事業所 30人以上	100.0			70 7	A 44
J V V WT	100.0	99.8	0.2	73.7	0.06
5 人以上	<100.0>	(98.4)	(1.6)	(59.5)	(0.38)
UART	100.0	98.6	1.4	71.6	0.27
(注) 全事業所において 出3 4 1~日4	(100, 0)	〈99.2〉 年間に出産↓♪	(0.8)	(64, 0)	(0. 18)

(注)全事業所において、H13.4.1~H14.3.31までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む。)に 占める、H14.10.1までの間に育児休業を開始した者の割合である。

### 第16表 産業、事業所規模、労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無別、男女別復職者割合 (H13.4.1~14.3.31)

	育児休業者	 F		女性の育			男性の育				
		- 復職者	退職者	見はの有り見休業者	復職者	退職者	「見休業者」	復職者数	退職者数		
【総計】		KMC.4934-7151	A65 446 125		BC 1999-721	AR7444-10		102.4444-311 30.4	A&195721 BA		
Leoni A	100.0			99, 1			0.9				
	(100.0)			(98.4)			(1.6)				
	(100.0)	(88, 8)	(11.2)	(100, 0)	(88, 7)	(11.3)	(100, 0)	(100.0)	(-)		
	(100.0)	(82.4)	(17.6)	(100.0)	(82.1)	(17.9)	(100.0)	(100.0)	(0.0)		
【産業】	(100.07	(02.4)	17.07	1 100.07	(04.17	(11.07	(100.07	(100.07	(0.07		
D 鉱業	100.0			*100.0			_				
	(100,0)	(100, 0)	(-)	(100.0)	(+100.0)	(-)	()	()	(~)		
E. 建設業	100.0	(100.07	l ` ´	100.0		· · ·	`_´	Ϋ́, Υ	, í		
₩ ÆRÆ	(100,0)	(94, 0)	(6, 0)	(100.0)	(94, 0)	(6, 0)	()	()	(-)		
F 製造業	100.0	(04.07		99.7	(34.07	(0.0)	0.3				
	(100, 0)	(87.6)	(12, 4)	(100.0)	(87, 6)	(12, 4)	(100.0)	(100, 0)	(-)		
G 電気・ガス・熱供給・水道薬		(01.0)	(12. 4)	100.0	101.07	(12.4)		(100, 0)	` '		
	(100, 0)	(98, 0)	(2,0)	(100.0)	(98, 0)	(2.0)	()	()	()		
日 運輸・通信業	100.0	(30.0)	(2.0)	99.3	(30.0)	(2.0)	0.7		(-)		
	(100.0)	(79, 8)	(20. 2)	(100, 0)	(79.7)	(20, 3)	(100, 0)	(*100.0)	()		
1 卸売・小売業, 飲食店	100.0	(75.07	(20.2)	99.8	(15.1)	(20.3)	0.2	(*100.07	(-)		
	(100.0)	(79.7)	(20.3)	(100.0)	(79.6)	(20, 4)	(100, 0)	(100, 0)	(-)		
J 金融・保険業	100.0	(/3.7)	(20.3)	100.0	(79.0)	(20, 4)	(100, 0)		(-)		
3 亚醌 不限未	(100.0)	(96.6)	(3.4)	(100.0)	(06.6)	12.00	(-)		1.1		
レ 五動充量	100.0	(90.0)	(a. 4)	75.7	(96.6)	(3, 4)		()	()		
K 不動産業		(06.0)	(2.7)		(05 3)	74.03	24.3	(+100 m)			
し サービス業	(100, 0)	(96.3)	(3, 7)	(100.0)	(95. 2)	(4. 8)	(100.0)	(*100. 0)	()		
L 7-CAR	100.0	(0.2 5)	(7.6)	98, B	(0.2.4)	(7.0)	1.2	(100.0)			
1本学习(1)第1	(100.0)	(92.5)	(7.5)	(100. <b>0</b> )	(92.4)	(7.6)	(100.0)	(100.0)	()		
	100.0			0.0							
500人以上	100.0	(00 F)	/2 E	99.7	(00 5)	(m. m)	0.3	(100.0)			
	(100.0)	(92. 5)	(7, 5)	(100.0)	(92.5)	(7, 5)	(100.0)	(100.0)	()		
100~499人	100.0	(00.0)	( <b>a</b> 1)	99.6	(00.5)	10 53	0.4	(100.0)			
	(100.0)	(90, 6)	(9, 4)	(100.0)	(90.5)	(9.5)	(100.0)	(100.0)	()		
30~99人	100.0	(00.0)		99.9	(00.0)		0.1				
	(100.0)	(88, 9)	(11, 1)	(100.0)	(88, 9)	(11, 1)	(100, 0)	(*100.0)	(-)		
5~29人	100.0			98.0			2.0				
	(100.0)	(86, 1)	(13.9)	(100, 0)	(85, 8)	(14, 2)	(100, 0)	(*100.0)	(-)		
30人以上(再揭)	100.0	1 100 10		99.7			0.3				
F MC NO AT A second second	(100.0)	(90, 4)	(9, 6)	(100, 0)	(90, 4)	(9.6)	(100, 0)	(100.0)	(-)		
【労働組合の有無】											
有り	100.0			98, 9	(00 T)	(2.0)	1.1				
	(100.0)	(92, 8)	(7, 2)	(100.0)	(92.7)	(7.3)	(100.0)	(100.0)	(-)		
展し	100.0			99.2			0.8	(10			
	(100.0)	(84, 9)	(15, 1)	(100.0)	(84.8)	(15, 2)	(100.0)	(100, 0)	(-)		
【育児休楽制度の規定の有無】											
目り	100.0			99.0			1.0				
	(100.0)	(89, 8)	(10, 2)	(100.0)	(89.7)	(10, 3)	(100.0)	(100, 0)	()		
展し しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん し	100,0			100.0			<u> </u>	ł			
※ H13, 4, 1~14, 3, 31までの1年	(100.0)	(77, 2)	(22, 8)	(100, 0)	(77.2)	(22.8)	(-)	()	(-)		

※ H13.4.1~14.3.31までの1年間に育児休業を終了し、復職予定だった者=100.0%

						──────────────────────────────────────	₹₿†					
	#	1か月未満	1か月~ 3か月朱満	3か月~ 6か月末満	6か月~ 8か月未満	8か月~ 10か日春落	10か月~ 12か日衆海:	12か月~ 18か月未満	18か月~ 24か日衆満	24か月~ 36か月未満	36か月以上	無回答
総計]				5 A 71 4 4	• • • • • •	104 11/14	1000 1110000	18.0 11.0			· · · ·	
	100.0	1.1	8.7	14.7	10.7	15.9	41.0	5.4	0.7	0.9	0.7	0.1
	(100.0)	(2)	3>	(16.1)	(6.9)	(15.9)	(28.7)	(6.5)	(0.7)	(2.7)	(0.1)	()
產業]							120.17				···· •	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2	100. Q	_	65.9	17.0	17.0	_	_	_			- I	_
	160.0	_	0.7	30.2	36.2	1.7	30, 7	0.3		_		-
- 本政末 F 穀造業	180.0	1.3	8.8	17.5	7.2				~~			_
+		1.0		•		13.3	43.9	6.7	0.9	0.3	0.2	
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0		6.2	86	4.6	22.2	55. S	0.6	1.7	0.2	- 1	-
4 運輸・適信業	100.0	0.B	10.3	2.6	2.3	5.1	68.9	4.6	2.5	1.8	1 - 1	-
し、卸売・小売業、飲食店	100,0	1.B	4.7	12 9	7.3	5.8	50.4	14.0	1.4	0.5	0.2	0.6
」金融・保険業	100.0	0.5	12.7	10.2	4.3	26.1	42.0	2.5	1.5	-	0.2	-
< 不動産業	100.0	25.6	29.2	9.2	<b>26</b> . 5	4.4	10.9	-	-	0.2	- 1	-
し サービス業	100.0	0.6	9.0	16.3	14.3	20.3	34.3	26	0. 2	1.3	1.2	0.0
【事業所規模】												
500人以上	100.0	0.9	6.4	14.3	11.0	17.7	37.5	7.8	2.7	0.6	9.1	0.9
100~499人	100.0	1. D	8.0	18.3	10.5	16.0	39.4	5.6	0.5	0.5	0.1	-
30~98人	100.0	23	14.7	17.2	10.8	12.1	32.8	8.9	0.9	0.1	0.1	-
5~2.9人	100.0	0.6	6.5	11.0	10.5	17.6	48.4	2.0	0.0	1.6	1.6	-
30人以上(再掲)	100.0	1.4	10.0	17.0	10.8	15.0	36.6	7.3	1.2	0.4	0.1	0.2
	(100.0)	- (i)	1.1) ```	(15.8)	(9.7)	(15.5)	(28.9)	(9.5)	(1.4)	(5,0)	(0, 2)	(-)
【育児休業制度の最長利用期間】												
重未満	100, 0	1.5	10.6	14.9	10.9	17.7	39.4	2.9	0.0	1.0	1.0	8.2
歳~1 歳6か月未満	300.0	0.4	1.8	10.0	7.6	5.1	67.2	7.6	0.2	0.2	1 - 1	- 1
肌6か月~2歳未満	100.0	1.\$	6.8	9.6	9.3	t4. S	26.1	20.2	11.4	0.3	i –	- 1
2歳~3歳未満	100.0	0.3	6.6	12.5	10.5	15.6	41.7	10.6	0.6	1.0	0.4	. –
3歳以上	100.0	0.2	- t.2	13.8	10.6	11.4	Z3. 8	22.0	10.7	6.3	-	[
歳に達した後の最初の3月東日まで	100.0	0,6	4.3	13.7	9.2	11.6	37.6	17.3	5.8	-	_	-
(回答	100.0	_	3.8	7.7	3.8	15, 4	69.2	_	-		- 1	-
	r											
			1か月~	3か月~	6647~	天 3か月~	性 10か月~	12か月~	18か月~	24か月~	T	
	t th	1か月未満	3か月未満		8か月未満	10か月未満	1247月未満	18か月未満	24か月未満	36か月未満	36か月以上	祭御者
【総計】		[		1	· ·							
	100.0	0.9	8.7	14.2	10,8	16.1	41.4	5.4	0.8	0.9	0.7	0.1
**	(100.0)	(2	.5) →	(15.7)	(7.0)	(16.3)	<b>(29.2)</b>	(5.7)	(0, 7)	<2.7>	(0.1)	<->
[進棄]	100. D		65.9									
D 鉱業		- 1		17.0	17.0	-			-	-	1 -	-
E 建設業	100.0		0.7	30.2	36.2	1.7	30.7	0.3				-
F 製造業 G 営気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1,1	8.7	17.5	72	13.3	44.0	6.8	10	0.3	0.2	-
	100.0	0.8	6.2 9.5	8.6	4.6	22.2	55.9	D.6	1.7	0.2	- 1	-
14 連續,通信素 (1) 初来,小赤季、食食店				2.6	23	6.1	69.5	4.7	2.6	1.9		
	100.0	1.8	4.7	12.8	7.3	5.9	50.5	14.0	1.4	0.5	0.2	0,8
し金融・保険業	100.0	0.5	12.7	10, 2	4.3	26.1	42.0	2.5	1.5		0.2	- 1
K 不動產業	100.0	0.4	39.1	4.3	35.5	5.9	14.6		-	0.2	_	
レーザービス業	100.0	0.6	9.1	15.2	14.5	20.5	34.7	2.7	0.2	1.3	1.3	0.0
	1 100 0							4.0				
300人以上	100 0	0.8	6.2	14.4	11.0	17.7	37.6	7.8	2.7	0,6	0.1	0.9
00~499人	100.0	1.0	7.9	18.3	10.6	16.0	39.5	5.7	0.5	0.5	0.1	- 1
30~99人	100.0	2. 2	14.7	17.3	10.8	12.1	32.9	8.9	0.9	0.1	0.1	-
5~29人			6.7	9.6	10.8	18.0	49.5	2.1	0.0	1.7	1.7	
10入以上(再揭)	100.0	1.4	9.9	12.0	10.8	15.0	36.6	7.4	1.2	0.4	0.1	0,2
〔育児休業嗣度の最長利用期間〕	(100.0)	<u> + (1</u>	<u>.0}→</u>	(17. 2)	(10.0)	(15.8)	(29.6)	(9.7)	(1.4)	(5. I)	(0.2)	(-)
L育児休奈町度の設会利用期例」 「龍未藩	100 0	1	10.7	14 1	13.0	18.0	40.0	2.9		1.0	1.0	
_ 三本// 二字 二字 二字 二字 二字 二字 二字 二字 二字 二字 二字 二字 二字	100.0	04		10.0	11.0 7.6		40.0		0.0	1.0	1.0	D. 2
	100.0	18	1.5	9,6		<b>5</b> .1		7.7	0.2	0.2	1 -	_
- 最らか月~2歳未満 - ラーラーキュ	100.0	03	6.7		9.2	14.5	26.1	20.3	11.5	0.3		_
歳~3 歳未満  塗以上			6.6	12.6	10.5	15.6	41.7	10.5	0.6	1.0	0.4	
「星以上 韋に達した後の最初の3月末日まで	100.0 100.0	0.2 06	1,2	13.8	10.6 9.2	11.4	23.8	22.0	10.7	6.3	1 _	_
電に達した佐の最初の3月末日まで <u>回答</u>	100.0	- v •	4.1	13.8	9.2 3.8	11.6 15.4	37.6 69.2	17.4	5.8	-		_
·昭	1 100.0		u. 15	1.1	<u> </u>	10.4	09.2		-	-	-	_
	<u> </u>					男	性					
		1.0.0.00	1か月~~	3か月~	6か月~	8か月~	10か月~	12か月~	18か月~	24か月~	264. 8 14	-
	21	1か月未満	3か月未満		Bか月未満	10か月未満		18か月未満	24か月未満		36か月以上	加速
【総計】												
	100.0	26.5	6,5	62.8	0.8	1.0	2.4	t _	- 1	I –	I -	
	[ 43 mm											
[在本]]	(100.0)		0> →	(32. 3)	(0.8)	0.0	(2.9)	(-)	(-)	<u> </u>	5-2	(-)

÷

第17表 產業、事業所規模、最長育児休業期間別、男女·取得休業期間別育児休業取得者割合(H13,4,1~14,3,3))

<u> </u>	100.0	-	3.8	7.7	38	15.4	69.2		-	-	-	-
	<u> </u>	• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				男	性			· · ·		
	81	1か月未満	1か月~ 3か月未満	3か月~ 6か月未満	6か月~ 6か月未満	8か月~ 10か月未満	10か月~ 12か月未満	12か月~ 18か月未満	18か月~ 24か月未満	24か月~ 36か月未満	35か月以上	氟圓塔
(総計)												
	100.0	26.5	6.5	62.8	0.8	1.0	2.4	_	-	-	-	-
	(100.0)	÷ (63	i 0> →	(32.3)	(0.8)	(1.1)	(2.9)	(-)	(-)	<->	3-2	(-)
【産来】												
2 舘楽	-	-	-	-	-	-	i —	-	-	-	-	-
: 建設業	l →	-	-	- 1	-	-	-	-		-	-	-
- 製造業	160.0	49.2	23.3	- 1	3.3	17.6	6.7	-	-	-		
3 増気・ガス・熱供給・水道業	- 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
運輸・通信集	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売・小売業, 飲食店	100.0	16.0	-	64.0	-	-	-	-	_		_	_
金融・保険業	- 1	-	i –			-	-	-	_	-	-	-
く 不動産業	100.0	100.0	- 1	- 1	-	-		-	_	_	_	_
サービス集	100.0	-	1.0	94.8	1.0	_	3.2	-	-	-	- 1	-
事業所規模】												
00人以上	100.0	21.6	43.0	5.B	15.3	7.1	7.1	-	-	_		
00~499人	100.0	-	42.0	31.3	-	6.5	20.3	-	-		-	_
0~99人	106.0	100.0	-	-	-	_		_	-		- 1	-
~29人	100.0	28.0	-	72.0	-	_	_	-			<u> </u>	
0人以上 (再格)	100.0	19.7	36.9	19.4	4.7	5.8	13.6	-	-	-		<u> </u>
	(100.0)	- (92	. 8>	(0.2)	(1,1)	(1.6)	(4.3)	()	<->	(-)	(-)	(-)
「菁児体業制度の最長利用期間」	· · · · · ·											
歳未満	100.0	26.9	5.3	64.1	Q.6	0.6	2.Z	÷	-	-	-	
歳~1歳6か月未満	100.0	21.6	56.9	-	-	21.6	-	-				_
歳6か月~2歳未満	100.0		68.7		33, 3	_		-	_	- 1	- 1	_
★~3歳未満	-	-	_	_	- :	-	-	-	_		- 1	
業以上	- 1	_	_	_		-			_		- 1	-
案に達した後の最初の3月末日まで	100.0	-	66 7		_	-	33. 3	-	- 1	_	_	_
<b>帕</b> 答	-		-		-	_ 1	_	_	. – 1	-	_	-

### 第18表 産業、事業所規模、労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無、最長宵児休業期間別、育 児休業取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合

						(%)
		育児	は休業取得者が	あった際の雇用	<b>1管理状況(M.</b> )	A.)
	総計	充を行わず、 同じ部門の他	事業所内の他 の部門又は他 の事業所から 人員を異動さ せた	派遣労働者や アルバイトを 代替要員とし て雇用した	その他	兼回答
【総計】	100, 0	51.7	19,4	39.7	5, 3	0. 9
【産業】			10, 4	····· •••	<u> </u>	0.0
D 鉱業	100.0	22.7	_	77.3	_	_
	100.0	91.1	2,9	6.9	_	_
F 製造業	100, 0	58.8	18.0	33.7	5.8	2.2
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	59.6	5,6	43.2	7.8	_
H 運輸,通信業	100.0	39.4	50, 1	5.3	1.8	7.2
[ 卸売・小売業. 飲食店	100.0	65, 5	25, 1	43.2	0, 2	0.2
J 金融・保険業	100. 0	37.1	44, 3	36. <b>6</b>	0.2	_
K 不動産業	100.0	68.5	5.7	30.7	-	_
L サービス業	100.0	38, 8	9, 8	49.8	11, 0	0.7
【事業所規模】						
500人以上	100.0	64.7	37, 1	51.3	4.2	0.9
100~499人	100.0	54.9	26, 3	39.7	5, 1	0.7
30~99人	100.0	53.0	15.7	31.5	5.6	2.3
5~29人	100.0	49.5	18.5	43.2	5.3	0.3
3.0人以上(苒揭)	100.0	54.3	20.5	35.4	5, 4	1.7
【労働組合の有無】						
有り	1 <b>00</b> , 0	46.8	25. 9	45.3	2.9	0.9
<b>悪し</b>	100.0	54.5	15, 8	36. <b>6</b>	6, 7	1.0
【育児休業制度の規定の有無】						
有り	1 <b>00</b> , 0	47.6	21.0	40.7	5.9	0.9
	100.0	77.0	10.0	33.4	1.7	1.1
【最長育児休業期間】						
1歳未満	1 <b>00</b> .0	45, 6	19.4	38, 3	7.2	0.8
1歳~1歳6か月未満	100.0	60, 4	36.4	56.2	0.2	—
1歳6か月~2歳未満	1 <b>00</b> .0	66. 5	17, 7	39.6	0.7	0.3
2歳~3歳未満	100.0	69, 3	9.5	39,0	2, 9	0.1
3.歳以上	100.0	31, 5	9,8	43.1	4. 3	32. 1
1歳に達した後の最初の3月末日まで	100, 0	61.3	20, 8	36.0	4.6	3.2
無回答 音児体業取得者のあった事業所=100_09	100.0	*100.0	*100.0	-		<u> </u>

į

育児休業取得者のあった事業所=100.0%

-44-

<b>第19表</b> 14	産業、事業所規模、 有無別事業所割合	労働組合の有無、	育児休業制度の規定の有無別、	青児のための勤務時間短縮等措置の制度の
----------------	-----------------------	----------	----------------	---------------------

	·		· · ·								(%)
	総計	勤務時間 短編等の 措置を実 施してい る(N.A.)	逽跱鶻勤 務制度	レックス	始業・終 <b>業</b> 時刻の 繰上げ・ 繰下げ	所定外労 働の免除	<b>事業</b> 所内 託児施設	育児に要 する経費 の援助措 置		勤務時間 の増量を 実施して いない	無回答
【総計】	100. 0 (100. 0)	50, 6 (40, 6) (100, 0) (100, 0)	38, 5 (29, 9) (76, 0) (73, 8)	7.1 (8.9) (14.0) (21.9)	21.6 (21.7) (42.6) (53.4)	24. 1 (22. 9) (47. 6) (56. 3)	0.9 (0.8) (1.9) (1.9)	1.3 (1.1) (2.7) (2.6)	6.1 ⟨⟩ (12.1) ⟨->	49, 3 (59, 2)	0, 0 (0, 2)
【產業】		1100.07	1 170.07	(23.0/	100.47	100.07		\2.07	(-)		
D 鉱業	100, 0	38. 3	35.7	1.9	9.9	17.2	-	_	0.2	61.7	_
E 建設業	100. 0	(100.0) 39.2 (100.0)	(93, 3) 30, 9 (78, 8)	(5.0) 2.6 (6.6)	(25.9) 18.2 (46.5)	(45.0) 19.3 (49.3)	(-) 1.6 (4.1)	(~~) 1.6	(0.6) 0.5	60.8	
F 製造業	100.0	41.0	30, 2 (73, 7)	6.5 (15.8)	(40. 5) 17. 1 (41. 7)	(49.3) 18.6 (45.4)	(4.1) 0.4 (1.0)	(4.2) 0.6 (1.4)	(1.3) 4.1 (10.1)	59. 0	0. 1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	87.8 (100.0)	78.2 (89.1)	11. 2 (12. 8)	24.0 (27.4)	43.4 (49.5)	0.6	16.0 (18.2)	33.8	12.2	-
日運輸・通信業	100. D	55, 5 (100, 0)	33.3 (60.0)	13.4 (24.1)	27.3 (49.2)	35, 8 (64, 5)	1.8 (3.2)	4.5 (8.0)	4.0 (7.1)	44.5	_
[ 卸売・小売業、飲食店	100. 0	53.1 (100.0)	43.1 (81.1)	8.4 (15.7)	22.9 (43.1)	24.0 (45.2)	0.1 (0.1)	0,9 (1,8)	6.0 (11.2)	46.9	-
」 金融・保険業	100. D	87.3 (100.0)	46.6 (53.4)	7.1 (8.2)	25.5 (29.2)	58.4 (66.8)	- (-)	0,9 (1,0)	15.0 (17.2)	12.4	0. 3
K 不動産業	100. 0	51.5 (100.0)	36, 4 (70, 8)	7.8 (15.2)	21.0 (40.8)	23.7 (46.1)	(_)	0.2 (0.3)	12. 1 (23. 5)	48.5	-
し サービス葉	100. 0	51.9 (100.0)	40.6 (78.3)	6.3 (12,1)	22.4 (43.2)	22.0 (42.3)	2, 5 (4, 8)	1.7 (3.2)	9.5 (18.4)	48.1	-
【事業所規模】											
500人以上	100.0	93.4 (100.0)	63.0 (67.4)	17.3 (18.6)	33, 5 (35, 9)	60, 8 (65, 0)	6.1 (6.5)	9.4 (10.1)	27.7 (29.6)	6.6	-
100~499人	100. 0	81.9 (100.0)	59.1 (72.2)	(13.9)	33. 7 (41. 1)	45. 3 (55. 3)	3.8 (4,7)	4. 2 (5. 1)	15.5 (19.0)	18, 1	
10~99X	100. 0	64.0 (100.0)	46.4 (72.6)	9.7 (15.2)	26.0 (40.7)	32.9 (51.4)	0.8 (1.3)	1.6 (2.5)	9.2 (14.4)	35.0	<b>0</b> . 1
5~29人	100. 0	47.2 (100.0)	36.4 (77.0)	6.5 (13.7)	20.4 (43.2)	21.8 (46.2)	0,8 (1.8)	1, 2 (2, 5)	5.2 (11.1)	52. B	0, 0
30人以上(再揭)	100.0	67.6 (100.0)	48.9 (72.4)	10, 1 (15, 0)	27.5 (40,7)	35.5 (52.5)	1.4 (2.1)	2.1 (3.2)	10.6 (15.7)	32.4	0, 1
【労働組合の有無】		1						67			
「 り ・	100.0	82, 9 (100, 0)	56.5 (73.9)	12.4 (16.2)	27.3 (35.7)	41.8 (54.6)	0.4 (0.5)	3.4 (4.5)	13.9 (18.1)	17. 0	0.0
RL	100. 0	42, 3 (100, 0)	33. 3 (77. 1)	5, 6 (12, 9)	19.9 (46.2)	19.0 (44.1)	1.1 (2.6)	0.7	3.9 (9.1)	57. 7	Q. Q
<b>四答</b>	100.0	19.1 (100.0)	7.2 (43.6)	 ()	9. 2 (55. 4)	()	()		(v. 1/ - ()	80. 9	-
【育児休業制度の規定の有無】 町り	100.0	79. B	60.8	10.8	32. 6	37.2	1.2	2.1	9.8	20. t	0.0
∎L	100. 0	(100, 0) 6, Q	(77.4) 2.9	(13, 7) 1, 2	(41.5) 4.0	(47.3) 3.4	(1.6) 0.5	(2.7) 0.2	(12.5) 0.3	94.0	-
回答	100.0	(100.0) +f00.0	(47. 8) 	(20. 1)	(65, 8) 24, 7	(54, 9)	(7.9) 	(2.5)	(5. 0)	_	_

#### 第20表 青児のための勤務時間短縮等措置の最長利用期間別事業所書合

							No-		10.00	上記(最長利用					(96)
		略計	抽動わり	1 證未溢	1∰~~2≇ +1 ⊕	3歳に進す るまで (2)	##用する ③ 豊一小平 校戦学前 +2 ③		小学校入学 ~小学校保	小学校委会	小学校革業 収入も利用	新回茶	(再編) 1 書以上	(再組) 「3 単に達 するまで」 以上 ②~の	(阿備) {小学校の始 期に進するま で」以上 (注~():
的预时器	[#11]	100, 0 {100, Q}	50,6 (40,6) (190,0)	21.8 (18.8) (43.0)	1,7 •3 (1, 1) 1 •4 (0, 4) (2, 3)	15, 4 (1, 2) (30, 3)	2.0	5)	0.6 	0.3 22	1.2 (2.3) (2.4)	0, 2 (10, 6) (0, 4)	(1)~(7) 28, 7 (11, 0) (55, 5)	27.0 (8.7) (53.2)	9.6 +6 (7.9) (18.9)
ਸ਼ਗ਼時 記念体	30人以上(再编)	100.0 (100.0)	67.6 (59.6) (100.0)	26.9 (28.2) (39.7)	2.7 •3 {1.1} = *4 (0.3) (3.9}	19.3 (2.5) (28.5)	2.8 	11.7 57	0.6 (0.8)	0.6 10.0 10.0	3,0 (1,1) (4,4)	0,1 (17.8) (0,1)	40, 6 (13, 6) (60, 1)	37.9 (11.7) (55.2)	15.8 +6 (9.2) (28.5)
			[				<u>, ,,,,,,</u>	111.77	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>						
		教計	措置あり	1 2 * 3	1 <b>2∼2</b> ⊈ ⊀1	3単に進す るまで	<u>利用する</u> 3章〜小学 社気学的 *2	<u>ことができる</u> 小学位就学 の始期に油 するまで	小学校入学	上租(最長村用 小学校哲学 年〜小学校 卒業(又は12 期)まで	小学校卒編 単簡も利用	樂園著	(月月月) 1 2011年	(無機) (3単に通 するまで」 以上	(再構) 「小学校の知 期に達するま
						æ	<u>s</u>	<u>a</u> .	6	ŝ.	æ.		<u></u>	2-0	₹]\$1£ ©~©
	[#1]	300.0 {100.0}	38.5 (29.9) (100 D)	18.8 (48.9) (67.9)	G. 9 (2. 3)	15.1 (34.1)	1.2 (3.0)	3.8 (9.8)	0.3 (0.9)	0 1 (0.3)	0.2 (0.5) (6.5)	0.0 (0.1)	(9.6 {51,0}	18.2 (48.3)	4.5 (11.6)
	【事業所規模】		(100,0)		+3 (6.4) +4 (E.4)			2.1} →	{	<u>, 5)</u>	1	(0.5)	<b></b>		
运時動動 勝利症	500人以上 100~499人	100. 0 100. 0	63, 0 (100, 0) 59, 1 (100, 0)	11.7 (18.5) 20.7 (35.0)	i.8 (2.8) i.8 (3.1)	31.1 (49.5) 23.2 (39.3)	5.1 (8.0) 2.5 (4.3)	(18,2) 9,4 (15,0)	1.3 (2.1) 0.6 (1.0)	0.3 (0.5) 0.1 (0.2)	0.2 (0.3) 0.5 (0.9)	- - (0. 2)	51.3 (81.5) 38.3 (64.1)	49.5 (78.7) 36.4 (61.6)	13.3 (21.1) 10.7 (18.0)
	30~991	100. 0	46.4 (100.0)	22.7 (46.9)	1.7 (3.6)	(30, 2)	1.3	5.8 (12.4)	0.2	0.2	0.4	0.1 (0.2)	23.6 (S0.8)	21.9	6.7 (14.3)
	5~29人 30人成上(解開)	100. 0 100. 0 (100. 0)	36.4 {100.0} 48.9 (42.1)	18.1 (49.9) 22.2	0.7 (1.9) 1.7	12.6 (34.5) 15.9	1.1 (3.0) 1.5	3,2 (8,9) 6,5	0.4 (1.0) 0.3	0.1 (0.3) 0.2	0,2 (0,4) 9,4	- 0. (	18.2 (50.1) 26.6	17.5 (48.2) 24.9	3.9 (10.6) 7.4
		(104.0)	(100.0)	(45.4) (71.2)	(3.5) +3 (2,9) +4 (1.9)	(32, 5) +5 (5, 7)	(3.2) ← (1)	(13.3) 5.0) →	(0.6)	<u>(0,5)</u>	(0.9) (1.8)	(0. 2) (0. 6)	(54.3)	(50.9)	(15, 2)
	[韓計]	100. 0 (100. 0)	7.1 (8,9)	3.7	Q. 1	2.0	0.4	0.5	0.0	0.0	0.4	-	3.4	3.3	0.19
フレック			(100, 0) (100, 0)	(52.2) (62.3)	(i, 1) 	(28.5) +5 (6.2)	(5.4) ⊢ (1)	(7.3) $(.7) \rightarrow$	( <u>1</u> %) ) →	0 2) -	(4,9) (13,6)	(2.7)	(41.8)	(46. 6)	(12.7)
スタイム 明度	30人以上(再播)	100.0 (100.0)	10.1 (13.5) (100.0)	5.0 (49.6)	0.3 (2.6)	2.3 (22.4)	0.3	0.8 (7.8)	0.1 (0.6)	0.0	1.4 (13.9)	-	5.1 (50.4)	4.8 (4J.8)	2. 2 (22. 2)
~ ~ ~ ~ ~ ~			1100.05	(6B. 5)		+5 (6.2)		6) →		22	kii.55	(2. <b>6</b> )	(30.4)	(47.6)	
	(##H:)	100.0 (100.0)	21.6 (21.7) (100.0)	10.3 (47.6)	0.8 (3.5)	6 2 (28, 7)	0.5	2.4 (10.9)	0.3	0.2	0.8	0.2	11.1 (51,5)	(0.4 (48.9)	3.6 (18.8)
始集 後 業時期の			(100.0)	(50.0)	*3 (9.9) *4 (1.6)	+5 (6. B)	(2.4) 	1.2)	······································	<u>(0,7)</u> [,1) →	(3, 6) (9, 2)	(1,0) ∢(.3)	. (91,9)	146.00	(10. B)
第上げ 第子げ	30人以上(毎掲)	100.12 (100.0)	27.5 (42.1) (100.0)	13.8 (50.0) (71.2)	1.1 (3.9)	1.4 (28.9)	0.8 (2.8)	3.5	0.2 (0.7)	0.2	0.6 (2.2)	(),   ((), 3)	(3,6 (49,6)	12.6 (45.7)	44 (16.1)
	[截計]	100.0	(100.0) 24.1	8.5	•3 (2.9) •4 (1.9) 0.5	+5 {5, 7} 7, 4	- (I) 0,1	5.0}→ 5.1	<u>⊢ (</u>	<u>,9}⊣</u>	(1.8) 0.4	<u>(0.6)</u>			
新走外谢	Ferei 1	(100.0)	(22, 0) (100, 0) (100, 0)	(39,4) (63.5)	(2, 1) +3 (4, 12   +4 (1, 5)		(2.9) ← (1	2.1 (21.2)	(0 <u>3)</u>	0.2	(1.7) (4.7)	0.2 (0.9) (0.9)	14,4 (\$9,7)	13.9 (57.6)	5.8 (23.9)
前の免除	30人以上(再先)	100.0	35.5	14.6	1.0	9.9	1,3	7.8	0.1	0, 2	0.5	0.1	20.8	19.8	B. 6
		(100.0)	(30, 1) (100, 0) (100, 0)	(41. 1) (69. 1)	(2.8) +3 (2.5) = +4 (2.3)	(22, 8) *5 (3, 6)	(3, 1) + (14	(22.0)	(0.3)	(0, 6) 1, 5) -	(1,3) (2,9)	(0, 4) (1, 0)	(58.5)	(55.7)	(24. 2)
	[##]]	100.0 (100.0)	0.9	0.2	0.0	0.4	0.0	0.2	0. G	0.1	-	Q. Q	0.7	0.7	0.3
東東内託			(100.0) (100.0)	(22, 5) (36, 9)	(0 1) +3 {4.6} +4 {0.9}	(39.3) *5 (3.6)	(4.3) ← (3)	(21,5) 5,2) →	(0.1)	( <u>2, 1)</u>	<u></u>	(2.4) (2.5)	(75, 1)	(75.1)	(३१. इ)
尼能設	30人以上(再推)	100.0 (100.0>	1.4 (1.5) (100.0)	0. I (10. 2)	00 (0.3)	0. 3 (23. 4)	0.2 (16.9)	G.4 (30 6)	0.0 (0.4)	D. 1 (8, 7)	-	0.1 (9.5)	1.1 (80,2)	1.1	0.6
	·		[_( <u>(00,0)</u> ]	(15.9)	⇒3 (0.5) •4 ( <u>2.8)</u>	<u>=5 &lt;11, 5)</u>	- (4	9.8)		0.3} → [	(2.0)	(7,2)			
F児に至	[06]H] .	100, 0 (100, 0)	1.3 (1.1) (100.0) (100.0)	0.3 (20.2) (31.9)	0.1 (4.8) *3 (1.7) #4 (5.4)	0.3 {21.6) ∎5 (3.8)	0.0	0.3 (19.5) 53 →	0.3	0 0 (0 5)	0.1 (9.8)	0.0 (0.2)	1, 1 (19, 6)	1.0 (74.8)	0.7 (51.4)
ナる経費 カ風助抽 費	30人以上(再揭)	100: 0 (100: 0)	2.1 (2.0)	0, 2	0.0	0.2	9.1	0.4	0.3	0.0	<u>(3.8)</u> 0.8	<u>(1.8)</u> 0.0	1.9	1.9	1.5
			(100.0)	(11.0) <sup>-</sup> (21.5)	(1, 7) +3 (6, F) ( +4 (1, 3)	(₿.  ) ∗\$ ( 2, 9)	(5.8) (3)	(20.8) 1.5)	(12.8)	(1.8) 1.0) →	(38, 1) (6, 8>	(0, 8) (5, 8)	(88. 1)	(86, 4)	(71.5)

ţ ŧ

		設計	増加あり		<b>#818</b>	に短縮する時間	の長さ	
		NO OT .	1.0.7	1 韩励未满	1時時以上 2時間末満	2時間は上 3時間未満	4時間 以上	東回答
医时间的 医时度	[#8]]	100.0 ₹100.0>	38, 5 {29, 9} (100, 0) {100, 0}	· (1, 7) (1, 6)	(40, 2) (37, 3)	(50, 2) (49, 8)	(3. 6) (7. 2)	(4,3) ≺4,1>
	30人以上(再掲)	100.0 (100.0)	4β. 9 (42. 1) (160. 0) (100. 0)	0.7) (2.0)	(40, 6) (44, 0)	(46.5) (43.0)	(5. 2) (4. 0)	(5.9) <6.9}

			·			刘朝子名	ことができる	子の年齢の上	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	K3H	指置あり	1 <b>⊈~2</b> ≇1	3書に達す るまで	3 曲~小学 校航学前 *2	小学校観学の始期に達	小学拉入学 ~小学校语	小学校哲学	小学校卒会 以陸も科制	触回答	(再講) 1歳以上	(再集) 「3歳に速 するまで) 以上	(再把) 「小学校の始 期に達するま で)以上
		L	C	Ċ	<b>S</b> >	œ	\$	l C	æ		0~0	2-3	C-2
1 豊以上 の子を対 象とする	100.0	6.1 (100.0)	2.3 (37.6)	3.3 (53.9)	0.2 (2.8)	0. 3	0.2 (4,9)	0,0 (0,0)	0.D (0.4)	8.0 (0.1)	6.) (99.9)	3. 8 (62. 3)	0.3
第210 育児体素 料度 10人以上(両種)	F0Q. Q	10, 5 (100, 0)	5, 0 (46, 9)	4 8 (40, 9)	0, 6 (6, 0)	0.5 (4.2)	0.0	0.0 (0,1)	0.1	0, 0 (0, 2)	10.6 (99.8)	5.6 (52.9)	0.6 (6.0)

## 第21表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児のための短時間勤務制度の短縮時間分 賃金取扱い状況別事業所割合

	総計	有給	一部有給	無給	(% 無回答
【総計】				716 1911	
	100.0	10.8	8.8	80. 2	0.3
【産業】					0.0
立立	100.0	10. 2	5.5	84, 3	_
主建設業	100.0	12.1	10.5	77.3	-
製造業	100.0	7.0	9, 1	83.5	0.3
。電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.2	9.2	86.3	1.2
「運輸・通信集」	100.0	4.1	8.7	87.2	-
卸売・小売業、飲食店	100.0	8.3	7.4	83.9	0.4
金融・保険業	100, 0	13, 1	9.6	77.3	
(不動産業)	1 <b>0</b> 0. 0	11.6	6.5	77.0	4.9
サービス業	100.0	17. 8	10.3	71.9	-
【事業所規模】		<u> </u>			
00人以上	1 <b>0</b> 0. 0	9.9	8.8	81.4	~
00~499人	100. 0	9.6	8.8	81.6	0. 0
0~99人	100.0	12. 1	8.8	78.0	1.1
5~2.9人	100.0	10. 6	8, 8	80.5	0.1
30人以上(再揭)	100.0	11.5	8, 8	78.8	0.9
【労働組合の有無】					
19	100.0	11.5	10. 1	78, 4	-
	100.0	10. 4	8.1	81.0	0.4
₩回答	100.0	-		<b>*100.0</b>	-

育児のための短時間勤務制度がある事業所=100.0%

Ż

#### 第22表 育児のための勤務時間短縮等措置の利用者の有無別事業所割合

							配偶者が			
		総計	出産者 ありの 事業所	利用者あり	利用者 なし	無回答	出産した 者ありの 事業所	利用者あり	利用者 なし	無回答
豆時間勤	【総計】	100,0	12.8 (100.0)	(18, 1)	(80, 7)	(1, 2)	30.5 (100.0)	(0, 1)	(99. 9)	(0, 0)
务制度	30人以上(再揭)	100.0	28.8 (100.0)	(24.6)	(75.3)	(0, 1)	47, 8 (100, 0)	(0, 4)	(99, 6)	(0, 1)
フレック スタイム	【総計】	100.0	11.9 (100,0)	(13, 4)	(86. 2)	(0.5)	36.4 (100.0)	(0, 9)	(99.0)	(0, 1)
利度	30人以上(再 <b>揭</b> )	100.0	24.9 (100.0)	(13.0)	(86.0)	(0, 9)	46.1 (100.0)	(2.9)	(96. 7)	(0, 4)
台業・終 業時刻の	【総計】	100.0	12.1 (100.0)	(17.0)	(80. 6)	(2, 3)	25.8 (100.0)	<b>(0</b> . 0)	(99, 9)	(0, 1)
₩上げ・ ₩下げ	30人以上(再揭)	100.0	26.7 (100.0)	(17, 3)	(82, 5)	(0, 2)	46.9 (100.0)	(0, 0)	(99, 6)	(0, 4)
新定外労	【総計】	100. 0	13.0 (100.0)	(7.8)	(90, 2)	(2.0)	29.4 (100,0)	(0, 0)	(99, 9)	(0.1)
りの免除	30人以上(再揭)	100. 0	27.9 (100.0)	(11.2)	(88. 5)	(0.4)	50.6 (100.0)	(0, 0)	(99, 8)	(0, 2)
<b>「業内託</b>	【総計】	100. 0	31.7 (100,0)	(64, 6)	(34. 7)	(0.7)	40, 1 (100, 0)	(4, 1)	(95, 9)	(0.1)
記施設	30人以上(再揭)	100, 0	70.8 (100.0)	(80. 0)	(18.7)	(1.3)	51.2 (100.0)	(12, 7)	(87, 1)	(0. 2)
育児に要 トる経費	【総計】	100, 0	15,4 (100,0)	(45, 4)	(53.8)	(0.8)	37.1 (100.0)	(3, 7)	(95, 9)	(0, 4)
>援助措 1	30人以上(再掲) 	100. 0	36.8 (100.0)	(26. 9)	(71.9)	(1, 2)	65.5 (100.0)	(7, 7)	(91, 4)	(0, 9)
<b>歳</b> 以上  子を対  とする	【総計】	100.0	18.8 (100.0)	(21.8)	(74. 9)	(3, 3)	25.7 (100.0)	(0.0)	(94. 5)	(5.5)
(ごりる)、 「児休集」  度	30人以上(貫揭)	100, 0	40.4 (1 <b>00</b> .0)	(24, 9)	(71.8)	(3, 3)	47.6 (100.0)	(0.0)	(98, 5)	(1.5)

湿荷間勤務制度券各々措置がある事薬所≕100.0%

			的間對為	H N			フレッ	シウスタイ	ム間度				3 <b>1</b> 0 0	上げ・鍋下	17	1		小労業の	40	(46)
	<u> </u>				<b>I</b>	<u> </u>										·	171 2		- YCAR	,
	前用労働 者に占め る利用者 の割合	女性	男性	は <u>厳</u> 者に 対する料 原着潮合	配偶者が 出産した 者に計ず る利用者 著合	常用労働 者に占め る利用者 の割合	\$ <b>*\$</b>	易性	対する利	者に対す	常用労働 者に占め る利用者 の割合	×Ħ	男性	。 出産者に 対する利 用者制合		常用労働 者に占め る利用者 の割合	女性	男性	対する特	配偶者か 出産した 者利用者 制合
[#]]				-		<u> </u>			<u> </u>		I	<u> </u>		╂───		<u> </u>				
	0. IB			14.7	0.1	0.19	-		8.2	2.5	0.17	1		14 4	0.0	0.07			67	8.0
				(24.7)	(0.6)		1		(38.1)	(0.3)		ł		(14.7)	(2.5)	1	1		(12.6)	(0.0)
	(100.0)	(97.3)	(2.7)	1		(100, 0)	601.71	(58.3)			(100.0)	(99, 1)	(0.9)		1	(100.0)	(98.6)	0.0		
	<100.0}	(100.0)	(0.0)	<u> </u>		(200.0)	(63.0)	(37.0)			(100.0)	(68.4)	(31.6)		L	(100.0)	(99,9)	(0. I)		
[老集]				1			1		1	1					1					
ひ 補償	0.34			75.8	-	0.00	•		- 1	1 -	D. 10			22.5	1 -	0.04			40.0	1 -
	(109. 0)	(100.0)	(-)			()	(-)	[-}		ł		(+100-0)	(-)		1	(106.0)	(+100, 0)	()		
E 接数構	0.07			1.4	-	0.00			- 1	ł –	0.02	Í		20	-	0.02			2.1	- 1
	(100.0)	(100.0)	(-)	1	<u>.</u> .	(-)	(-)	()	1	ŧ	(100.0)	(100 0)	()			(100.0)	(160.0)	(-)		1
F 制造潮	0, 12		(0.01	17.0	0.1	0.04			6.8	] 0.0	0.05			3.0	00	0.04			7.0	00
G 電気・ガス・熱鉄給・水道書		(948.6)	(2.0)	42.0	_	(100.0)	(96.1)	(3.9)	1	1_	(100, 0)	(98.4)	(1.6)	I		(100.0)	(99.8)	(0.2)		1
Ģ 重求·₩×、除机器·水重量	0.24	(100, 0)	(-)	***	-	0 19 (100, 0)	(169.0)	1	1.11	-	0.09	1		15.1	- 1	0.07			10.9	-
日源線・通信業	0.05	1000.07	11	8.5	-	0.00	1 (1042.04	(-)	0.3	1_	(100.0)	(100 0)	()	l	•	(100.0)	(100.0)	(-)		
1 2 W . D.C.K.	(100.0)	(100.0)	(-)	0.3	-	(100.0)	(+100.0)	()	0.3	1 -	(100. 6)	(+100 00	(-)	4 6	[ -	0.00			- 1	- 1
卸売・小売業、飲食店	0.15	(100.07	·-/	13.8	0.0	0.61		(-/	5.3	1.5	0.05	{""\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(-)	13	i _	(-) D06	(-)	(-)		L _
	{100.01	(99.9)	(0.1)	1 V. V	1	(100.0)	(17, 5)	(82, 5)		1	(100.0)	(100.0)	(-)	1 ° °	- 1	(100.01	(100.0)	(-)	4.2	1 -
J 金融・保険集	0.97			2.8	- 1	0.03	1.1.1	104.0)	5.7	_	0.15	100.00	(-)	11.5	ŧ	0.02	(100.0)	(-7	1.2	I _
	(100.0)	(100.0)	(-)	1 · · ·		(100.D)	1+100.01	(-)			(100.0)	(100, 0)	()	1	1	(100.0)	(100.0)	()	1.1	-
K 不動產業	0.11		1. '	14.4	- 1	0.09		` '	56	_	0.13		• •	12.8	۱ <u> </u>	0.03	1100.0)	(-/	3.4	- I
	(100.0)	(100.0)	<->			(100.0)	1+100.03	(-)			(100.0)	(103-0)	(-)	1	ł	(100.0)	(100.0)	(-)		
と サービス機	0.34			16.9	0.5	0.21	i		18.4	l -	0.51			24 3	6 0.2	0.17			11.4	0.2
	(100.0)	(85.S)	(4.5)			(100.0)	(100.0)	(-)	ŀ		(100.4)	(99.0)	0.0	1		(100.0)	(97.6)	0.0		
【事業所規模】						T	1		[	<b>Г</b>										
500人以上	0.14			17.8	0.0	0.04			6. 1	0.1	0.06			9.9	E –	0.03			4.5	0.0
	(100.0)	(99,7)	(0.3)			(100 0]	(91.2)	(8.8)			(100.0)	(100.0)	-		[	(100.0)	(\$9.1)	(0, 9)	[	
100~4998	Q.18			£ 25. I	02	0.04		1	6.8	-	0.11			15.1	00	0, 10			13.0	-
	(100. 0)	(97.9)	(2.1)	1		(100.0)	(100.0)	1 -			(100 0)	(99-4)	(0.6)	!		(100.0)	(100.0)	()		
30~99人	8,22	(		16.5	0.4	0.75			17.9	15.3	0, 12			10.4	0.2	0.06			56	0.1
	(180.0)	(93.6)	(6.4)	1		(100.0)	(19, 8)	(\$0.1)			(100.0)	(95.3)	(4, 7)			(100. 0)	(93.3)	(67)		
5~29大	0.22	1000 10	1	8.7	-	+0.19			6. 2	-	0.58			16 6	- 1	+0.07			27	-
30人以上(再稿)	(100.0)	(160, 6)	(-)	18.5	0.2	(108.0)	(+100. C)	-		4.0	(100.0)	(100.0)	-	1		(100.0)	fv100:0)	(-)		
	(100.0)	(96.5)	(3.4)	18.5	•. <i>c</i>	(100 6)	(31 5)	(68.5)	9.8		0.10	an 11		12.7	0.1	6. 07			8.4	0.0
(労働組合の石振)	(100.0)	494.07		<u> </u>		(130/10)	(313)	(08.0)		-	(100.0)	(38.1)	(1.9)	+ · · · · · · ·		(100.0)	(98.4)	(1.6)		4
1.25 前編日 22 日 38 2 有り	0.19			18.8	0.1	0.21		1	7.9	5.1	9,15			19.5	0.1	0.06			67	
	(100.0)	(97.0)	(3.0)	1	, <sup></sup>	(100.0)	(26.5)	(73.5)	1.9	9. I	(100.0)	(348.5)	(1.5)	12.0	0.1	10.06 €100.00	(97,5)	(2.5)	1 0,	Q. D
<b>祭し</b>	0.16			10.4	0.	0.15	<b>***</b> **	1	6.5	-	0.19		0.40	10.7	0.0	0.10	(a) . al	(2.3)	6.6	0.0
	(100.0)	(97, 9)	(2.1)	1	1	100 0	(100.0)	{]		1	0.00	(99, 8)	(0. 2)	1		(100.0)	(99.9)	(0.3)		1

:

#### 要23表 監禁、事業所提額、労働組合の有筆別管理のための勉強時間短縮等指置あり事業所における利用者割合(出3.4.(~出14.3.31)

	L	<b>#</b> 1	<b>\$</b> 雨内乱归	進設		I	有兇に	養する經	党の理助		1	創し上の日	大対象と	する育児的	*
					記録者が					配領者が	1			1	配得者が
	常用労働 者に占め る利用者 の割合	文性	男性	対する料	出版した 者に対す る利用者	常用労働 者に占め る利用者 の部さ		男性		出産した	市田万田 古に占め	女性	男性	- 出産者に 対する利 開考部合	出現した
【修計】	-			<u>                                     </u>	<u> </u>		1	ł				<u> </u>		+ • • •	<u> </u>
	1 39 (100.02)	(96 O)		52.5 {68.2)	2.9 (4.6)	0.35 (106-00	(66.6)	(33.4)	20.9 <79.4>	3.7 (21.9)	0.18	(195.9)	[0, 1)	13.9	00
	(100.0)	(196.5)	(3.6)	ł		1 (100,00	(90.2)	(19.8)			(100.0)	1 2014- 90	00.17		
【産業】		1	1. 10. 07		<u> </u>	1100.00	1.110.27	1 110.07			· · ·	l			[
0 11	- (-)			-	-	-			-	-				-	-
E 编技术	1 (2)	(-)	()		! _ ·	()	(-)	(-)			(-)	(-)	(-)		ł
		[-]	(-)		-	(-)	1	1	-	-	0.01			4.0	-
₽ 創造業	0.05	1-7	(-)	6.1	1.2	0.30	(-)	( ->		5.5	(100.0)	(100.0)	(-)		
	(100.0)	(56 8)	643 13	D. I	1.4	(100.0)	(43, 0)	(57.0)	22.4	3.9	0.14			16.8	-
G 電気・ガス・酸供給・水道集	100.01	(30 8)	040 12	L _	_	0.00	(43.0)	137-05	1	1_	(100.00	(100.0)	(-)		
	(-)	(-)	(-1	-	-	(100.0)	(+100.0)	(-)	4 0.4		0.05	(100 m)	f	8.0	-
日間朝・蒲信書		, <u>, ,</u>	l (_,			0.27	(7100.07	(-/	4.2	10.1	(100.0)	(100.19)	(-)	1	_
	(-)	(-1	()	-	-	(100.0)	(15.5)	(84.5)	1.4	1 10.1	(100.0)	(100.02		+0	-
1 即売・小児業、飲食店	0.84		1.	44.4		0.12	(14.47	104-07	6.8	2.1	0.21	000.00	(-)	15.2	
	(100.0)	(100.02	(-)			(100.0)	(48.0)	(52.0)		· · ·	(100.0)	(100.0)	(-)	10.2	-
し 金融・保険者	_	1.00.00	l ` ´	_	_		(40.0)	100.00	_	L _	6.35	(100.07	(-)	25.5	_
	(-)	(-)	(-)		1	(-)	()	(-)			(100.0)	(100.0)	(-)	20.0	-
氏 不動産業	·	1 ' '	1 ` <i>`</i>	-	4 _	<u> </u>			_	_	0.05	(100.0)	• •	4.0	-
	(-)	(-)	(-)			(-)	()	(-)			(100.0)	(109.60	(-)	- <b>*</b> *	-
<b>と サービス</b> 重	1.63		· · ·	54.5	6.6	0.90	<b>`</b> ´	` <i>`</i>	30.2	2.9	0.24		• • •	12 8	0.0
	(100.0)	(95, 2)	3.8		1	(100.0)	(94.1)	(5. 8)		•••	(100.0)	(99.8)	(0.2)		
【事業前規構】		·		1			<u> </u>	1		<u> </u>	(	(47.47	10.01		
500人以上	0.76			37.8	1.7	9.30			13.6	2.4	0.15			15.7	0.0
	(100.0)	196.27	(3.8)	1		(100.0)	(42.3)	(57. 75		1	(100.0)	(9 <b>9. a</b> )	(0.2)		~*
100~499人	1.32			58 5	5.7	0.34			27 5	3.9	0.15			18.2	-
	[100.0]	(95.5)	(3,5)	t i		(100, 0)	(76.5)	(23, 5)	Í		(100.0)	(100.0)	-	1	
30~99人	2, 90			66.7	22.2	×0.11			5.7	1.2	0.21			10.2	_
	(100-0)	(90.9)	(9.1)			(109.0)	(+50.0)	(+50.0)			(100.0)	(100.0)	-		
5~29人	*2.42			47.2	-	+1.42			29.2	-	+0.44			11.6	- 1
	(100.0)	(+100. O)	(-)			(106.0)	(e700.0)	-			(100.0)	(+100.0)	-		
3.0 人以上(再構)	1. 28			537	5.3	0.29			19 9	4.7	0.17			14.4	0.0
	(100.0)	(95.2)	(4.6)			(100.0)	(57.3)	(42 7)	L		(100 0)	(99.9)	(0. 1)		
労業組合の有無)															
11 V	<b>0</b> .66			33.5	2.0	0.22	·		11.7	3.8	0.15			13 6	0.0
	(100.0)	(95.3)	(47)			(100.0)	(42, 9)	(57.1)		1	(100-0)	(99, 9)	(0, 1)		
	1.98			61.9	3.4	1.34			37.9	1.8	0.28			34 5	1 -
	(100.0)	(95.2)	(38)			(100-0)	(97.0)	(3 O)			tine on	(100.0)	()	I	

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	(%)
	合計	規定あり	規定なし	兼回答
【総計】	100.0	55.3	44.7	0.0
	(100.0)	<b>&lt;40. 2&gt;</b>	<59.8>	
【産業】				
D鉱業	100. 0	43.5	56.5	-
	(100.0)	(32.0)	(68.0)	
E 建設業	100.0	40.5	59.5	-
	(100.0)	(26.6)	(73.4)	
F製造業	100.0	44. 5	55.5	-
	(100.0)	(30.7)	(69.3)	
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.0	10, 0	-
	(100. 0)	(94.2)	(5.8)	
日 運輸・通信業	100.0	63.5	36.5	_
	(100, 0)	(47.9)	(52.1)	
」 卸売・小売業、飲食店	100.0	58.7	41.2	0, 1
	(100.0)	(43, 3)	(56.7)	
J 金融・保険業	100.0	94, 4	5.6	
	(100.0)	(90.6)	(9.4)	
К 不動産業	100.0	57.8	42.2	_
	(100.0)	(38.5)	(61.5)	
L サービス業	100. 0	56.4	43.6	_
	(100.0)	(40.4)	(59.6)	
【事業所規模】				
500人以上	100.0	<b>9</b> 8. 0	2.0	_
	(1 <b>0</b> 0, 0)	<96.8>	<3.2>	
100~499人	100.0	88. 2	11.8	_
	(100.0)	<78.1>	<21.9>	
30~99人	100.0	69.5	30.3	0. 2
	<b>₹100.0</b>	<58, 7>	<41.3>	
5~29人	100.0	51.7	48.3	_
	(100.0)	<36. 4>	<63.6>	
30人以上(再揭)	100.0	73.2	26.7	0.1
	(100.0)	<62.7>	<37. 3>	
【労働組合の有無】 【				
肩り	100.0	89, 5	10.4	0.1
	(100.0)	(82.0)	(18.0)	
栗し	100.0	46.2	53.8	_
	(100.0)	(29.4)	(70.6)	
用回答	100.0	86. 2	13.8	_

### 第24表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護休業制度の規定の有無別事業所 割合

第25表	産業、	事業所規模、	労働組合の有無別、	最長介護休業期間別事業所割合
MACONK.	12 75 1		An internal for An Addition of A	政政力 医外未为胆汁 学未次的 口

										(%)
· · ·	総計	期間の最 長限度を 定めてい る	3か月 まで	3か月を 超え6か 月未満	らか月	6か月を 超え1年 <del>朱</del> 満	· 1年	1年を趙 える期間	期間の制 限はなく 必要日数 取得でき る	無回答
【総計】										
	100.0	96, 1			i				3.5	0.4
	(100.0)	(94.9)							(5.1)	(0.0)
		(100.0)	(73, 6)	(1.0)	(5.1)	(1.5)	(17.7)	(1.2)		
【產業】		(100.0)	(63, 7)	(6.1)	(4	. 2>	(25.1)	<u> (0, 8)</u>		
	100.0	95.9							4.1	
		(100.0)	(69.18)	()	(4, 4)	(4.0)	(21, 7)	(-)		_
E 建設業	100.0	94, 9	(00.0)	`´´	(1. 77	(1.07	(11,7)	1 ° ′	5.1	
		(100.0)	(68.9)	(0, 0)	(13.8)	(0.6)	(16.4)	(0, 3)		
F 製造業	100.0	95.6	· ·						4.4	0.0
		(100. 0)	(73.9)	(1.2)	(4, 4)	(1.4)	(18.6)	(0, 4)	· ·	
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0						1	- 1	-
		(100.0)	(15, 3)	(1, 4)	(4, 2)	(2, 0)	(55, 9)	(21.3)	· .	
日 運輸・通信業	100.0	98.4	(AF 4)	10.00					1.6	-
	100.0	(100.0)	(65.1)	(0, 6)	(4. 2)	(0, 1)	(28.8)	(1, 1)		
「 卸売・小売業, 飲食店	100.0	95.2	/70 0	/1	10.00	/ N	/10 0		3.7	1.1
J 金融・保険業	100.0	(100.0)	(72.9)	(1.2)	(3.0)	(1,7)	(19.8)	(1.4)		
3 正説・孫原来	100.0	(100.0)	(60, 8)	(1.7)	(5.2)	(2, 1)	(10 1)	(2.0)	0.0	_
к 不勤産業	100.0	99.5	(00.0)		(J.Z)	(2.1)	(28. 2)	(2.0)	0.5	••••
	100.0	(100.0)	(73.2)	(0.2)	(4, 8)	()	(21.9)	(-)	0.0	••••
L サービス業	100.0	96.2	(70.2)	(0. 2/	(4.0)	(,	(21.97		3.8	_
		(100, 0)	(83, 7)	(1.1)	(5,8)	(1.8)	(6.5)	(1.1)	0.0	
【事集所規模】	<u> </u>					<u>````</u>				
500人以上	100.0	99. B							0.2	-
	(100.0)	(99.1)							(0,9)	<->
	1	(100.0)	(30, 8)	(1.2)	(10.3)	(2.0)	(52, 1)	(3, 7)		
		(100.0)	(26.3)	<b>(4</b> .7)	(4	. 2>	<b>(60, 5)</b>	<b>〈4. 4〉</b>		
100~499人	100.0	98.4							1.6	0.0
	(100, 0)	(100, 0)	/FF 45	10.00	(0.7)	(0.0)	(01.0)		(1.9)	<b>(</b> 0, 0 <b>)</b>
		(100.0)	(55.6)	(2,0)	(6.7)	(2.0)	(31, 3)	(2,3)		
30~99人	100.0	(100.0) 95.6	(51, 9)	<b>〈</b> 5. 9〉	14	. 4>	(37.1)	(2.7)		
20 2 3 X	(100.0)	(96.5)							3.4 (3.5)	<->
	(100.07	(100.0)	(68, 5)	(1.0)	(5.7)	(2.2)	(21. 2)	(1.3)	(0.07	(-)
		(100.0)	(64.0)	(4.9)		. 8)	(27.4)	(0.6)		
5~29人	100.0	95.8		14, 07			121. 49	10.07	3.6	0.6
	(100.0)	(94, 3)							(5.7)	(0.1)
		(100.0)	(76.1)	(1.0)	(4, 8)	(1.3)	(15. 8)	(1.1)		
		(100.0)	(64.7)	(6.5)		.7>	(23.5)	(0.7)		
30人以上(再掲)	100.0	97.0							3.0	0,0
	(100.0)	<b>〈96, 9〉</b>							(3, 1)	(0,0)
		(100.0)	(65, 0)	(1, 2)	(6, 0)	(2, 1)	(24. 0)	(1.6)		
T MARK 45 A m to be 1		(100, 0)	<u> (60, 4)</u>	(5.1)	(2.	.7>	<u> (30.4)</u>	(1.2)	<b>.</b>	
【労働組合の有無】	100.0	07.5								
有り	100, 0	97, 5 (100, 0)	(40 0)	(1.00	<i>(e -</i> 1)	(2.0)	(20.0)	(3.0)	1.2	1.3
無し	100.0	95.4	(48.6)	(1, 0)	(6, 7)	(2.0)	(38, 8)	(2, 9)		0.0
् <del>प</del> ा	100.0	95.4 (100.0)	(86.6)	(1.1)	(4, 2)	(1.2)	(6, 7)	(0, 3)	4.6	0.0
無回答	100.0	100.0	100.07		<b>(1</b> , 4)	1.4	(0.1)	(0.37		_
		(100, 0)	(89, 8)	(-)	(1.8)	()	(8, 5)	(-)		

L 介護休業制度の規定がある事業所=100,096

...

第26巻 蓬莱、苓棠所機械、労働組合の有無別、小腹休集取得回数の戦闘の有無別事業所割合

.

2

ŝ

	÷,	44		Î E	同一覧小関者について	24			國一慶介國	岡一屋介護者の岡~挼肩について	しいた対象				その他			豊敬なし	第四第
1101				9	5	국제201년	加回業		8	2 0	3回以上	集回卷		a -	2	고미없는	兼回茶		
5 1024	100.0	83.8 (100.0)	(82.9) (100.0)	(95.0)	80	(9 T)	6	(8. 2) (100.0)	(87.3)	() () ()	t u		(6.0) (6.00)	(88 S)	(0 [2]	8	(3 0)	16.0	0,2
(筆琴)	100.0	81.1 100000	9					1						12-2004	5			18.9	<b>'</b>
E 接收準	100.0	85. T	(100 B)	(100.0)	Ĵ	Ĵ	Ĵ	(100.0)	(*100.0)	ĵ	- -	(-)	(0.9) (100.0)	(*100.0)	(-)	Ĵ	Î	14,3	I
	0.001	() () () () () () () () () () () () () (	(88.3) (100.0)	(95. 2)	(A) L	(0 0)	Ĵ	(0, 7) (100, 0)	(100, 0)	Ĵ	(-)	Ĵ	(0.0) (100.0)	(-)	(-)	Ĵ	(+ 100. 0)		
	100.0	(100.0)	(91.2) (100.0)	(81, 0)	(I. 8)	() () ()	(0. I)	(6.4) (100.0)	(0,88)	(31.3)	( <b>0</b> , <b>4</b> )	() () () () () () () () () () () () () (	(100.0) (100.0)	()3.1)	(22. 8)	ත් (3	(1.6)	8 6	<b>-</b>
	100.0	78. 7 (100. 0)	(93.4) (100.0)	( <b>91</b> . <b>c</b> )	(8. D)	U,9)	(J. B)	(6.3) (100.0)	(8) (8)	(\$1.4)	(- -)	Ĵ	(0.4) (100.0)	(*100.0)	Ĵ	Ĵ	Ĵ	21.0	0.3
「「「「」」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」	1 <u>8</u>	0.00 0.00	(84. 1) (100. 0)	(90.2)	(8. 5)	() ()	ĵ	(3, 8) (160, 0)	(100.0)	Ĵ	(-)	Ĵ	(2.0) (100.0)	(38, 2) (3	(61.8)	(-)	Ĵ	16.0	I
	8	(0.00) 22.00	(81. 9) (100. 0)	(94, 9)	ц. 9	(3, 5)	Ĵ	(3, 6) (100, 0)	(88, 8)	(j (j	Ĵ	Ĵ	(0.5) (100.0)	(0.LT)	<u>ت</u> 1	(0.3)	Ĵ		4
	0.00	91,8 (100.0)	(95. 2) (100. 0)	( <del>9</del> 7. 7)	(5. 0)	(0.3)	ţ	(4. 7) (100. 0)	(98. 9)	Ĵ	(I. I)	Ĵ	(0, 1) (100, 0)	(#100, 0)	ĵ	ĵ	Ĵ	8.2	I
	190.0	82.6 (100.0)	(83. 6) (100. 0)	(36, 4)	89	(0 3)	Ĵ	(16.2) (100.0)	(1 <b>00</b> . 0)	(-)	(-)	(-)	(0.2) (100.0)	[*100,0]	. []	(-	[-]	17.4	i
L サーバス#	100.0	80.5 (100.0)	(92. 2) (100. 0)	() () ()	(4.2)	(8 U)	9	(6. 7) (128) (3)	( <b>8</b>	8	. [	6	ନ ଜ୍ଞା ଅ	(18 D)	. 0		: [	19.0	0.5
【事業所換練】 ちの0人以上	100,0	83. 0 (100. 0)	(80. 2)					(18.7)		Ì	, , ,		(1.1)			r j		17.0	<b>,</b>
Y65+~00	100°	84.4 (100.0)	(0,00) (0,01)	C. 28]	2 2	(2, 1)	Ĵ	(100-0) (8,8)	(91.7)	. (e. 7)	ទ	(D. E)	(100.0) (2.2)	(87.3)	Ĵ	(12.7)	Ĵ	15.6	0.0
¥88×0	0,0	82.6 (100.0)	(100.0) (89.3)	( <b>94</b> . 4)	9 6	() () () () () () () () () () () () () (		(1 00 0) (1 8)			(1.6)	(0 3)	(100.0) (2.9)		(10, 6)	(g. g)	(J. 3)	17.3	0.1
8~29Å	100,0	84.0 (100.0)	() () () (63 () () () () () () () () () () () () () () () (	() () () () () () () () () () () () () () () () (	5 5 5 5			(100. U) (5, 7)			(-)		8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8			(g. 1) (g. 1)	8 / 5 /	15.8	0.2
さロ人以上(再純)	100.0	83.0 (100.0)	(100.0) (100.0)	6, 10) (6, 10)				(1.00.0) (100.0)	16 (86) (16) (16) (16) (16)	8 6 5 5	(-) (-)	(-) (8)	(100,00) (100,00) (100,00)	(j. 60 (s)	(c .79)			16.9	0.0
【労帥組合の有無】 有り	100.0	85. 6 (100. 0)	(90.8) (100.0)	(82.3)	(5.3)	5 2	() () ()	(8.0) (8.0) (90.0)				6	(1.2) (100.0)	(1,1)	(52. N		(0)	14.4	0.0
	100. <b>0</b>	82.8 (100.0)	(33. 9) (100. 8)	(96.4)	(2.1)			(5.3) (100.0)					(0. 8) (100. 0)	(76, 8)			(1.1)	16.8	Ð. 3
	0.001	(0.00) (000)	(100 100 100	1	,			ĵ					Ĵ					1	I

• • •

						制限。	あり						
	i					対象	家族(肌)	A.)					
	総計	小計	育児・介 護休業法		者が局間		1	者が扶着 いない家		その他	無回答	<b>制限</b> なし	無回答
			の対象家 族	祖父母	兄弟 姉妹	孫	祖父母	兄弟	孫		新闻者		Ì
【総計】								- Clivet		†			
	100.0	83, 1 (100, 0)	(99, 1)	(4, 0)	(2.7)	(1, 9)	(4, 0)	(3, 1)	(2, 4)	(13.6)	(0,0)	6, 9	0.0
【產業】		(100.07	(45, 17	(4, 9/	(2.17	NI. 97	<u>(</u> +. 0)	(3. 1)	12. 4/	(13.0)	(0. 0/		
D 鉱業	100.0	91.5										8,5	- 1
		(100.0)	(99, 8)	(4.6)	(0. 2)	(0.2)	(4.8)	(0, 3)	(0, 3)	(6, 0)	- 1		
E 建設業	100.0	82.8										17. 2	- 1
		(100.0)	(99. 9)	(5.6)	(5. 5)	(5.5)	(0, 5)	(0, 4)	(0.4)	(21.0)	-		
F 製造業	100.0	94.1	(64 1)	17 - 23	10 .01			(0, 0)				5.9	0.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100, 0	(100.0) 99.4	(97.4)	(5.6)	(3, 8)	(3.4)	(3.7)	(3, 0)	(2, 8)	(11.3)	(0, 0)		
6 絶え、カス・恐狭粒・小道楽	100,0	(100.0)	(95, 1)	(23, 6)	(29, 0)	(23, 3)	(28, 5)	(28, 8)	(28.4)	(28.8)	-	0.6	-
日 運輸・通信業	100.0	91.8	00.0	(20, 0)	(20, V)	(20.0)	(20. 57	(20.0)	(20. 4)	(20.0)	-	8.2	l _
		(100.0)	(99, 2)	(9, 3)	(5, 2)	(4, 1)	(5.8)	(0.7)	-	(5.9)	-	0.1	
し 卸売・小売業。飲食店	100.0	93. 9		1			,					6.1	- 1
	100.0	(100, 0)	(99.7)	(2. 9)	(1.5)	(0.3)	(4.1)	(3.9)	(2.7)	(13.7)	-		
J 金融・保険業		96. 2										3.8	-
		(100. 0)	(99.7)	(2. 2)	(1.9)	(1. 9)	(4. 2)	(3.9)	(3, 9)	(13, 6)	(0, 3)		
K 不動産業	100.0	98.6	(00.0)									1.4	-
し サービス業	100.0	(100.0) 94.5	(99.3)	(3. 8)	(0, 5)	(0.5)	(4.2)	(0, 9)	(0.9)	(14.0)	-		ĺ
	100.0	(100.0)	(98.4)	(3, 5)	(2.4)	(1.7)	(4.5)	(3. 1)	(2, 5)	(14.2)		5.5	-
【事業所規模】		1100.07	(70. 17	10.07		(1. 1)	(4. 0)	(0.1)	(2, 3)	114.27			
500人以上	100.0	97.7										2.3	_
		(100.0)	(98, 8)	(11.4)	(8, 9)	(8. 2)	(10.8)	(8.8)	(8.2)	(11.2)	-		
100~499人	100.0	96.2										3.8	0.0
		(100. 0)	(97. 9)	(7, 4)	(5.6)	(4, 4)	(6, 7)	(5.0)	(4. 2)	(11, 4)	(0, 0)		
30~99人	100.0	93.4	(07 0)					(2				6.6	-
5~29人	100.0	(100, 0) 92, 9	(97.9)	(4.4)	(3. 4)	(2, 7)	(4.3)	(2, 7)	(2. 2)	(14, 0)	(0, 1)	<b>.</b> .	
5 · 2 3 A	100.0	(100, 0)	(99, 4)	(3.7)	(2.3)	(1, 5)	(3, 8)	(3, 1)	(2.3)	(13.7)	_	7.1	-
30人以上(再掲)	100.0	94.1	(00.4)	(0.77	14. V/	(). 97	(0.0)	(0.17	(2. 0)	(13, 17		5.9	0.0
		(100.0)	(97.9)	(5.2)	(4.0)	(3, 2)	(4, 9)	(3, 3)	(2,7)	(13, 4)	0.1)	0.0	
【労働組合の有無】													1
町り	100.0	95.8										4.2	0.0
		(100. 0)	(98.4)	(5.7)	(4. B)	(3.4)	(6, 9)	(6. 2)	(4, 9)	(16.8)	(0.1)		ļ
₩し し	100.0	92.0										8.0	-
	****	(100.0)	(99, 4)	(3. 2)	(1.6)	(1. 1)	(2.5)	(1, 5)	0.0	(12. 0)	(0, 0)		F
腰回答	100.0	7.0	(*100.0)	_					-			93. 0	-

### 第27表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、対象となる要介護者の範囲別事業所割合

介護休業制度の規定がある事業所=100.0%

第28表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護休業対象者からの除外の有無別事業所割合

1

1

				期間を定めて層	めて雇用される	れる者			所見	所定労働目数が 遇2日以下の者	مەرىخ	動儀	動続1年未満の者	*	3か月以1	か月以内に退職す、 明らかな者	9 1 9
					(H. A. )												
	扫貌	救	₩ お 部 	10回の間の一個で見ている。 「「「「」」である。 「「「」」である。 「「」」である。 「」」では、「」」である。 「」」では、「」」である。 「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、	■ 王 王 王 王 王 御 御 御 御 子 子 御 子 子 子 子 子 子 子 子	その徳	<b>东</b> 縣 祝	御 御	<b>紙</b> 衣	对象外	<b>海回</b>	<b>张</b> 友	对象外	無道答	対象	対象外	第 初
[総計]															-		
	100.0	14.7	6.6 2	1.9	с с с с						0.0	14.0	86.0 /70.0/	0,0	17.5		ດ ບິ ວັ ເ
	(100.0)	(12.6)	(3.9)	€.	(0. 2)	(2.5)	(83.3)	(0.2)	(14, 6)	(85.0)	(0.3)	(21.0)	(18.9)		(23.2)	< /0.4>	(0. 0)
[應業]																	
の幕業	100.0	12.6	8.2	8. I	0,0	0.1	79.2	I	7.5	92.5	ı	9°0	91.0	,		87.3	1
<b>탇 </b> 建設業	100.0	13.4	4.1	0.1	0.1	4.0	82, 5	0.0	<b>6</b> .1	93, 9	0.0	14.5	85, 5	I	23.3	76, 4	0.3
F 製造業	100.0	12.6	4.6	2.1	1.4	1.5	82.8	0.0	13.0	86.9	0.1	16.3	83.5	0,3	18.6	80. 7	0.6
G 電気・ガス・脱供給・水道薬	t 100.0	19.4	25.4	2.2	0.3	23.0	55. 2	I	17.7	80.8	1.4	21.8	77. t	1.1	36, 6	63.0	0.4
1. 運輸・通信業	100.0	14.2	4 8	1,1	1.1	3.2	81.0	ļ	7.1	92.9	0.0	22.1	77.8	0.1	27.2	72.3	0.5
1 卸売・小売業、飲食店	100.0	16.9	7.7	1.2	6.3	1,4	75.4	0.0	10.3	89.7	0.0	9.9	90.0	0 0	13.5	86.3	0,2
単酸学・酸症 コ	100.0	16.0	3.1	0.3	0.0	2.9	80, 9	ı	5.0	94.9	0 0	6. I	93.9	ı	8.5	89.8	1.7
天 法勉廉 業業	100.0	14.2	7.7	7.0	0.7	0,3	78.1	I	20.3	79.7	1	11.3	<b>3</b> 8. 7	I	16.6	83.4	1
L サービス業	100.0	12.3	7.8	4.3	2.3	3.2	79.9	0.0	8.4	91.6	ı	19.6	30.4	1	21.6	77.7	0.7
【事業所規模】																	
ちのひん以上	100.0	18.8	9.4	3.7	2.4	4, 2	71.7	0 I	11.2	88.3	0.5	20.9	78.7	0.3	23.7	76.1	0.3
100~499人	100.0	13.3	8,8	3.7		3.5	77.8	0.1	9.5 2	90.4	0.1	17.5	82.3	0, 2	19.7	79.9	0.4
зо∼өвХ	100.0	15.5	6.2	2.1	2.9	1.7	78.2	0.1	9.6	90.3	0, 1	16.4	83.6	0.0	20.9	77.9	1.2
5~29 <b>人</b>	100.0	14.6	6.5	1,8	ъ ñ	2.4	78.9	ı	9.4	90.6	0.0	13.2	86.8	0.0	16.6	83.0	
30人以上(再稿)	100.0	15.1	6.8	2.4	5 5 8	2.1	78.0	0.1	9.6	90.3	0.1	16.7	83. 2	0.1	20.7	78.3	1.0
	(100.0)	(13.6)	(4.2)	(1, 9)	(1.0)	(2.0)	(82.0)	(0, 2)	(9.1)	(90.0)	(0, 9)	(13.1)	(86.6)	(0.3)	(16.5)	<b>(83.2)</b>	(0.3)
【労働組合の客紙】																	
有り	100.0	13.9	9.0	t, 6	2.7	4,5	77.1	0.0	8.7	91.3	0.0	12, 0	87.9	0.1	17.7	81.8	0.5
兼し	100.0	15.1	5.3	2.1	3 <del>6</del>	1.2	79.6	0.0	9,8	90.2	0.0	14.9	85.1	1	17.3	82.2	0.5
無回答	100.0	ı	ı	)	· · -	1	100.0	ı	ł	100.0	1	*87.8	*12.2		*88.3	*11.7	1

. . . . . . . . .

. . .

100 C

第29表	産業、事業	業所規模、	労働組合の有無、	介護休業制度の規定の有無別、	介護休業中・休
	業後の労働	働条件の明	示の有無及び方法	别事業所割合	

					(%
	総計	書面	口類	明示なし	無回答
【総計】					
	100. 0	36.9	29.1	31.1	2.9
【産業】					
D鉱業	100. 0	25. 3	24.4	45.1	5.2
E 建設業	100. 0	28.5	22. 0	44.4	5.0
F 製造業	100, 0	31, 1	26.0	38.3	4.6
G 電気・ガス・熱供給・水道業↓	100, 0	59, 1	19.9	19, 1	1.9
日 運輸・通信業	100, 0	48.2	21.6	27.9	2.3
1 卸売 · 小売業, 飲食店	100, 0	36.3	32.5	29.6	1.7
J 金融・保険業	100.0	76.9	10.2	10.4	2.4
K 不動産業	100.0	35.6	24.0	36.7	3,6
レ サービス集	100.0	36.7	35.4	25.1	2, 7
【事業所規模】			00.4	£4. I	
500人以上	100, 0	63.8	26, 8	9, 1	0, 3
00~499人	100.0	57.6	28.1	13.0	1.3
30~99人	100.0	46.8	28.8	21.7	2.7
5~29人	100.0	34, 4	29.2	33, 3	3.0
30人以上(再掲)	100.0	48.9	28.6	20.0	2.4
【労働組合の有無】			2010	20.0	<u> </u>
<b>1</b> 9	100, 0	63.2	23.7	12.3	0, 8
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	100.0	30.2	30.5	35.9	3.4
展回答	100.0	16.7	75. 3		3.4 8.0
【介護休業制度の規定の有無】		10.7	1 10.0		0.0
59	100. 0	60.8	29.2	9.8	0, 2
** 表し	100.0	10.1	29.0	55.0	5.9
RO 機回答	100.0		*100.0	30,0	<b>D.</b> 9
	100.0	L	1 *100.0	-	

### 第30表 産業、事業所規模、労働組合の有無、介護休業期間中の金社や共済会等からの金銭支給の有無及び内容別事業所 割合

. .

ŝ

		金銭の										(%)
	総計	支給あり (M.A.)	毎月 金銭の 支給あり (N.A.)	所定内 給与額の	所定内 給与額の 20~60%	所定内 給与額の	定額	労働者負 担分の社 会保険料	その他	ー時金の 支給あり	<b>金銭の</b> 支給なし	無回答
		計	小計	60%以上	未満	20%未満		相当魏				
【総計】	100.0	12.5 (100.0)	, (82, 1) (100, 0)	(22, 1)	(19.3)	(0. 6)	(9. 2)	(27.3)	(23, 0)	(22.7)	83. 8	3, 7
【産業】 D 鉱業	100. O	14. 1 (100. 0)	(98. 7)				<b>-</b>			(13. 1)	80. 5	5.4
E. 建設業	100. 0	16.0 (100.0)	(100. 0) (78. 2) (100. 0)	(13.5)	(39.4) (15.5)	(11.5)	(13.0)	(24.3)	(13.3)	(32. 7)	79.0	5.0
F 製造業	100. 0	12.3 (100.0)	(76.4) (100.0)	(16. 4)	(17.5)	(1. 9)	(12.9)	(15.2)	(14. 8)	(29. 4)	81.8	5. 9
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	30.5 (100.0)	(84.8) (100.0)	(7.3)	(37. 7)	(0. 2)	(31. 2)	(36. 9)	(9.0)	(18.9)	66. 6	2, 9
H 運輸・通信楽 【 卸売・小売業、飲食店	100, 0 100, 0	18.1 (100.0) 9.7	(76, 7) (100, 0)	(5. 9)	(29. 8)	-	(15. 3)	(14. 4)	(34. 6)	(35. 4)	79.6	2.3
J 金融・保険業	100.0	9,7 (100,0) 8,7	(78.0) (100.0)	(18. 6)	(19.3)	(0. 8)	(3, 4)	(30. 0)	(28, 7)	(22.9)	67.4 69.4	2.9 1.9
K 不動産業	100.0	(100.0) 15.6	(99.4) (100.0)		(62. 7)	(0. 6)	-	(24. 3)	(12.4)	(4.1)	79.1	5.3
L サービス業	100. 0	(100.0) 14.3 (100.0)	(64, 7) (100, 0) (93, 6)	(17. 5)	(36. 6)	-	(2, 6)	(21. 0)	(22, 2)	(37.8) (9.4)	82. 4	3.3
		(100.07	(100, 0)	(25.6)	(13, 3)	(0.2)	(10.3)	(32, 7)	(20.4)	(8.4)		
【事業所規模】 500人以上	100. 0	30.0 (100.0)	(69, 0) (100, 0)	(3, 0)	(21. 7)	(5.0)	(9.5)	(57. 2)	(9.8)	(42. 9)	69. 7	0.3
100~499人	100.0	18, 4 (100, 0)	( <b>77</b> , 5) (100, 0)	(12. 5)	(16. 9)	(2.1)	(6. 7)	(48. 5)	(16. 7)	(34, 2)	80. 5	1, 2
30~99人 5~29人	100. 0 100. 0	12.4 (100.0) 12.2	(83, 5) (100, 0)	(14. 1)	(19. 0)	(2. 4)	(11. 2)	(34, 4)	(22. 3)	(22. 4)	84. 9 83. 8	2.7 4.0
30人以上 (再掲)	100.0	(100. 0) 13. 7	(82, 2) (1 <b>00</b> , 0)	(24. 0)	(19, 5)	(0. 2)	(9.0)	(24, 9)	(23, 5)	(22. 1)	83.9	4. U 2. 4
【労働組合の有無】	100.0	(100.0)	(81, 6) (100, 0)	(13. 4)	(18. <del>6</del> )	(2.4)	(10.1)	(38. 1)	(20. 8)	(25. 8)		
新り 	100, 0 100, 0	21.0 (100.0) 10.4	(76, 9) (100, 0)	(14. 7)	(23, 6)	(1, 1)	(10, 5)	(33. 4)	(19. 8)	(28. 8)	78.3 85.1	0.7 4.4
	100. 0	(100.0) 1.7	(84, 7) (100, 0)	(25. 4)	(17.4)	(0. 4)	(8. 6)	(24. 6)	(24, 4)	(19, 7)	90.7	4.4 7.6
■業所総数=100.0%		(100. 0)	(-) (-)	(-)	(-)	(-)	()	(_)	(-)	(92.4)		

.

-

.

.

### 第31表 産業、事業所規模、介護休業制度の規定の有無別、介護休業を取得した者の休業期間中の定期 昇給の取扱い別事業所割合

	<u></u>					······································	(%)
	総計	定期昇給 制度あり 小計	定期昇給時 期に昇級す	復職後に 昇給する	復職後の 定期昇給に	定期昇給の 制度がない	無回答
[総計]			<u> </u>		<u>持ち越す</u>	·	
	100.0	65.6				29.6	4.8
	(100.0)	(69.9)	(00.0)	(00.5)		(26, 5)	(3, <b>6</b> )
		(100.0) (100.0)	(26.0) (25.7)	(22, 5) (25, 1)	(51, 6) (49, 2)		
【産業】		1100.07	(20, 17	120.17	(43.27		
D鉱業	100.0	64.3				25.2	10.5
		(100.0)	(38, 1)	(20. 6)	(41.3)		
E 建設業	100.0	50.6	(72.4)	(10.0)	(57.0)	44.3	5. 1
F 製造業	100.0	(100.0) 62.5	(23, 4)	(19.3)	(57. 2)	30, 8	6. 7
· ***	100.0	(100.0)	(27.3)	(21, 4)	(51.3)	30.0	0. /
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	84.4	(2).07	(200 4)		12.3	3. 2
		(100.0)	(15.4)	(35, 2)	(49.4)		
日 運輸・通信業	100.0	60.9				35.9	3. 2
1. 卸売・小売業, 飲食店	100.0	(100, 0) 65, 0	(33, 5)	(31, 1)	(35, 4)	<b>00</b> 0	
1 用的2-1的2米,以及16	100.0	(100.0)	(27.1)	(22. 5)	(50, 3)	30.6	4.4
J 金融・保険業	100.0	88.8	(27.17	(22.0)	(00.07	9.1	2.2
		(100.0)	(19.0)	(29, 4)	(51.6)		
K 不動産業	100.0	<b>64</b> . 1				30.6	5.3
I	400.0	(100.0)	(38.8)	(13, 6)	(47.7)		
L サービス業	100. 0	74.3 (100.0)	(23.7)	(21, 3)	(55.0)	21.0	4.7
【事業所規模】	· · · · ·		(23.7)	(21.3)	(35.0/		
500人以上	100.0	92.4				7.0	0.6
	<100. 0>	<b>〈95.9〉</b>				(4.0)	(0.1)
		(100.0)	(45.4)	(22.7)	(31.9)		
100~499人	100.0	〈100.0〉 85.8	(48.8)	<b>〈26</b> . 7 <b>〉</b>	(24.5)	10.0	
00004332	(100.0)	(88,0)				12.8 (11.1)	1.4 ∢0.9≽
	(100,0)	(100.0)	(32, 7)	(26, 3)	(41, 0)		(0. 37
		(100.0)	(36.1)	(24.4)	(39.5)		
30~99人	100.0	75.1	1 1			20.8	4. 1
	<b>(10</b> 0.0)	(83.3)	(00.0)	(20.4)	(50.0)	<b>(14.9)</b>	<b>(1, 9)</b>
		(100.0) (100.0)	(26.8) ⟨31.6⟩	(22.4) (22.6)	(50.8) ∢45.9>		
5~29人	100.0	63.3	101.07	122.07	(40.87	31.7	5, 0
	<b>(100, 0)</b>	<b>∢67.4</b> ⟩			· ·	(28.6)	(3.9)
		(100.0)	(25.4)	(22.3)	(52, 3)		
30人以上(再稿)	100.0	(100.0)	<b>〈24</b> .2〉	<b>〈25. 5〉</b>	<b>〈50</b> , 3〉		
30入以上 (冉恂)	100.0 <100.0>	77. 2 (84. 3)				19.2 〈14.0〉	3.6
	(100.07	(100.0)	(28, 3)	(23. 2)	(48.6)	<b>₹14. 0</b> 7	<b>(1.7)</b>
		(100.0)	(32.7)	(23.0)	(44.3)		
【介護休業制度の規定の有無】							
目り	100.0	84.2				15.2	0.6
	(100. 0)	(87.9) (100.0)	(24.0)	(23, 1)	(52, 9)	(11, 5)	(0.6)
		(100.0)	(29.6)	<23. 1) <23. 5>	(32.9) (46.9)		
乗し	100.0	46.7			,,	44. 3	9.0
	(100.0)	(57.8)	(00.0)	10.0	(40.45	<b>〈36. 6〉</b>	<5.6>
		(100.0) (100.0)	(29.6) (21.8)	(21. 3) (26. 6)	(49, 1) (51, 6)		
馬圓答	100, 0	100.0	121.07	(20.0/	101.07	-	_
事業所総数=100.0%		(*100.0)	(*100.0)	(-)	(—)		

# 第32表 産業、事業所規模、介護休業制度の規定の有無別、賞与の算定期間内に介護休業期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合 (%)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								(%)
	総計	賞与の制度 がある事業 所 小計	支給する	出勤日又は 休業期間に 応じて支給 する		支給しない	賞与の制度 がない	無回答
【総計】	100. 0 {100. 0}	84.7 (87.0) (100.0)	(84, 6)	(79. 1)	(5. 5)	(15.4)	10. 7 ∢9. 2>	4.6 (3.8)
		<100.0>	(71.4)	(67.3)	(4.1)	(15.6)		
【産業】 D 試業	100.0	82.8	(70, 0)	(70.0)	(0.0)	(22.0)	6. 8	10. 3
E 建設業	100, 0	(100.0) 79.4 (100.0)	(73, 2) (87, 9)	(73.0) (82.9)	(0. 2) (5. 0)	(26, 8) (12, 1)	15.6	5.0
F製造業	100.0	81.9 (100.0)	(85.0)	(80. 6)	(4.4)	(12.1)	11. <b>2</b>	6.9
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	96.8 (100.0)	(92, 0)	(89.8)	(4.4)	(8, 0)	0, 3	2. 9
日 運輸・通信業	100. 0	90, 9 (100, 0)	(79. 2)	(73. 1)	(6.0)	(20. 8)	6.9	2. 2
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	84. 1 (100. 0)	(83. 3)	(77, 4)	(5. 9)	(16. 7)	11.7	4, 2
J 金融・保険業 K 不動産業	100, 0 100, 0	97.7 (100.0) 82.1	(92. 0)	(87, 9)	(4. 1)	(8, 0)	0.3	2.0
ト 小副産業	100.0	62. 1 (100. 0) 86. 9	(87, 0)	(77, 8)	(9, 2)	(13.0)	10.9 9.0	7.1 4.0
		(100.0)	(84, 7)	(78, 7)	(6, 0)	(15. 3)		
【事業所規模】 500人以上 100~499人	100.0 (100.0)	99, 3 (99, 5) (100, 0) (100, 0) 97, 2	(93, 4) (91, 0)	(90, 3) (88, 8)	(3, 1) (2, 2)	(6. 6) (8. 5)	0.3 (0.4) 1.4	0.4 {0.1} 1.4
30~99人	{100.0} 100.0	(98.1) (100.0) (100.0) 90.2	(88, 7) (84, 9)	(84, 8) (81, 9)	(3, 9) ⟨3, 1⟩	(11, 3) ∢13, 2≽	<ul><li>⟨1.0⟩</li><li>6.5</li></ul>	<b>∢0, 8</b> ≽ 3, 3
5~29人	<100.0> 100.0	(94.9) (100.0) (100.0) 83.3	(86, 3) (78, 8)	(81, 5) (74, 1)	(4. 8) (4. 7)	(13. 7) (16. 1)	(3.2) 11.8	(1.9) 4.9
30人以上(再揭)	· <b>(100.0)</b> 100.0	(85, 6) (100, 0) (100, 0) 91, 6	(84. 1) (69. 9)	(78, 4) (65, 8)	(5, 7) (4, 1)	(15, 9) (15, 7)	<pre>(10.3) 5.5</pre>	<ul><li>&lt; 4. 2&gt;</li><li>2. 9</li></ul>
	(100.0)	(95, 4) (100, 0) (100, 0)	(86, 8) (80, 1)	(82. 2) (75. 7)	(4, 6) (4, 4)	(13, 2) (15, 4)	5.5 ⟨2.8⟩	<ul><li>2.9</li><li>(1.7)</li></ul>
【介護休業制度の規定の有無】 有り	<b>100</b> . 0 {100. 0}	97. 8 (98. 2) (100. 0) (100. 0)	(88, 8) (89, 0)	(84, 9) (87, 7)	(3.9)	(11. 2)	<b>2.0</b> (1.1)	0. 2 (0. 6)
無し	100, 0 {100, 0}	(100.07 71.3 (79.4) (100.0) (100.0)	(78.7)	(70. 9)	(1.3) (7.9)	(9.2) (21.3)	19, 7 (14, 6)	9.0 (6.0)
無回答 事業所総教=100.0%	100. 0	100.07 (100.0) (100.0)	(59, 5) (100, 0)	<53.5) (100.0)	<6. 0> −	(19, 9) -	0.0	0, 0

### 第33表 産業、事業所規模、介護休業制度の規定の有無別、復職後の賃金の取扱い別事業所 割合

· · ·	総計	休業前の賃金 又はそれ以上 の額を保障す る	休業前の賞金 を下回ること もある	その他	(%) 無回答
【総計】					
	100.0	69.9	7.2	18.5	4.5
	<100. 0>	(64.0)	(11.3)	<21.0>	(12.3)
【産業】		T			
D 鉱業	100.0	63.3	11.8	14.6	10.3
E.建設業	100.0	63.5	8.6	22.8	5.0
F 製造業	100.0	66.6	8.5	18.0	7.0
G 竈気・ガス・熱供給・水道業	100.0	78.6	3, 8	14.7	2.9
日 運輸・通信業	100.0	65.6	7.8	24.1	2.5
1 卸売・小売業、飲食店	100.0	69.0	7.3	20.1	3.7
J 金融・保険業	100.0	82.5	5.4	9.9	2. 2
К 不動産業	100.0	62.6	7.9	24.3	5.3
L サービス集	100.0	76.6	5.4	13.5	4.5
【事業所規模】	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
500人以上	100, 0	90. 2	3.6	5.9	0.3
•	<100. 0 <b>&gt;</b>	(85, 8)	(5.1)	<b>(</b> 9, 1)	$\langle - \rangle$
100~499人	100. 0	85.5	4.2	9.0	1.3
	<b>(100, 0)</b>	(82.8)	(5.5)	(10, 9)	(0.8)
30~99人	100. 0	77.0	7.2	12.1	3.7
	(100. 0)	(75.2)	(8.3)	<14.5>	(1.9)
5~29人	100. 0	68.1	7.3	19, 9	4.7
2.4.1.1.1.(ご用)	(100.0)	(61.8)	<b>(11.9)</b>	(22. 2)	(4.1)
30人以上(再掲)	100.0	78.7	6.6	11.5	3.2
【介護休業制度の規定の有無】	(100.0)	<u> (76.7)</u>	(7.8)	(13.8)	(1.7)
「「酸杯果耐度の規定の有無」 「り	100, 0	04.6		10.4	
	(100.0)	84.5 (78.2)	4.9	10, 4	0.2
無し :	100.07	54.7	⟨8,7⟩ 9,6	(12.4) 26.8	(0.7)
	(100.0)	(54.4)			8.9 /5 0\
熊回答	100.0	*100.0	(13.0)	⟨26, 8⟩	<b>(5.8)</b>

### 第34表 産業、事業所規模、介護休業制度の規定の有無別、退職金の算定の際の介護休業期間の取扱 い別事業所割合

							(%)
	総数	退職金の 制度あり	原則として 全期間を勤 続年数に算 入する	原則として 一定期間又 は一定割合 を勤続年数 に算入する	勤続年数に まったく算 入しない	退職金の 制度がない	無回答
【総数】			·				
	100, 0 (100, 0)	81.1 (82,4)				14.6 ∢13.8>	4.4
	100.07	(100, 0)	(41.2)	(13, 6)	(45, 2)		(3.8)
		(100.0)	(39, 0)	(10.3)	(50.7)		
【産業】	400.0						
D鉱業	100.0	75.6	(51.9)	(5. 2)	(42, 9)	14, 1	10.3
E 建設業	100.0	78.1	(01.9/	(0.2)	(42.9)	16.8	5.0
		(100.0)	(37.3)	(19.6)	(43, 1)		
〒 製造業	100.0	78.3		40.01	(10.0)	14.9	6.8
G 電気・ガス・熱供給・水遺業	100.0	(100.0) 96.1	(44, 4)	(12, 0)	(43, 6)		3, 9
	100.0	(100.0)	(14, 9)	(4, 2)	(80, 9)		3.9
Η 運輸・通信業	100. 0	84.8				12.7	2.5
	105.0	(100, 0)	(30, 1)	(24, 6)	(45, 3)		
1 卸売・小売業。飲食店	100, 0	79.7 (100.0)	(44, 4)	(10, 1)	(45, 4)	16.6	3.7
J 金融・保険業	100.0	98.1	(44,4)		(40, 4)	_	1, 9
		(100.0)	(19.3)	(9.6)	(71.2)		
K 不動産業	100.0	76.0				15. 2	8.8
L サービス業	100.0	(100,0) 83,3	(45. 6)	(10, 3)	(44. 1)	12.7	<b>4</b> . 1
	100.0	(100.0)	(43. 2)	(15.4)	(41.4)	12.7	<b>4.</b> (
【事業所規模】					1		
500人以上	100.0	98.8				0.8	0, 4
	<b>∢100.0</b> ⟩	(99.1) (100.0)	(32, 9)	(14.0)	(53, 1)	(0.9)	$\langle - \rangle$
		(100.0)	(32. 2)	(12.6)	(55, 2)		
100~499人	100.0	96, 3				2.3	1, 3
	(100, 0)	(97.3)	(00 5)	(10.0)	(70.0)	(1.9)	(0.8)
		(100.0) (100.0)	(36, 5) (34, 0)	(12, 9) (11, 6)	(50, 6) (54, 4)		
30~99人	100, 0	89.2	1 104.07		107.97	7.1	3. 7
	<b>(100.0)</b>	(91.6)				(6.3)	(2, 1)
		(100, 0)	(41.2)	(12.3)	(46, 5)		
5~29人	100. 0	(100.0) 79.1	<b>(40</b> . 8)	<b>〈</b> 9, 3〉	<b>(49, 9)</b>	16.3	4, 6
	(100.0)	(80.5)				(15.3)	(4.2)
		(100, 0)	(41.4)	(13, 8)	(44. 7)		
3 0 人以上(詳掲)	100.0	(100.0)	<b>(38, 9)</b>	<b>〈10.4〉</b>	(50,7)		
	100.0 (100.0)	90, 6 (92, 8)				6,1 ⟨5,4⟩	3.2 (1.8)
	(	(100.0)	(40, 2)	(12.4)	(47, 4)	10.47	11.07
		(100.0)	(39.4)	(9,8)	(50.8)		
【介護休業制度の規定の有無】 有り	100.0	94.3					0.2
· ·	(100.0)	94.3 ⟨96.6⟩				5,5 (2.8)	0, 3 (0, 6)
		(100.0)	(41. 4)	(9, 1)	(49, 4)	(=. 7/	(v. v)
展し	100.0	(100.0)	(37.4)	(6.2)	(56.5)		0.0
	100.0 (100.0)	67.5 (72.7)				23.9 (21.2)	8, 6 (6, 0)
	,	(100.0)	(40, 9)	(19.9)	(39, 2)		
· 唐回答	100. 0	〈100.0〉 100.0	(40.4)	(13.9)	<b>〈45, 6〉</b>		
	100, 0	(*100.0)	(*100.0)	(-)	()	-	-

					(%)
· ·	総数	原則として原 職復帰する	本人の希望を 考慮し会社が 決定する	会社の人事管 理等の都合に より決定する	無回答
【総数】					
	100. 0	70.4	15.1	9,8	4.8
	(100.0)	(71.1)	(14.8)	(11.4)	(2.7)
【産業】					
D 鉱泉	100. 0	75.3	10.0	4.4	10.3
E 建設業	100. 0	63.7	15.7	15.5	5.0
F 製造業	100. 0	67.3	16.3	9.6	6. 9
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	89.3	2.5	4.3	3.9
日 運輸・通信業	100.0	68.6	14.3	12.5	4.7
I 卸売・小売業,飲食店	100.0	69, 8	16.9	9.0	4. 2
」 金融・保険業	100.0	86.0	8.7	3.3	1.9
K 不動産業	100.0	55.3	24.3	13. 2	7.2
<u>L サービス業</u>	100.0	75, 8	11.5	8.4	4.3
【事業所規模】					
500人以上	100. 0	88.0	6.0	5.9	0, 1
	(100, 0)	(81.0)	(7.8)	(11.2)	(0,1)
100~499人	100.0	85.6	6.8	6.2	1.3
	(100.0)	(82, 1)	(9,9)	(7.2)	(0.9)
30~99人	100.0	76.8	12.3	7.3	3.6
	(100.0)	(77.5)	(12.0)	(8.9)	(1.6)
5~29人	100.0	68.8	15.8	10.3	5.1
	(100.0)	(69.8)	(15.3)	(11.9)	(3.0)
30人以上(再揭)	100.0	78.5	11.2	7.1	3.2
	(100.0)	(78.4)	(11.5)	(8.7)	(1.4)
【介護休業制度の規定の有無】	-	1			
有り	100. 0	85.4	9.2	5.2	0.2
	(100.0)	(80.7)	(11.4)	(7.2)	(0.6)
無し	100.0	55.0	21.1	14.4	9.4
	(100.0)	(64.6)	(17.0)	(14.2)	(4.2)
無回答	100.0	*100.0		-	_

### 第35表 産業、事業所規模、介護休業制度の規定の有無別、復職後の職場・職種の取扱い別 事業所割合

1

	6W-81	講じている					
	総計	(N.A.)	休集中の 情報提供	職場復帰の ための講習	その他	講じていない	集回答
[総計]	100.0	31, 1				64.7	4.1
	(100.0)	(15.1)				(83.4)	<1.5>
		(100.0)	(67, 1)	(26, 9) (29, 9)	(14.5)		
(産業)		(100.0)	(69.0)	<u>(38.8)</u>	(7.8)		
D 鉱業	100.0	23.5				66. 1	10.3
	<b>(100, 0)</b>	(20, 3) (100, 0)	(61.8)	(31.6)	(15. 2)	(77.3)	<u>(2.4)</u>
		(100.0)	(58, 1)	(56.7)	(1.9)		
E 建設業	100.0	22.5				72.5	5.0
	<b>(10</b> 0, 0)	(15, 5) (100, 0)	(45.8)	(32.1)	(22.7)	(82.6)	(1.9)
		(100.0)	(75.3)	(36. 2)	(1.0)		
F製遺業	100.0	22.1				71.3	6.6
	(100.0)	(11.3)	(64, 3)	(27.3)	(14, 6)	(87.6)	(1.3)
-		(100.0)	(64.0)	(44. B)	(12.5)		
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 (100.0)	73.0 (47.8)				24.1	2.9
	(100.07	(100.0)	(89.4)	(11.7)	(4.8)	(52. 2)	<->
	· · · -	(100.0)	(89.1)	(27.7)	(22.0)		
H 運輸・通信業	100.0 {100.0>	34, 6' (18, 2)				62.9	2.5
	100.07	(18.2)	(70. 9)	(24, 4)	(13.0)	(81.2)	<b>(0.6)</b>
		(100.0)	(55.1)	(47.0)	(11.9)		
(卸売・小売業)飲食店	100.0 〈100.0〉	34.1 (13.3)				62.9	3.0
	100.07	(100.0)	(69.4)	(25.4)	(14, 3)	(84.8)	(2.0)
		(100.0)	(63.0)	(50, 8)	(0.5)	i	
」金融・保険業	100.0 (100.0)	61, 1 (50, 4)				36.5	2.4
	(100.07	(100. 0)	(68. 6)	(32. 2)	(8.6)	<b>(49.6)</b>	<->
		(100.0)	(57.9)	(47.9)	(25.4)		
く 不動産業	100.0 <100.0>	26.7 (15.5)				67.8 (80.3)	5, 4 (4, 2)
	100.07	(100.0)	(63. 4)	(15.6)	(22. 1)	100.37	(4. Z)
		(100.0)	(95.5)	(14, 4)	(1.5)		
レ サービス業	100. 0 (100. 0)	31.3 (14.2)				64.4 (84.6)	4.3 (1.2)
	1100.07	(100.0)	(71, 1)	(27.1)	(14, 0)	(04.07	11.47
【事業所規模】		(100.0)	(85.0)	(13.6)	(9,4)	ļļ	
【奉秦所規模】 500人以上	100.0	63.3				36.6	0.1
	(100.0)	(43, 6)				(56.4)	(-)
		(100.0) (100.0)	(92.4)	(14.4)	(6, 7) (11, 9)		
00~499人	100. 0	47.4	<b>(89.7)</b>	(16, 4)	(11:9)	51, 3	1.3
, I	(100. 0)	(31.0)	a== .			(68.4)	(0.6)
		(100, 0) (100, 0)	(79, 4) (76, 1)	(24.5) (35.1)	(9.5) (9.4)	1	
10~99人	100.0	33.8	10.17	100.17	(8. 4)	62.6	3.6
	(100.0)	<22. B>	/ <i>-</i> :			(76.0)	(1.3)
		(100.0) (100.0)	(71, 8) (70, 1)	(26.0) (37.3)	(11, 5) (9, 8)	<b>I</b>	
~29人	100. 0	30.0	11.17	(01.0/	14.0/	65. 6	4.3
	(100.0)	(13.5)	10.00 00		<b>2.</b> 14 - 5	(84.9)	(1.6)
		(100.0) (100.0)	(65,4) (68,1)	(27, 3) (39, 6)	(15, 4) (7, 2)		
10人以上( <b>再揭</b> )	100. 0	36.6	100.17	100.07	XU 47	60.3	3. <b>2</b>
	(100.0)	(24.5)	/=		4	(74.3)	(1,1)
		(100.0) (100.0)	(74. 1) (72. 0)	(25.4) (36.3)	(10.9) (9.7)		
介護休業制度の規定の有無】			114. 07	100.07	<u> (a. 1/</u>	<u>†</u>	
9	100.0	49.3				50.6	0.1
	(100.0)	(30, 3) (100, 0)	(68, 6)	(29. 6)	(11. 1)	<b>(69.7)</b>	<b>(0.0)</b>
		(100.0)	(69.4)	(29.6)	(1. 1)		
IL III	100.0	11.2				80.3	8.5
	(100.0)	(100.0)	(60.0)	(12.0)	(21 2)	(92.6)	(2.5)
		(100.0)	(60, 0) (67, 3)	(13.9) (15.3)	(31, 3) (10, 0)		
间答							

### 第36表 産業、事業所規模、介護休業制度の規定の有無別、介護休業者に対する職業能力の維持・向上のための措置 の有無及び措置の内容別事業所割合

	常用労働者	介護休業 取得者	女性	男性	者に占める介	男性常用労働 者に占める介 護休楽取得者 の割合
【総計】	-		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		8	
E-100 A # 2	100.0	0.05			0.08	0.03
	(100.0)	(0.06)			(0. 15)	(0.01)
		(100.0)	(66. 2)	(33, 8)		
		(100.0)	<u>(90.7)</u>	(9.3)		
【 <u>産業】</u> D1鉱業	100.0	0.01			0.00	
	100.0	0. 01 (100. 0)	(*100.0)	(-)	0.06	0.00
モ 建設業	100. 0	0,00	(0100.0)		0.00	0.00
		(100.0)	(5.8)	(94. 2)	0.00	0.00
F製造業	100. 0	0, 05			0.14	0.01
		(100.0)	(80, 1)	(19, 9)		
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100, 0	0.01	(71.0)	(00.0)	0.07	0, 01
日 運輸・通信業	100.0	(100. 0) 0. 02	(71. 2)	(28, 8)	0.09	0.00
	100.0	(100.0)	(84.0)	(16, 0)	0.03	0.00
L 卸売・小売業、飲食店	100. 0	0, 07			0.08	0.06
		(100, 0)	(54.6)	(45.4)		
J 金融・保険業	100. 0	0.01			0. 02	0.00
K 不動産業	100. 0	(100.0)	(96. 2)	(3.8)	0.00	0.00
15、小剿连亲	100. 0	0.01 (100.0)	(*91.3)	(*8, 7)	0. 02	0.00
L サービス業	100.0	0.06	(+31.0)	(*0.77	0.07	0.04
		(100.0)	(69, 0)	(31. 0)	0.07	0.04
【事業所規模】						
500人以上	100.0	0.04		ļ	0, 10	0, 01
	(100, <b>0</b> )	(0.02)	(74.0)	(05.1)	(0. 06)	<b>(</b> 0. 01)
		(100, 0) ∢100, 0}	(74, 9) (71, 2)	(25. 1) ⟨28. 8⟩		
100~499人	100, 0	0.03	(11.2)	120.07	0.07	0. 01
	(100.0)	(0.03)			(0.05)	(0.01)
		(100.0)	(81.6)	(18, 4)		
		(100.0)	(76.6)	〈23. <b>4</b> 〉		
30~99人	100.0 {100.0}	0.02			0.05	0.01
	(100.07	〈0. 06〉 (100. 0)	(80, 2)	(19. 8)	(0. 15)	<b>(0.00)</b>
		(100.0)	(97.4)	(15.6)		
5~29人	100.0	0.07	]		0.11	0. <b>05</b>
	<b>(100.0)</b>	(0.09)			<b>(0. 22)</b>	(0. 01)
		(100.0)	(59.1)	(40.9)		
30人以上(再掲)	10 <b>0</b> . 0	(100.0)	<b>〈91.4〉</b>	<b>(8</b> , 6)	0.00	0.01
	(100.0)	· 0.03 ⟨0.04⟩			0.06 (0.10)	0.01 (0.01)
	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(100. 0)	(79.5)	(20.5)	10.107	10.017
		(100. 0)	(89.5)	(10.5)		
【介護休業制度の規定の有無】						
有り	100.0	0.05			0.10	0.03
	<b>〈100. 0〉</b>	〈0, 09〉 (100, 0)	(65. 2)	(34.8)	<b>(0. 23)</b>	(0.01)
		(100.0)	(03. 2) (91. 2)	(34.8) (8.2)		
無し	100. 0	0.03	191.27	10-41	0.05	0.02
	(100.0)	(0. 02)			(0.04)	(0.00)
		(100.0)	(70. 5)	(29, 5)		
(注)1 労働者に占める介護体業		(100.0)	(87.2)	(12, 8)	1までに会議長1	

## 第37表 産業、事業所規模、介護休業制度の規定の有無別、男女別常用労働者に占める介護休業 取得者割合(H13.4.1~14.3.31)

4---

ŝ

÷ 1 Ţ

(注)1 労働者に占める介護休業取得者の割合とは、常用労働者に占めるH13.4.1~14.3.31までに介護休業を (注)2 前回数値はH11.4.1~11.9.30までに介護休業を開始した者の割合である。 前回報告書にある「最長介護休業期間別」は今回集計されていない。

## 第38表 産業、事業所規模、労働組合の有無、介護休業制度の有無別、男女別復職者割合 (H13.4、1~14.3.31)

									(%)	
	介護休業者			女性の介			男性の介			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		復職者	退職者	競休業者	復職者	退職者	護休業者	復職者	退職者	
【総数】										
	100.0	1	ļ	64.1			35, 9			
	(100.0)	1		(91.3)			(8.7)			
	(100.0)	(90.6)	(9.4)	(100.0)	(89.7)	(10, 3)	(100.0)	(92, 1)	(7, 9)	
	(100.0)	(90, 8)	(9,2)	(100.0)	<b>〈90, 4〉</b>	(9.6)	(100.0)	(95.7)	<u>(4.3)</u>	
【産業】										
D鉱業	100.0			*100.0			- 1			
	(100.0)	(100.0)	(-)	(100.0)	(*100.0)	(-)	()	(-)	(-)	
E 建設業	100.0			17.2			82.8			
	(100.0)	(82.8)	(17.2)	(100.0)	(*100.0)	(-)	(100.0)	(79.3)	(20. 7)	
F 製造業	100.0			79.2			20.8			
	(100, 0)	(90.5)	(9.5)	(100.0)	(91.8)	(8, 2)	(100.0)	(85.5)	(14.5)	
G 電気・ガス・熱供給,水道業	100.0			72.3			27.7			
	(100.0)	(95.8)	(4, 2)	(100.0)	(94.1)	(5, 9)	(100, 0)	(*100.0)	(-)	
H 運輸・通信業	100.0			84.0			16.0			
	(100, 0)	(82.0)	(18, 0)	(100.0)	(79.8)	(20. 2)	(100, 0)	(93.8)	(6, 2)	
1 卸売・小売業、飲食店	100.0			50.6			49.4			
	(100, 0)	(94.8)	(5, 2)	(100.0)	(98, 6)	(1.4)	(100.0)	(91.0)	(9, 0)	
J 金融・保険業	100.0			96.3			3.7			
	(100, 0)	(98, 1)	(1.9)	(100.0)	(100, 0)	(-)	(100.0)	(*50, 0)	(*50,0)	
K 不動産業	100, 0		ļ	100.0			— ·			
	(100, 0)	(100.0)	()	(100.0)	(*100, 0)	(-)	(-)	()	(-)	
L サービス業	100.0		1	68.4			31.6			
	(100.0)	(85.1)	(14, 9)	(100.0)	(78, 9)	(21, 1)	(100.0)	(98, 3)	(1, 7)	
【事業所規模】							1			
500人以上	100.0			75.7			24.3			
	(100.0)	(87.8)	(12.2)	(100.0)	(89. 2)	(10, 8)	(100.0)	(83, 4)	(16, 6)	
100~499人	100, 0	1		82.6			17.4			
	(100.0)	(86, 6)	(13.4)	(100.0)	(90.6)	(9, 4)	(100.0)	(67.5)	(32, 5)	
30~99人	100.0			66, 8			33.2			
	(100.0)	(80. 2)	(19.8)	(100.0)	(90.8)	(9.2)	(100.0)	(58, 8)	(41.2)	
5~29人	100.0			58.5			41.5			
	(100.0)	(93, 7)	(6.3)	(100.0)	(89, 2)	(10, 8)	(100.0)	(100.0)	()	
30人以上(再掲)	100.0			75.0		• •	25.0			
	(100.0)	(84, 4)	(15.6)	(100.0)	(90, 4)	(9, 6)	(100.0)	(66.4)	(33, 6)	
【労働組合の有無】	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1					,,	
有可 一	100.0			45, 3			54.7			
	(100.0)	(92, 0)	(8, 0)	(100.0)	(92.0)	(8, 0)	(100.0)	(92.0)	(8, 0)	
乗し	100.0			76, 1			23, 9			
	(100.0)	(89, 6)	(10.4)	(100, 0)	(88, 8)	(11.2)	(100, 0)	(92.3)	(7.7)	
【介護休薬制度の規定の有無】										
有り	100.0			62, 8			37.2			
<b>T</b>	(100.0)	(88, 5)	(11.5)	(100, 0)	(87.2)	(12.8)	(100.0)	(90.6)	(9, 4)	
無し	100.0	(00.0)	<i>(</i> <b>1</b> - 1)	69.1			30, 9			
13 4 1~14 3 31までに介護体育	(100.0)	(99.0) 復勝予定が	(1.0)	(100, 0)	(98, 7)	(1, 3)	(100.0)	(99.7)	(0, 3)	

.

H13.4.1~14.3.31までに介護休業を終了し、復職予定だった者=100.0% (注) 前回数値はH11.4.1~11.9.30までに介護休業を終了し、復職予定だった者=100.0%

					<b>友計</b>			(%)
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1遷間~	2 温間~	Kar 1か月~	3か月から	6か月~	
	計	1週間未満	2.週間来溝	1か月末満	3か月未満	6か月未満	1 年未満	1年以上
【総計】								
	100.0	3.6	5.2	10, 3	62, 9	14.1	1.6	2.1
	(100.0)	(3.3)	(4.8)	(6.5)	(55, 9)	(5.1)	(23.8)	(0.7)
【產業】								
DL丝束	199.0	-	-	-	-	*100.0	-	-
8 建設業	100.0	-	-	-	10.4	79.3	10.4	-
F 製造業	109.0	13.0	18 0	15.3	2B. I	217	2.5	1.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	28,9	-	37.8	28.9	4.4	-
H 運輸・通信業	100.0	-	-	2.4	42.7	34.1	7.3	13.4
1 卸売・小売素 飲食店	100.0	0.1	0.6	0.1	93. 3	1.5	1.0	3.4
3 金融・保険楽	100,0	-	- 1	-	23.0	11.0	-	-
K 不動産業	100,0	-	-	-	*100.0	- 1	-	-
し サービス事	109.0	16	2.2	23.3	48, 1	22.9	1.9	-
【事業所規模】								
500人以上	100.0	11.0	5.6	10 0	34.7	22.1	9.8	6. 9
100~499人	100.0	32	7.7	6.2	52.5	16.2	3.0	11.2
30~99人	100.0	1.5	4.6	17.4	47.6	21.7	5.8	1.5
5~29人	100,0	3.2	4.9	10.0	70.3	11.6	-	-
3 (3 人以上 (再掲)	100.0	4.3	6, 1	11.2	46, 7	19.5	56	6.7
	(100.0)	(2.0)	(5.3)	(18.9)	(51, 7)	(15.3)	(4, 4)	(23)
【最長介頭休業期間】								
期間の最長限度を定めている	100.0	2.6	4.2	9.4	68.5	11.8	1.2	2.3
3か月まで	100.0	7.9	9.2	14.3	54.9	12.9	-	0.B
3か月を超えらか月未満 İ	100.0	- 1	74.9	8.1	13.4	3.6	-	-
6か月	100.0	-	-	1.3	94. 9	3.2	0.6	-
6か月を超えき年未満	100.0	-	-	0.4	8,89	05	03	0.1
144	100.0	3, 3	3.2	27.6	15.3	37.3	4 5	8.6
1年を超える期間	100.0	- 1	0.1	0.2	94.7	3.1	0.8	1.2
期間の制限はなく、必要自動取得できる	100.0	*4.2	-	- 1	-	+95.8	-	-
集回答	100 0	*50.0	-	*50.0	-	- 1	- 1	-

\$ ł ÷.

ţ

第39表 産業、事業所規模、最長介護体業期間別、男女・利用期間別介護体業利用者割合(H13,4,1~14,3,31)

<u></u>	l			ý.	硅			
	Ħ	1 遺団未満	1 週間~ 2 週間未満	2 週間~ 1 か月未満	1か月~ 3か月米満	3か月から 6か月未満	6か月~ 1年未満	1 年以上
【載計】								
	100 0	5.0	78	86	56 4	16.8	2.2	3.3
	<u>{100.0}</u>	(1.7)	(4.9)	(5, 6)	(55.7)	(5, 2)	(26, 1)	(0.8)
【產業】 D 鉱業	100.0	_			_		_	
D 結果 を 建設業	100.0	_			+50.0	*100.Q	*50.0	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	100.0	14.1	21.9	17.9	29.3	13.7	■30.0 I.5	1.5
「 料理業 2 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	34.5	21.9		53.1	40.7	6.2	1.0
13、111-13<113 111-13 111 111	100.0	_	i _	1.5	31.4	41.8	9.0	16.4
「 超是 • 小元素。 飲食店	100.0		1.2	0.1	87.9	2.6	1.7	6.5
1 会社・保険室	100.0	-	-	-	21.5	78.5	-	-
K 不動産業	100. D	-	_	_	+100.0	-	-	-
	100.0	2.5	2.5	10.9	48.9	32.3	2.9	-
【事業所規模】	\ <u>***</u> **							·····
500 ARLE	100.0	7.3	6.0	10.3	35.7	21.9	10.2	8.7
100~499人	100.0	3.2	6.7	5.9	52.5	15,7	3, 0	12.9
30~99人	100. D	2.0	6.1	22.9	38.4	23.0	5.6	2.0
5~29人	100.0	5.8	8.7	5.6	64.6	15.0	-	-
3.0人以上 (再掲)	100.0	3.7	6, 3	12.7	44.0	19.6	5,5	8.2
	<100.0>	(1.7)	(4.8)	(18.3)	(53.3)	(15.9)	(3, 5)	(2.6)
【最長介護休業期間】								
期間の最長醸度を定めている	100.0	3.5	6.1	6.4	62.1	16.7	1.6	3.7
3か月まで	100.0	B. 6	9.0	15.4	55. <del>6</del>	10.6	-	0.9
3か月を超え6か月未満	100 0	1 -	79.0	5,1	14.1	1.7	-	-
6か月	100 0		- 1	2.5	93.5	2.7	1.3	
6か月を超え1年未満	100.0			14.0	36.8	19.4	22. 9	7.0
1年	100.0	1.9	3.9	2.6	18.9	53.9	5.4	13.3
1年を超える期間	100 0	-	0,1	0.1	93.7	3.7	0, 9	1.5
期間の制限はなく、必要日数取得できる 無回答	100.0	) <b>*</b> ≸00. 0	-	-	-	-	-	-
	-	1	-	-			-	-

	1			2	住			
	11	1 週開未満	1 週間~ 2 週間未満	2 週間~ 1 か月未満	1か月~ <u>3か月未満</u>	3か月から 6か月朱満	6 か月~ 1 年未満	1年以上
【総計】								
	100.0	1.2	0.9	13.4	74.2	9.4	1.0	0.0
	(100.0)	(17.4)	(3.3)	(13.7)	(57, 5)	(3, 9)	(4, 0)	(9.2)
【産業】		1						
D 鉱業	- 1	-	-	-	-	-	-	-
E 連起来	100.0	-	-	- 1		*10 <b>0</b> .0	-	-
F 製造業	100.0	8.7	2.0	4 7	23.0	54.5	8.7	0.3
G 電気・ガス・熱供給・水道集	100.0	-	*100. O	-	-	-	-	-
H 運輸・通信素	100.0	-	-	6.7	93.3	-	-	-
」 御売・小売業。 飲食店	100.0	0.1	-	0.1	99.3	0.3	Q. 1	-
J 金融・保険業	100.0	-	-	-	+100.0	-	-	-
K 木動産業	-	-	-	-	. –	-	-	-
L サービス集	100.0	-	1.7	44. 8	46.7	6.5	0. 2	-
【事業所規模】								
500人以上 	100.0	23.1	4.2	9.0	31.6	22. 8	8.3	0.9
00~498人	100.0	2.8	13.9	8.5	52.9	19, 1	2.8	-
人88~01	100.0	-	-	• –	76, 2	17.5	6.3	-
5~29人	100.0		-	15.2	77.5	7.3	-	-
0 人以上 (再掲)	100.0	7.0	5.0	4.8	57.8	19.4	59	0.2
	(100.0)	(4.5)	(9.2)	(23.7)	(40, 2)	(10.9)	(11, 1)	(0,4)
【最長介護休業期間】		1						
期間の最長限度を定めている	100.0	1.1	0.9	14.4	79.4	3.6	0.6	0.0
3か月まで	100.0	- I	11.6	1.5	46.1	40, 8		-
3か月を超え6か月未満	100.0	- 1		62.1	-	37.9	-	-
6か月	100.0	- 1		-	96.4	3.6	- 1	-
6か月を超え1 年末満	100.0	} _	-	0.3	<b>99.</b> 5	0.2	- 1	-
1年	100.0	61	1.9	75.1	8.3	5.7	2.7	0.2
1年を超える解問	100.0	-	-	0.5	98.6	0.3	0.3	-
巣間の制限はなく、必要日徴取得できる	100.0	- 1		-	-	*100.0	-	-
新回答	100.0	*50.0	- 1	+\$0.0	- 1		-	-

### 第40表 産業、事業所規模、労働組合の有無、介護休業制度の規定の有無、最長介護休業期間別、介護 休業取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合

		介記	植休業取得者が	あった際の雇用	<b>1管理状</b> 況(M.	A.)
	総計		<b>事業</b> 所内の他 の部門又は他 の事業所から 人員を異動さ せた	派遣労働者や アルバイトを 代 <b>榃要員とし</b> て雇用した	その他	無回答
【殺計】	100.0			10.0		
【産業】	100.0	60.4	30.3	15.2	2.4	0,0
	100.0	100.0				
/ 私未 建設業		100.0	-	-	-	-
製造業	100.0	71.6	3.7	-	28.4	
	100.0	86.7	8.4	4.0	7.1	0, 1
- 電気・ガス・熟供給・水道業 運輸・通信業	100.0	74.5	3,9	3.9	25.5	~
	100.0	94, 6	3.6	1.8	_	-
	100.0	51.8	44.0	9.3	0.1	-
金融・保険業 (二不動産業)	100, 0	84.2	3.8	15.8	-	-
	100.0	8,7	8.7	8.7	91.3	-
<u>サービス業</u> 【事業所規模】	100.0	51, 5	29.6	31.8	1.6	_
□ ● 果时及(探) □ ○ ○ 人以上	100.0	00.0	1.7.0			
00~499人	100.0	80.8	17.6	20.8	5.1	0, 4
0~99人	100.0	77.9	10.3	14.0	3.0	-
~29人	100.0	74.0	8.7	28.4	5.7	-
3~29人 30人以上(再掲)	100, 0 100, 0	53.7	38.5	12.6	1.5	-
「労働組合の有無」	100.0	76.5	10.6	21.5	4.5	0. <b>Q</b>
1.57111月21日1511日2月21日 11月	100.0	60.0	<b>5</b> 0 0			-
ŧ.		59.0	56.8	20.9	1.3	-
( の 課 体 業 制 度 の 規 定 の 有 無 ]	100.0	61, 1	16.3	12.2	2.9	0.0
「日本学校院の現在の有景」	100.0	50 C				
	100.0 100.0	58.5	32.8	16.5	1.2	0. 0
【最長介護休業期間】	100.0	82,7	1.2	0, 3	15.8	-
▲ 政府 (2017年7月1日) ・ 護休業規定あり	100.0	58, 5	20.0	10 5	1 0	
間の最高限度を定めている	100.0	57.8	32.8	16, 5	1.2	0.0
か月まで	100.0	75.5	33.3	17.0	1.3	0.0
か月を超えるか月未満	100.0	87.5	4.5 1,6	22.9	0,8	0, 1
が月を隠えるが月本海	100.0	76.7	1.0 3.0	12.6 53,3	12.6	
か月を超え1年未満	100.0	99.9	0.3	93, 3 —	12.6	-
かり 2 起 2 「 十 木 柄 年	100.0	99.9 55.6	30,9	41, 3	2.6	-
年を超える期間	100.0	5.0	30, 9 94, 9			
- 〒と起える赤崎  間の制限はなく、必要日数取得できる	100.0	82.2	94.9 17.8	0.3	-	-
100     版はなく、必要自然取得できる     回答	100,0	*100.0		- 1	~	-
。 護休衆制度なし	100.0	*100.0	1, 2	0.3	15.8	-
<u>課怀来前度なし</u>    :護休業取得者のあった事業所=100.0%	100.0	02.1	I. Z	U. 3	10.6	_

-65-

								(%)
	総計	勤務時間 短縮等の 措置を実 施してい る(M.A.)	短時間勤 務制度	できるフ	始業・終 業時刻の 繰上げ・ 繰下げ	<u>介護に要</u> する経費 の援助措 置	勤務時間 の増置を 実施して いない	無回答
【総計】	100. 0	43.9 (34.1) (100.0) (100.0)	38.5 (27.7) (87.7) (81.2)	6. 3 (8. 1) (14. 3) (23. 8)	18.9 (19.0) (43.1) (55.8)	1.3 (1.3) (3.0) (3.7)	56. 1 (65. 6)	0.0 (0.3)
【產業】 D 鉱業	100. 0	31.3 (100.0)	31.0 (99,2)	1.7 (5.3)	8, 2 (26, 4)	-	68. 7	-
E 建設業	100.0	32. 3 (100. 0)	26.6	2.7 (8.4)	15.9 (49.1)	1.8 (5.5)	67.7	<b>-</b>
F製造業	100. 0	35.1 (100.0)	30. 4 (86. 5)	5, 2 (14, 9)	15.6 (44.4)	0.6 (1.7)	64. 8	0.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	86.0 (100.0)	81. 2 (94. 4)	9.4 (10.9)	26.3 (30.6)	13. 2 (15. 4)	14.0	-
日 運輸・通信業	100.0	41.7 (100.0)	33. 1 (79. 4)	10.8 (25.9)	22.2 (53.2)	4. 1 (9. 8)	58.2	0.1
I 卸売・小売業、飲食店 J 金融・保険業	100.0	48.7 (100.0)	43.4 (89.1)	8.7 (17.8)	20.5	1.1	51.3	0.0
5 亚剧 休候未 K 不動産業	100. 0 100. 0	76.0 (100.0) 51.9	65, 1 (85, 6) 41, 9	3.9 (5.2) 4.0	30.3 (39.8) 22.7	0, 7 (0, 9) 3, 7	24. 0 48. 1	-
し サービス業	100. 0	(100.0) 42.8 (100.0)	(80, 8) 39, 0 (91, 1)	(7.8) 4.3 (10.1)	(43, 7) 17, 3 (40, 4)	(7, 1) 1, 1 (2, 5)	57. 2	-
【事業所規模】 5 0 0 人以上	100, 0	84.3	68.4	17.9	32.1	6. 7	15. 7	
100~499人	100. 0	(100, 0) 71, 3 (100, 0)	(81. 2) 61. 8 (86, 8)	(21.2) 10.8 (15.1)	(38, 1) 30, 3 (42, 6)	(8, 0) 3, 0 (4, 1)	28, 4	0.3
30~99人	100.0	54.4 (100.0)	47, 5 (87, 3)	7.3 (13.4)	24.8 (45.6)	2, 1 (3, 9)	45.6	0.0
5~29人 30人以上(再揭)	100. 0 100. 0	41, 1 (100, 0) 57, 8	36, 1 (87, 9) 50, 3	5,9 (14,4) 8,0	17.5 (42.6) 25.9	1.1 (2.7) 2.4	58.9 42.1	-
【労働組合の有無】		(100, 0)	(87.1)	(13.9)	(44. 8)	(4. 1)		
有り 無し	100. 0 100. 0	75.2 (100.0) 35.8	64.8 (86.2) 31.7	12.9 (17.2) 4.6	29.4 (39.1) 16.2	4, 2 (5, 5) 0, 6	24.8 64.2	0.0 0.0
無回答	100.0	(100.0) 10.3	(88.5) 0.0	4.0 (12.7) 0.0	(45.3) 10.7	(1.6) 0.0	64. 2 89. 7	-
【介護休業制度の規定の有無】 有り	100. 0	(100.0) 79.2	 70. 0	10. 9	(*100, 0) 33, 8	2. 3	20. 8	0.0
無し	100. 0	(100.0) 3.4 (100.0)	(88.4) 2.4 (69.4)	(13,8) 1,0 (28,7)	(42, 7) 1, 8 (53, 2)	(2.9) 0.1 (4.2)	96. <del>6</del>	-
無回答	10 <b>0</b> . 0	*100.0) *100.0 (100.0)	(09.4) - -	(28. 7) - -	(53, 2) *100, 0 (*100, 0)	(4. 2)	_	-

### 第41表 産業、事業所規模、労働組合の有無、介護休業制度の規定の有無別、介護のための勤務 時間短縮等措置の制度の有無別事業所割合

### 第42表 介護のための勤務時間短縮等の措置の有無・最長利用期間別事業所割合

											(%)
1						最長利	用期間				
		総計	措置あり	3か月朱 満	3か月	3か月を 超え1年 未満	1年	1 年を超 える期間	無回答	措置なし	兼回答
勤務時間短縮等	【総計】	100.0	43.9							56.1	0.0
措置全体			(100. 0)	(25, 0)	(48. 0)	(6. 7)	(12, 0)	(5. 9)	(2.5)		
	30人以上(再揭)	100.0	57.8							42.1	0.1
			(100. 0)	(24. 0)	(41.6)	(7.8)	(15, 8)	(9, 0)	(1.9)	:	

						最長利	用期間				
		総計	措置あり	3か月未 満	3か月	3か月を 超え1年 未満	1年	1年を超 える期間	兼回答	措置なし	無回答
短時間勤務制度	【総計】	100.0	38.5							61.5	0.0
			(100, 0)	(25.6)	(48, 5)	(6, 5)	(11.6)	(5, 2)	(2. 6)		
	30人以上(再揭)	100. 0	50.3							49.6	0.1
			(100, 0)	(25. 2)	(42. 1)	(7, 9)	(16.0)	(7, 3)	(1.6)		
フレックスタイ	【総計】	100.0	6.3			l				93.6	<b>0.</b> 1
ム制度	L		(100, 0)	(33, 6)	(26. 6)	(3, 0)	(20. 8)	(11.9)	(4. 0)		
	30人以上(再揭)	100.0	8.0							91.6	0.4
			(100. 0)	(23. 1)	(28. 9)	(6. 4)	(19, 1)	(21. 5)	(1.0)		
始業・終業時刻 の繰上げ・繰下	【総計】	100.0	18.9		······				•	81.0	0. 1
vyaatti in ana n If			(100, 0)	(24. 2)	(45, 4)	(7.9)	(14. 0)	(6.4)	(2, 1)		
	30人以上(再揭)	100. 0	25. 9							73.8	0, 3
	·		(100. 0)	(23. 7)	(41, 5)	(9.6)	(15, 8)	(7.8)	(1.6)		
介護に要する経	【総計】	100.0	1.3							98.6	0.1
て援助措置			(100.0)	(16. 2)	(24, 0)	(23.4)	(16. 1)	(18, 1)	(2, 3)		
	30人以上(再掲)	100.0	2.4							97.2	0.4
			(100.0)	(13.0)	(17. 2)	(1.8)	(19.4)	(40.9)	(7.7)		

					平日1日(	こ短縮する時	間の長さ	
		総計	措置あり	1 時間 未満	1時間以 上2時間 未満	2.時間以 上3.時間 未満	4 時間 以上	兼回答
短時間勤務制度	【総計】	100.0	43.9 (100.0)	(1, 7)	(27.4)	(58, 9)	(6.0)	(6. 0)
	30人以上(再揭)	100. 0	57. 8 (100. 0)	(0. 8)	(29.2)	(56.0)	(7.2)	(6, 8)

事業所総数=100.0%

 $t^{(i)}$ 

-67-

### 第43表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護のための短時間勤務制度の短縮時間分質金 取扱い状況別事業所割合

	総計	有給	一都有給	無給	無回答
総計】			1		<u> </u>
	100.0	7.8	8.4	83.6	0.2
産業】					
〕 鉱業	100.0	11.1	0.6	88. 3	-
建設業	100.0	13.8	1.0	85. 2	-
製造業	100.0	5.0	8.8	86. 2	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.1	1.5	94.1	1.2
「運輸・通信業	100.0	4, 5	8,6	87. 0	
卸売 小売業 飲食店	100.0	4, 0	8.7	86. 9	0.4
金融・保険業	100.0	14.5	13.1	72.4	-
不動産業	100.0	10,0	5.5	80.3	4.2
サービス業	100. 0	12.8	9.5	77.7	_
事業所規模】					
00人以上	100. 0	8.5	6.1	85.0	0.3
00~499人	100.0	7.7	8.8	83.5	0.0
0~99人	100.0	9.9	8, 8	80.3	1.0
~29人	100.0	7.3	8.4	84. 2	0.1
0人以上(再揭)	100.0	9.4	8.7	81.1	0.8
労働組合の有無】					
9	100.0	8.0	9.5	82.5	0.0
Ĺ	100.0	7.6	7.9	84. 1	0,4

介護のための短時間勤務制度がある事業所=100.0%

### 第44表 介護のための勤務時間短縮等措置の利用者の有無別事業所割合

(%)

. . . .

		総計					
			利用者あり	男性利用者あり	女性利用者 あり	利用者なし	兼回答
短時間勤務 制度 30人以上(再掲)	【総計】	100. 0	0.4 (100.0)	(20. 8)	(80. 6)	98. 7	0, 9
	30人以上(再掲)	100. 0	0.6 (100.0)	(33.3)	(70.8)	98. 9	0. 5
フレックス タイム制度 30人以上(再	[総計]	100. 0	0.2	(44.0)	(58, 2)	95.8	4.0
	30人以上(再掲)	100.0	0.9 (100.0)	(44. 0)	(58. 2)	98. 3	0.7
始業、終業 時刻の線上 げ、線下げ 30人以上	【総計】	100. 0	0.8 (100.0)	(56, 5)	(43, 5)	98.6	0, 6
	30人以上(再掲)	100. 0	0, 8 (100, 0)	(75.5)	(24. 5)	98.3	0, 9
介護に要す る経費の援 助措置	【総計】	100. 0	0.3	(45.7)	(79. 1)	99, 4	0.3
	30人以上(再揭)	100. 0	1, 1 (100, 0)	(45. 7)	(79.1)	97. 9	1.0

短時間勤務制度等各々措置がある事業所=100.0%

### 第45表 事業所規模別介護のための勤務時間短縮等措置あり事業所の常用労働者に占める男女別利用者 割合(#13.4.1~14.3.31)

	短時間勤務制度						(%) フレックスタイム制度				
	常用労働			女性常用	男性常用				女性常用	男性常用	
	市用力調 者にしめ る利用者 の割合	女性	男性	労働者に 占める利 用者の 寄 合	労働者に 占める利 用者の割 合	常用労働 者にしめ る利用者 の割合	女性	男性	()  労働者に  占める利  用者の割  合	労働者に 占める利 用者の割 合	
【総計】	0. <b>0</b> 1			0.03 (0.23)	0.00 (0.00)	0. 01			0.01	0.00 (0.00)	
		(83, 1) (99, 8)	(16, 9) (0, 2)				(44, 7) (98, 5)	(55.3) (1.5)			
【事業所規模】 5 0 0 人以上	0.01	(00.0)	(10.7)	0, 02	0.00	0.00			0.01	0.00	
100~499人	0.01	(86, 3) (69, 4)	(13, 7) (30, 6)	0. 02	0.00	0. 02	(42.3) (35.7)	(57, 7)	0. 02	0. 02	
30~99人	0. 00	(60, 1)	(39, 9)	0.00	0.00	0.00	(100, 0)	(64.3) (0.0)	0, 01	0. 00	
5~29人	0. 03	(88, 9)	(11, 1)	0. <b>06</b>	0.01	0.00	(0.0)	(0.0)	0.00	0. 00	
30人以上(再掲)	0.01	(71. 2)	(28.8)	0. 01	0.00	0. 01	(44. 7)	(55.3)	0. 01	0. 01	

	始集・終業時刻の繰上げ・繰下げ					介護に要する経費の援助措置				
	常用労働 [				男性常用	常用労働			女性常用	男性常用
	着にしめ る利用者 の割合		男性	労働者に 占める利 用者の割 合	労働者に 占める利 用者の割 合	市力面 者にしめ る利用者 の割合	女性	男性	占める利	労働者に 占める利 用者の割 合
【総計】	0. 02	(52. 5) (92. 0)	(47.5)	0, 03 (0, 11)	0. 02 (0. 00)	0. 02	(34.3)	(65. 7)	0.02 (0.01)	0. 02 (0. 00)
【事業所規模】		(82.0)	(8.0)	<u> </u>			( <b>69</b> .0)	(31.8)		
500XUE	0.00	(71. 1)	(28. 9)	0.00	0.00	0.04	(22. 7)	(77.3)	0. 05	0. 04
100~499人	0.01	(54. 9)	(45.1)	0.01	0.00	0.01	(83.6)	(16.4)	0.03	0. <b>0</b> 0
30~99人	0.01	(9, 6)	(90.4)	0.00	0. 02	0.00	. (00.0)	(10.4)	0.00	0.00
5~29人	0.06	(59, 2)	(40.8)	0, 08	0.04	0.00			0.00	0. 00
30人以上(再揭)	0. 01	(25. 1)	(40. 8)	0.00	0. 01	0. 02	- (34. 3)	- (65. 7)	0. 03	0. 02

(注) 労働者に占める措置利用者の割合とは、勤務時間短縮等の措置がある事業所の労働者に占めるH13.4.1~14.3.31の間 に利用を開始した者(開始予定の申し出をしている者を含む。)の割合である。

			育児を行						育児を行			
	総計	時間外労 働がある	う労働者 について	小学校就 学始期ま で	小学校入 学〜小学 (3年生 又は10 歳)	学女卒家	小学校卒 集以降も 利用可能	箫回答	うたい 労働い 間制制 が 制定 が 制 し い り 制 し な し 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	無回答	時間外労 働がない	無回答
【総計】	100. Q	80. 0 (100. 0)	(31.6) (100.0)	(93, 9)	(2.1)	(0.6)	(3. 1)	(0.4)	(68. 4)	(0. 0)	20. 0	0.0
【産業】 D 銘業	100. 0	86. 1 (100. 0)	(21.5)						(78.5)	(-)	13.9	_
E 建設業	1 <b>00</b> . 0	84. 3 (100. 0)	(100.0) (13.5) (100.0)	(100. 0)	(-)	(0.2)	(-) (15.1)	(-) (-)	(86. 5)	(-)	15. 7	_
F藝遺業	1 <b>00</b> . 0	79.5 (100.0)	(23.8) (100.0)	(91.1)	(2.4)	(1.2)	(4. 5)	(0.9)	(76. 2)	(-)	20.5	0.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.3 (100.0)	(77.0) (100.0)	(99. 3)	()	()	(0. 7)	()	(23. 0)	()	4.7	_
H 連輸・通信業 I 卸売・小売業、飲食店	100.0 100.0	92.4 (100.0) 77.4	(41, 4) (100, 0)	(93. 3)	(0. 0)	(0, 9)	(5.8)	(-)	(58. 5)	(0, 1)	7.6	1
J金融・保険業	100.0	(100.0) 93.6	(38, 1) (100, 0)	(94. 9)	(2. 2)	(0. 4)	(2.4)	(0, 0)	(61.9)	(-)	6.4	
K 不動産業	1 <b>00.</b> 0	(100.0) 72.5	(79.0) (100.0)	(96. 5)	(2. 2)	(0, 1)	(0. 4)	(0. 7)	(21.0)	(-)	27. 5	_
し サービス業	100. 0	(100.0) 77.0 (100.0)	(23.0) (100.0) (24.4)	(88. 7)	(-)	(0. 7)	(-)	(10. 6)	(77.0)	(-) (-)	23. 0	_
【 <b>事業所規</b> 機】 500人以上	100.0	98.1	(100, 0)	(95. 1)	(2.8)	(0, 8)	(0. 9)	(0.4)			1. 9	_
100~499人	100.0	(100.0) 93.4	(73.8) (100.0)	(92. 1)	(1, 2)	(4, 3)	(2. 0)	(0, 4)	(26. 2)	(-) (n.1)	6. 5	0.0
30~99人	100.0	(100.0) 86.3 (100.0)	(51.7) (100.0) (38.5)	(94. 5)	(1, 1)	(1, 5)	(2. 0)	(0, 8)	(48.1) (61.5)	(0. 1) (-)	13. 7	_
5~29人	100. 0	78.4 (100.0)	(100.0) (29.3)	(93, 9)	(0, 5)	(2, 2)	(2. 4)	(0, 9)	(70.7)	(-)	21. 6	_
30人以上(再揭)	100. 0	87.7 (100.0)	(100.0) (41.6)	(93.8)	(2.5)	(0, 1)	(3.4)	(0. 2)	(58. 4)	(0. 0)	12. 3	0.0
【労働組合の有無】 「り	100. 0	92. 2 (100. 0)	(100.0) (58.0)	(94.0)	(0.7)	(2.1)	(2.3)	(0.9)	(42.0)	()	7.8	
il.	100. 0	77, 0 (100, 0)	(100. 0) (23. 5)	(96. 6)	(1.3)	(0, 7)	(0, 9)	(0, 4)	(76, 5)	(0, 0)	23. 0	0.0
回答	100. 0	100.0 (100.0)	(100. 0) (10. 4)	(91.8) (*100.0)	(2.6)	(0.4)	(4, 9) (-)	(0.3) (-)	(89.6)	(-)	-	_

# 第46表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児のための時間外労働制限規定の有無及び内容別事業所割合

事業所総数=100.0%

17: BY D		· · · · · ·					(%)
	総計	時間外労働 がある	家族の介護 を行うう労働 者に時間規定 がある	の時間外労	無回答	時間外労働 がない	集回答
(総計)	100. 0	80. 0 (100. 0)	(29, 3)	(70, 7)	(0. 0)	20. 0	0. 0
【産業】 D 鉱業	100. 0	86. 1 (100. 0)	(21.5)	(78.5)		13.9	
E 建設業	100. 0	(100.0) 84.3 (100.0)	(15. 4)	(84.6)	(-) (-)	15. 7	
F製造業	100. 0	79.5 (100.0)	(21.9)	(78.1)	(0. 0)	20. 5	0. 0
<ul> <li>G 電気・ガス・熱供給・水道業</li> <li>H 運輸・通信業</li> </ul>	100. 0 100. 0	95.3 (100.0) 92.4	(74, 1)	(25, 9)	()	4.7	
1 卸売・小売業,飲食店	100.0	(100. 0) 77. 4	(40, 9)	(59, 1)	()	22. 6	_
J 金融・保険業	100. 0	(100, 0) 93, 6 (100, 0)	(33.6)	(66, 4)	()	6.4	-
K 不動産業	100.0	(100.0) 72.5 (100.0)	(76, 7) (17, 5)	(23, 3) (82, 5)	(-) (-)	27. 5	-
と サービス業	100.0	77.0 (100.0)	(22. 4)	(77, 6)	(-)	23. 0	-
【事業所規模】 5 0 0 人以上	100. 0	98. 1 (100. 0)	(69.7)	(30, 3)	(-)	1.9	-
100~499人	100. 0	93, 4 (100, 0)	(48. 4)	(51, 6)	(0, 0)	6.5	0.0
30~99人 5~29人	100. 0 100. 0	86. 3 (100. 0) 78. 4	(36. 3)	(63. 7)	(0. 0)	13.7 21.6	_
5~2 9入 3 0人以上(再掲)	100.0	(100.0) 87.7	(27. 1)	(72, 9)	(—)	21.0 12.3	0.0
【労働組合の有無】	100.0	(100.0)	(39, 1)	(60, 9)	(0, 0)		
有り	100. 0 100. 0	92. 5 (100. 0) 76. 8	(54, 5)	(45, 5)	(0, 0)	7.5 23.2	 0. 0
無回答	100. 0	(100. 0) 100. 0	(21, 5)	(78.5)	(0. 0)	_	
		(100.0)	(10, 4)	(89.6)	(-)		

# 第47表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護のための時間外労働制限規定の有無別事業 所割合

事業所総数=100.0%

		深夜労働	所定内労	所定外労	育児のた	めの深夜	業の制限	介護のた	めの深夜	素の制限	المغربية جزر ورور	
	総計	がある 党	働に深夜 労働があ る	働にのみ 深夜労働 がある		1	無回答	規定あり		無圓答	深夜労働 がない	無道
【総計】												
	100.0	39.7									60.3	0.0
【産業】		(100.0)	(56.1)	(43, 9)	(49.0)	(51.0)	(0, 0)	(50.1)	(49, 9)	(0.0)		
L性味」 D.鉱業	100.0	36.1										
レーション	100.0	(100.0)	(58.6)	(41.4)	(50, 8)	(49. 2)	(-)	(51.3)	/40 71		63.9	-
モ 建設業	100, 0	36.4	100.01	(41.4)	(00.6)	(49.2)	(-)	(51.3)	(48, 7)	(-)	63,6	0, C
- ####	100.0	(100.0)	(37, 3)	(62.7)	(38.9)	(61.1)	(-)	(47.6)	(52, 4)	(-)	00.0	U, U
F製造業	100.0	31.1		(01.17	(00.0)		× 1	\ <del>-</del> 1-07	(02.4)	• • •	68.8	0, 1
		(100.0)	(54, 5)	(45.5)	(46.7)	(53, 2)	(0, 0)	(45, 6)	(54.3)	(0, 1)		•. •
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	84.5								,	15.5	_
		(100, 0)	(49, 1)	(50, 9)	(80.6)	(19.4)	(-)	(82. 1)	(17.9)	(-)		
日運輸・通信業	100.0	63, 6						[			36.4	-
		(100. 0)	(58, 6)	(41.4)	(43, 3)	(56. 7)	(-)	(43, 6)	(56, 4)	(-)		
卸売・小売業。飲食店	100. 0	39.7	(					· · · · ·			60, 3	-
1 6.74 (0.05-49)	100.0	(100.0)	(57, 8)	(42. 2)	(52.1)	(47.9)	(-)	(51, 9)	(48, 1)	(-)		
↓ 金融・保険業	100. 0	53.5 (100.0)	(19, 3)	(80, 7)	(93.3)	(C T)	( )	(02.0)	(7.0)		46.5	-
K 不動產業	100.0	45.8	(19.3)	100.17	(93.3)	(6.7)	(-)	(93.0)	(7.0)	(-)	52.4	1.9
	100.0	(100.0)	(47, 6)	(52, 4)	(45, 9)	(54. I)	(-)	(45, 8)	(54. 2)	(-)	5Z.4	1.9
し サービス業	100.0	38.5	(47. •)	(02. 4)	(40.0)	(04.1)		(40.0)	(04.2)		61.5	_
		(100.0)	(72, 4)	(27, 6)	(41.3)	(58, 7)	(-)	(42.6)	(57, 3)	(0, 1)		
【事業所規模】					· ···					<u><u> </u></u>		
500人以上	100.0	89.0				-					10.9	0, 1
		(100.0)	(69. 6)	(30, 4)	(79.2)	(20, 8)	(-)	(77, 6)	(22, 4)	(-)		
100~499人	100.0	73.1									26. 9	-
	100.0	(100.0)	(67. 0)	(33, 0)	(63, 2)	(36.8)	(-)	(61.8)	(38, 2)	(0, 0)		
30~99人	100. 0	55.1	100 0	100 0	(E1 0)	(40 3)	(0 A)	(=1 -1)	(40.0)	(0.4)	44.9	0.0
5~29人	100, D	(100.0) 35.8	(60.4)	(39. 6)	(51, 2)	(48, 7)	(0.0)	(51, 1)	(48. 8)	(0, 1)		
~ 2 9 1	100.0	(100.0)	(54. 1)	(45. 9)	(47, 2)	(52, 8)	()	(48, 8)	(51.2)	(_)	64. 2	0.0
30人以上 (再播)	100.0	58.8	(0 <b>-</b> 9. 1)	(40.5)	(47.2)	(32.0)	(-)	(40.0)	(or, z)	(-)	41.2	0.0
	100.0	(100.0)	(62.1)	(37.9)	(54, 5)	(45, 5)	(0, 0)	(54. 0)	(45. 9)	(0.1)	41.2	V. V
【労働組合の有無】							,,	(0.1.0)		/	<u> </u>	
ŧ lj	100. 0	65.4									34.6	0.0
		(100, 0)	(54.6)	(45. 4)	(70. 9)	(29.1)	(-)	(70, 7)	(29.3)	(0.0)		
¥↓	100, 0	33.1									66. 9	0.0
		(100.0)	(56. 7)	(43. 3)	(38, 0)	(62.0)	(0, 0)	(39.6)	(60.4)	(0, 0)		
「「「「」「」「」「」「」「」「」「」「」」「」「」」「」」「」」「」」「」」	100, 0	92.0				<u> </u>					8.0	-
業所総数=100.0%		(100.0)	(91.8)	(8.2)	(8, 3)	(91, 7)	(-)	(8.4)	(91.6)	()		

# 第48表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児・介護のための深夜業制限規定の有無別事業所割合

1

# 第49表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、子の着護休暇制度の有無別事業所割合

						(%)
	総計	子の看護休暇射 度あり	就業規則等で明 文化している	慣行で休暇を認 めている	無回答	──子の看護休暇耕 」」度なし
【総計】			X100 CT #			
						[
	100. 0	10.3				89. 7
		(8, 0)	(70 5)	(21.4)	<i>(</i> )	(92.0)
		(100.0)	(78, 5) (75, 9)	(21.4) (24.1)	(-)	
【產業】		(100.0)	(10.07			
D 鉱業	100.0	16.3		1		83.7
		(11.2)	(74.6)	/		(88.8)
		(100.0) (100.0)	(70.5) (56.4)	(29, 5) (43, 6)	(-)	
E 建設業	100.0	7.0	100.47	14 <b>3.</b> 97		93.0
		(2.6)				(94.4)
		(100.0)	(75.4)	(24. 6)	()	
F製造業	100.0	(100.0)	⟨38. 2⟩	<b>(61.8)</b>		00 F
「淤迫衆	100.0	6.5 (6.4)				93.5 (93.6)
		(100.0)	(71.1)	(28, 4)	(0.5)	(30.07
		(100.0)	(60.1)	(39.9)	<b>11</b>	
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	29.1				70. 9
		(35, 3) (100, 0)	(ht 7)	(1.7)		(64.7)
		(100.0)	(95.7) (97.7)	(4.3) (2.3)	(-)	1
日 運輸・通信業	100.0	8.1		12.07		91, 9
		(7.3)				(92.7)
		(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	
1 御売・小売業、飲金店	100.0	(100.0) 13.1	<b>(82.5)</b>	<u>{</u> 17.5}		
1 即元・小元来、武長店	100.0	(9, 4)				86.9 (90.6)
		(100.0)	(84, 9)	(15, 1)	(-)	100.07
		(100.0)	(89.1)	(10.9)		
J 金融・保険業	100.0	15.0				85.0
		(15, 9) (100, 0)	(99, 7)	(0.3)	( )	(84. 1)
		(100, 0)	(99.7)	(0.3)	(—)	· ·
K 不動産業	100.0	4.8				95. 2
-		(5.5)				(94.5)
		(100.0)	(100.0)	()	(-)	
L サービス業	100. 0	(100.0) 10.2	(38.1)	<b>(61.9)</b>		00.0
	100. 0	(7.0)				89.8 (92.8)
		(100, 0)	(58.6)	(41.4)	(-)	
		(100.0)	(73.1)	(26.9)		
【事業所規模】	100.0					70.0
500人以上	100. 0	20.8 (20.1)				79.2 (79.9)
		(100, 0)	° (98.7)	(1.3)	(-)	(19.97
[		(100.0)	(89.3)	(10.7)	. ,	
100~499人	100. 0	14.5				85.5
		(13, 1)	(00.4)	(0.3)	<i>(</i> <b>0</b> · 1)	(86, 9)
		(100. 0) (100. 0)	(93. 1) (81. 4)	(6. 7) (18. 6)	(0, 1)	
30~99人	100.0	8.6	\01. 47	10.07		91.4
		(10.7)				(89.3)
		(100. 0)	(88.4)	(11, 2)	(0. 4)	
	100.0	(100.0)	(77.0)	(23.0)		
5~29人	100. 0	10.4 (7.4)				89.6 (92.6)
		(100.0)	(76.4)	(23.6)	()	(92.0)
		(100.0)	(75.3)	(24.7)	· /	1
30人以上(再揭)	1 <b>00. 0</b>	9.8	-			90. 2
		(11.2)	(00.0)	(A. T.	(0, 0)	(88, 8)
		(100.0) (100.0)	(90.0) (78.2)	(9.7) (21.8)	(0. 3)	
【労働組合の有無】		100.07		121.07		-
19	100.0	19.0				B1. 0
		(100.0)	(96, 7)	(3. 3)	(-)	
<b>黙し</b>	100.0	8.2	(03.4)	(00.0)	/o • •	91.8
<b>【</b> 回答	100. 0	(100.0)	(67, 1)	. (32. 8)	(0.1)	100. 0
·········	100.0	(-)	()	(-)	(-)	100.0

÷

İ

2.1 1

L\_\_\_\_\_\_」 事業所総数≃100.0% ※ 前回数値は「家族看護休職制度」についての数値である。

### 第50表 事業所規模別、子の看護休暇制度の実施予定状況別制度なし事業所割合

				実施予	定あり					
	総計	小計	平成15年 度末まで	平成16年 度末まで	平成17年 度末まで	未定	無回答	検討中	予定なし	兼回答
【総計】									1	
	100, 0	1.4						21.3	77.3	—
		(100.0)	(53.4)	(0. 2)	(4.7)	(41.1)	(0.7)			
【事業所規模】									T	
500人以上	100.0	1.8						25.9	71.7	0.6
		(100, 0)	(91, 1)	(-)	(-)	(8, 9)	(-)			
100~499人	100.0	1.5						21.9	76, 5	_
	1	(100.0)	(71.3)	(1.6)	(-)	(21.9)	(5.1)	I		
30~99人	100.0	1.5						23.3	75.2	0,1
		(100, 0)	(50.0)	(1.2)	(~)	(45, 3)	(3, 4)	i	1	
5~29人	100.0	1.4						20.9	77.7	—
		(100, 0)	(53, 1)	()	(5.7)	(41, 2)	(-)		i	
3.0人以上(再揭)	100.0	1.5						23.1	75.3	0.1
		(100, 0)	(54, 3)	(1.3)	(-)	(40, 7)	(3.7)			

(96)

1000 million 1000

子の看護休暇制度なしの事業所=100.0%

#### 第51表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、看護休暇制度の子以外の対象家族の内容別事業所割合

		子以外の			以外で、看	護休暇制	変の対象と	している第	族			
	総計	家族も対				M. A.				対象に	対象とし ていない	無回答
		象として いる	配領者	本人の父 母	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他の 親族	利限なし	(0.046)	
【総計】				1						1		
	100. 0	61, 0		1						1	35.9	3.1
		(100.0)	(83.1)	(85.7)	(79. 2)	(43.9)	(40, 4)	(36.8)	(12.8)	(12.4)		
【産来】									i		]	
D鉱業	100. 0	69. 3		]						1	30, 7	-
		(100, 0)	(85, 8)	(85.8)	(71.6)	(28, 4)	(28, 4)	(28.4)	(-)	(14, 2)		
に 建設業	100. 0	74.4		]							25.6	-
		(100.0)	(66, 9)	(97.7)	(97.6)	(36, 2)	(36, 2)	(36, 2)	(31.0)	(2, 3)	1	
F 製造業	100. 0	79. 9	l <u>.</u> .	1							18.1	2.0
		(100, 0)	(80.7)	(78.4)	(71, 6)	(47, 8)	(39.3)	(39, 8)	(15.2)	(19. 2)		
G 電気・ガス・熱供給・水道楽	100. 0	39, 7									60.3	·
		(100, 0)	(89.3)	(89. 3)	(89.3)	(69.8)	(72. 1)	(67. 6)	(7.3)	(10.7)		
H 運輸・通信業	100. 0	25.3									74.7	-
		(100.0)	(96, 5)	(80, 1)	(76.3)	(61, 9)	(58, 4)	(54, 8)	(21.3)	(3.5)		
【 卸売・小売業、飲食店	100. 0	62. 9									32. 2	4.8
		(100, 0)	(90.8)	(90, 7)	(82.7)	(41.4)	(41, 4)	(33. 6)	(9.4)	(9, 2)		
」 金融・録牒業	100. 0	55, 3				150.0	140 5	(50.0)	(07.4)		44.7	
	400.0	(100.0)	(78.4)	(76.4)	(73.4)	(59, <b>9</b> )	(40, 5)	(59, 9)	(23. 1)	(4. 2)		
K 不動産業	100, 0	88. B	(400.0)	(0.2. 0)	(17.0)	107 01	(11) (1)	(n 4 - T)			11.2	-
	100.0	(100, 0)	(100.0)	(97.3)	(97.3)	(97, 3)	(97,3)	(94, 7)	. (3.6)	(-)		
L サービス集	100. 0	51, 2		00.0	(00.1)		(n= n)	(10 A)		(07 N	46.3	2.6
F -de- alle ave- das alle 3		(100, 0)	(73. 1)	(73.5)	(66, 1)	(43, 1)	(35, 9)	(32. 2)	(7.0)	(25.3)		
【事業所規模】	100.0	EE a									43.7	
500人以上	100.0	56, 3	(05 A)	(04.7)	(00.0)	/eg_p}	160 61	(40.0)	(10.0)	(1.05	43.7	-
100~499人	100, 0	(100, 0) 62, 2	(95, 4)	(94. 7)	(83, 8)	(69, 9)	(62.6)	(60, 0)	(16, 8)	(4.0)	37.7	0.1
100~4988	100.0	62.2 (100.0)	(91, 6)	(89, 2)	(81.9)	(49, 6)	(44, 0)	(40.0)	(10, 4)	(8, 2)	31.1	U. I
30~99人	160, 0	60.6	(91.0)	(89. Z)	(61.9)	(49.0)	(44.0)	(4U. U)	(10.4)	(0. 2)	38.8	0.6
3U~¥9X	100.0	60.6 (100.0)	(85, 7)	(83. 2)	(75.1)	(50, 9)	(47, 0)	(39, 7)	(16. 2)	(11.6)	36.0	U. 10
5~2 9人	100,0	61.0	(65.7)	(83.2)	(70.1)	(340,91)	(47.0)	(58.7)	(10. 2)	(11.0)	35.4	3.6
5~Z¥A	100.0	(109.0)	(82, 3)	(85, 8)	(79, 6)	(42, 5)	(39, 2)	(35, 1)	(12.4)	(12, 7)	33.4	3.0
so thit (書類)	100.0	60.9	(02. 3)	(00.0)	(13.0)	(42.0)	(38.2)	(30.1)	02.4/		38.7	0.4
30人以上(再掲)	100.0	(100.0)	(87.6)	(85, 1)	(77.1)	(51, 1)	(46, 6)	(40, 3)	(14.7)	(10, 5)	38.7	V. 4
【労働組合の有無】			(07.9)	(03, 1)	(n, q)	(311.3)	(40, 0)	(40.0)	(19.7)	(10.4)	· · ·	
【力割組合の有無】 有り	100.0	(57.8)									42.2	_
9 V	100.0	(100, 0)	(99, 5)	(102, 3)	(93, 5)	(58, 0)	(54, 7)	(44, 3)	(14, 5)	(2.7)	76.6	· .
履し	100.0	(62.8)	(99.0)	(102.3)	(50, 0)	(ao, U)	(04.7)	(44, y)		(4.17)	32.3	4.9
	100.0	102.07	(74.5)	(77.0)				(32.8)	1	(17.5)	32.0	4.3

子の看護休暇制度のある事業所=100.0%

i

-74-

	総計	~小学校就 学前	小学校の就 学の始期に 達するまで	小学校入学 〜小学校低 学年(3年 生又は10歳 まで)	小学校低学 年~小学校 卒業(又は 12歳)まで	小学校卒業 以降も利用 可能	無回答
【総計】	100, 0	30.8	22.0	0.2	1.5	42.5	3.0
【產業】	100.0	30.0	22.0	U. Z	1.0	42. 3	3. V
D 鉱業	100. 0	29.5	31, 1	_	9.8	29.5	_
E 建設業	100.0	48.0	2.1		0.2	49.7	
「製造業	100.0	21.8	20.8	1.4	6.7	48.8	0.5
G 電気・ガス・熱供給・水道案	100.0	8.3	60.5	_	-	31.2	_
日 運輸・通信業	100. 0	27.4	57.5	-	-	15, 1	
卸売・小売業、飲食店	100.0	31.7	21.7	-	i -	41.8	4, 8
J 金融・保険業	100.0	34. 2	34.3	-	-	31.6	-
く 不動産業	100. 0	2.4	43.4	1 -	4.7	49.5	-
レ サービス業	100. 0	27.7	19.0	0.3	3.2	47.1	2.7
【事業所規模】							
500人以上	100. 0	13.3	30.3	1.4	5.4	49.5	-
00~499人	100. 0	21.2	30.2	0.1	0.8	46. 6	1. <b>1</b>
30~99人	100.0	33. 3	26. 9	0.5	2.3	36. 6	0.4
5~29人	100.0	31.1	20.9	0.2	1.3	43.1	3.4
30人以上 (再揭)	100.0	29.6	27.9	0.5	2.0	39.6	0.5
【労働組合の有無】							
うり こうしん ひんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん し	100.0	23.7	31.4	0.0	0.3	44.5	0.0
無し その受護は悪制度がある事象正-10	100.0	34.8	16.8	0.3	2.1	41.4	4.6

# 第52表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、子の看護休暇制度の年齢制限別事業所結合

子の看護休暇制度がある事業所=100.0%

# 第53表 子の養護休暇制度の休暇日数制限状況別事業所割合

																	(%)
						• ••			制限	あり							
	総計				) 同	一の労働	着につき	5					西一	の子につ	)き		
		1 <b>1</b> 1	小計	1日~4日	58	6 田 9	10日	11日~ 20日	21日~	兼回答	小計	1日~	5 A	6⊟~ 98	10日	11日~ 20日	21日~
[総計]	100.0	78.9															
		(100, 0)	(41, 3)								(28, 8)	ļ ·					
			(100.0)	(4.1)	(46. 0)	(6, 2)	(1, 9)	(11, 2)	(30.5)	(0.1)	(100.0)	(11.4)	(44.3)	(0.7)	(0.1)	(1.6)	(42.0)
30人以上(再掲)	100. 0	74.8		:													
		(100, 0)	(45, 8)	:							(28, 2)						
			(100, <b>0</b> )	(4. 1)	(50, 0)	(1.8)	(10.8)	(10, 5)	(22. 2)	(0, 5)	(100.0)	(4.0)	(51, 7)	(4, 8)	(0, 5)	(6, 8)	(32. 2)

					<b>\$</b>	服あり						
	総計				失効年	次有給外					棚限なし	無回答
		Ħ	小計	1日~~	5日	6日~ 9日	10日	11日~ 20日	21 🛱 ~	その他		
[総計]	100.0	78.9									18.0	3.1
		(100, 0)	- (11, 5)							(18, 3)		
			(100.0)	(56, 3)	(5.0)	(6.4)	(27.1)	(0.4)	(4.8)			
30人以上(再挹)	100.0	74.8									24.0	1.1
		(100. 0)	(7, 9)						1	(18, 1)		
フィーロー			(100.0)	(19, 1)	(41, 2)	(2, 3)	(1, 8)	(3.5)	(32. 2)			

子の看護休暇制度がある事業所=100.0%

				·	(*
	#8 <b>8</b> 1	有給	一部有給	無給	無回答
【総計】				1	
	100.0	33.9	13.5	49.6	3. 1
【産業】		•	1		
D 鉱業	100. 0	40.5	-	59.5	-
E 建設業	100. 0	25. 2	24.4	50.4	-
F 製造業	100. 0	26. 9	19, 1	53. 5	0.5
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	80. 2	-	19.8	-
日 運輸・通信業	100. 0	35.1	5.0	59.9	-+
[ 卸売・小売業, 飲食店	100. 0	32.4	9.9	52.8	4.9
J 金融・保険業	100. 0	39.6	23. 2	35.4	1.7
K 不動産業	100. 0	56. 0	-	44. 0	-
し サービス業	10 <b>0</b> . 0	40. 2	14. 5	42.8	2.6
【事業所規模】					
500人以上	100.0	45.2	11.7	43.0	-
100~499人	100.0	39.8	7.9	51.5	0, 9
30~99人	100. 0	40. 8	7.5	50. 5	1. 2
5~29人	100. 0	32. 6	14.6	49.4	3.4
30人以上(再揭)	100. 0	40.7	7.7	50.5	1.1
【労働組合の有無】					· · · ·
言り	100.0	45. 2	6.8	47.8	0. 2
展し この手続け昭創時がある声参に一100	100. 0	27.5	17. 2	50.6	4. 7

# 第54表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、子の看護休暇取得時の賃金取扱い状況別事業所割合

子の看護休暇制度がある事業所=100.0%

# 第55表 産業、事業所規模別、子の看護休暇取得者の有無別事業所割合

				(%)
	総計	取得者あり	取得者なし	無回答
【総計】				
	100.0	6. 2	90. 7	3. 1
【産業】				
D 鉱業	100.0	9.8	90. 2	-
E 建設業	100.0	1.6	98.4	-
F 製造業	100. O	6.2	93, 3	0.5
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	10.3	86.1	3.7
日 運輸・通信業	100.0	4.2	95.8	-
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	1.1	94.0	4.9
J 金融・保険業	100.0	3.7	94.6	1.7
<b>K 不動産業</b>	100.0	4.0	96.0	_
レ サービス素	100.0	20. 2	77.2	2.6
【事業所規模】				
500人以上	100. 0	33. 2	65.5	1.4
100~499人	100, 0	9.8	89.0	1.2
30~99人	100.0	12.3	86.5	1.3
5~29人	100.0	5.1	91.5	3.4
30人以上(再揭)	100.0	12.3	86.5	1.3

子の看護休暇制度がある事業所=100.0%

	総計	配偶者出 産休暇制			取得可	能日数			配偶者出 産休暇制	無回答
		度あり	1日~ 5日	6日~ 10日	11 <b>日~</b> 15日	16日~ 20日	21日 以上	無回答	度なし	₩₹₩₽₽
【総計】										
	100.0	33.1							66.8	0, 1
【產業】		(100.0)	(97.1)	(1.3)	(0, 1)	(0.0)	(1,3)	(0, 2)		
D 鉱業	100.0	32.6				-			67.4	_
	100.0	(100, 0)	(95, 1)	(4.9)	()	(-)	(-)	(-)	07.4	_
E 建設業	100.0	30.2	(00.1)	(4. 97	Ċ,	l ` ´		``	69.8	_
		(100. 0)	(98, 8)	(0.1)	()	(-)	0.1	(-)		
F 製造業	100.0	31.3				- ,			68.6	<b>0</b> , 1
		(100. 0)	(96. 9)	(1. 2)	(0, 1)	(0, 0)	(1.4)	(0, 3)		
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	85.0							14.7	0.3
	i	(100. 0)	(99, 7)	(-)	(0, 3)	(-)	(-)	(-)		
日 運輸・通信業	100,0	38.2							61.8	-
1 御書,小書書 教会告	100.0	(100.0)	(93, 1)	(6.0)	(0, 9)	<b>(0, 0)</b>	()	(-)		
1 卸売・小売業、飲食店	100.0	32.0 (100.0)	(07.6)	<i>(</i> 0, 0)	(0.0)		(0.0)	(0.0)	68.0	-
J 金融・保険業	100.0	48.1	(97.6)	(0, 2)	(0, 0)	(-)	(2.0)	(0. 2)	51.9	
	100.0	(100, 0)	(99, 5)	(0.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	01.9	_
K 不動産業	100.0	34.7	(00,0)	(0.0)	(-)	(-)	(-)		65, 3	_
		(100.0)	(99, 9)	()	(-)	(-)	(0, 1)	(-)		
L サービス業	100.0	33.6							66.2	0.3
		(100, 0)	(95, 9)	(2.8)	(0, 1)	()	(1.0)	(0, 2)	=	
【事業所規模】										
500人以上	100.0	67.2							32.8	-
		(100.0)	(96. 4)	(3, 4)	(-)	(0, 2)	(-)	(-)		
100~499人	100.0	57.3	(07.5)	<i>(</i> <b>1</b> = )	( <b>b</b> 1)		<i>(</i> <b>1</b> - 1		42.7	0.0
30~99人	100.0	(100.0) 42.4	(97, 5)	(1.5)	(0. 4)	(-)	(0, 2)	(0, 4)		
30-997	100.0	42.4	(95, 9)	(1.6)	(0.6)	(0,0)	/1.4	(0. 0)	57, 6	-
5~29人	100.0	30.7	(90.9)	(1.0)	(U. 0)	(0. 0)	(1, 4)	(0.6)	69.2	0, 1
	100.0	(100.0)	(97, 4)	(†. 3)	(-)	(-)	(1, 3)	(0, 1)	08.2	U. I
30人以上(苒揭)	100.0	45.3	<b>N</b>			` ´	(1.0)	(0.17	54.7	0. 0
		(100.0)	(96. 2)	(1, 6)	(0, 5)	(0, 0)	(1, 1)	(0.6)		0.0
【労働組合の有無】										
育り	100.0	62. Z							37.8	0.0
		(100, 0)	(98. 4)	(1, 3)	(0, 1)	(0.0)	(0.1)	(0, 0)		
乗し	100. 0	26.0	(n						73.9	0.1
	102.0	(100.0)	(95, 3)	(1, 3)	(0, 1)	(0, 0)	(2, 0)	(0. 2)		
<b>栗回答</b>	100. 0	89.7	(100.0)						10, 3	-
幕業所穀数=100.0%		(100.0)	(100.0)	(-)	()	(—)	()	(-)		•

第56表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、配偶者出産休暇制度の有無及び取得可能日数別事業所割合

事業所総数=100.0%

# 第57表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、配偶者出産休暇取得時の賃金取扱い状況別事 業所割合

					(%)
	総計	有給	一部有給	無給	無回答
【総計】	· · · · ·				
	100, 0	92, 6	1.0	6.4	0.0
【産業】					[
D 鉱業	100.0	84.5	5.1	10.4	-
E 建設業	100.0	93.1	0.4	6.5	- 1
F製造業	100.0	85.7	3.6	10. 7	0.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	96.7	2.0	1. 3	-
日運輸・通信業	100. 0	93. 9	2.6	3.4	-
1 卸売・小売業, 飲食店	100.0	92. 9	0.2	6.9	-
」金融・保険業	100.0	98, 9	-	1.1	
K 不動産業	100.0	93.3	5.4	1.3	-
L サービス業	100.0	94, 4	0.4	5.2	-
【事業所規模】					
500人以上	100.0	89.5	6.9	3.6	-
100~499人	100. 0	91.8	2.3	5.9	0.0
30~99人	100. 0	89, 6	2.9	7.5	1 -
5~2.9人	100. 0	93, 3	0.5	6. 2	-
30人以上(苒掲)	100. 0	90.1	2.9	7,0	0.0
【労働組合の有無】		]			
有り	100. 0	95.7	1.2	3.0	0.0
無し	100. 0	90.7	0.9	8.4	- 1
無回答	100. 0	100. 0	-		

配偶者出産休暇制度がある事業所=100.0%

# 第58表 産業、事業所規模別、配偶者出産休暇取得者の有無別事業所割合

				(96
	総計	取得者あり	取得者なし	無回答
【総計】				
	100, 0	22. 8	13.5	63. 7
【産業】				
D 鉱業	100. 0	15.3	21.5	63. 1
E 建設業	100. 0	23. 2	14. 3	62.5
F製造業	100. 0	32. 2	11.8	56.0
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	45.6	11.9	42.5
日 運輸・通信業	100.0	22. 3	12.2	65. 5
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	22.7	11.7	65.6
J金融·保険業	100.0	10.6	23. 9	65. 5
K 不動産業	100.0	8.9	8.3	82. 9
L サービス業	100.0	19.7	15.3	65. 0
【事業所規模】				
500人以上	100.0	64. 2	16.6	19. 2
100~499人	100.0	54.1	19.9	26.0
30~99人	100. 0	33. 1	17.1	49.7
5~29人	100.0	18.1	12.3	69.7
30人以上(再揭)	100.0	38.4	17.7	43.8

配偶者出産休暇制度がある事業所=100.0%

# 第59表 産業、事業所規模、育児休業制度の規定の有無別配偶者出産休 暇取得者割合

		(%)
	配偶者出於	崔休暇制度
	配偶者が出産した男性労 働者に占める休暇取得者	配偶者出産休暇制度のあ る事業所において配偶者
	の割合	が出産した男性労働者に 占める休暇取得者の割合
【総計】		
	37.0	61.6
【産業】		
D鉱業	33.0	55.6
E 建設業	18.3	41.7
F 製造業	45.9	68.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	64.6	66.4
日 運輸・通信業	17.0	54.7
1 卸売・小売業, 飲食店	49.0	68, 6
J 金融・保険業	10, 7	27. 9
К 不動産業	10.5	61.8
L サービス業	35. 2	56. 3
【事業所規模】		
500人以上	38.5	50. 4
100~499入	38.6	65, 6
30~99人	34.4	61.3
5~29人	37.1	62.6
30人以上(苒掲)	36.8	60.4
【育児休業制度の規定の有無】	· ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
有り	42.7	65, 1
無し	11.1	32.1

平成14年度女性雇用管理基本調查票

総	务省为	<b>N</b> 認る	号	Na	2	3	1	3	3
承	認	期	頥	平时	ž 15	年3	月:	31月	まで

※都道府県番号	※事業所一	※産業分類番号		
			1 ··· 1	
[ !		!	i	
		-	1	;
			<b></b>	<b></b>

※印欄は記入しないでください。

# 平成14年度女性雇用管理基本調査(秘) 育児・介護休業制度等実施状況調査票(秘)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

この調査の結果は、仕事と育児・介護との両立支援の促進のために活用されます。 調査票は、統計以外の目的に使用されることは絶対にありませんので、事実をありのまま記入してください。

[ 記入上の注意 ] 別添「記入要領」も併せてご覧ください。

1 この調査は、事業所を単位として行います。特に断りのない限り貴事業所の状況を記入してください。

- 2 この調査は、常用労働者を対象として行います。したがって、パートタイマー等と呼ばれている労働者であって も、要件に該当する者であれば常用労働者に含みます。
- 3 この調査は、特に断りのない限り平成14年10月1日現在で記入してください。
- 4 記入の終わった調査票は、平成14年11月30日までに同封の返信用封筒によりご返送ください。
- 5 調査票の記入についてご質問がありましたら、下記都道府県労働局雇用均等室又は厚生労働省雇用均等・児童家庭 局雇用均等政策課(電話03-5253-1111、内線7837、7834)までお問い合わせください。

問い合わせ先(都道府県労働局雇用均等室)	調	所属部課	:			
	査票記	電話番号		(	)	内線
	入  者	,				

#### I 事業所の属性に関する事項

事業所名			主な事業内容	汉は主要製品
所 在 地	(シール貼付欄)			
変更や誤りがあった場合に				
は、お手数ですが訂正内容を			労働組合	合の有無
直接書き込んでください。 ▶			有	無
			1	2
事業所の常用労働者数	常田労働者 いお (田上記)		<u> </u>	
(平成14年10月1日現在)	常用労働者総数(男女計)	うち男性	うち	女性
(神风日中10万日月5日) (注)		人	•	人

(注)常用労働者とは、以下の①~⑤のいずれかに該当する者をいいます。

① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

② 臨時又は日雇労働者等で、調査日前2か月(平成14年8月、9月)の各月にそれぞれ18日以上雇われた者

③ 取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者

④ 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者

⑤ 上記①~③の条件に該当する、他企業からの出向者(この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除いてく ださい。)

### Ⅱ 育児・介護休業制度等に関する事項

#### 1 育児・介護休業制度

(育児・介護休業制度は、「育児・介護休業法」に規定する子を育てるため及び家族等の介護のために一定期間休業する制度をいい、労働基準法に規定する産前産後休業、育児時間、配偶者の出産に伴う休暇及び家族の介護のために年次有給休暇を取得す ることは除きます。)

間1 貴事業所では育児・介護休業制度の規定がありますか。該当する番号を〇で囲んでください。

	育児休業制度	介護休業制度	
規定あり (注)	1	1	
規定なし	2	2	

(注)「規定あり」とは、就業規則等により制度が明文化され ているものをいいます。

育児休業制度及び介護休業制度いずれにも「2 規定なし」を〇で囲んだ場合は問3へお進みください。

### 問2 育児・介護休業制度の内容

育児休業制度又は介護休業制度のいずれか一方のみ規定がある場合、規定がない制度の回答欄には何も記入しないでください。

- (1) 育児休業制度の内容
- ① 貴事業所では、子が何歳になるまで育児休業を取得することができますか。1~6のうち1つを〇で囲んで ください。\_\_\_\_\_

1歳未満	1 歳 ~ 1歳6か月未満	1 歳 6 か 月 ~ 2 歳 未 満	2 歳~3 歳未満	3 歳以上	1歳に達した後の 最初の3月末日まで
1	2	3	4	5	6

② 貴事業所では、同じ子について何回育児休業を取得することができますか。回数をご記入ください。
 回数
 回数

#### (2) 介護休業制度の内容

① 貴事業所では介護休業期間の最長限度を定めていますか。1~7のうち1つを〇で囲んでください。

	期間の最長限度を定めている								
3か月まで	3か月を超え 6か月未満	6 か月	6か月を超え 1 年 未 満	1 年	1年を超える 期 間	なく、必要日数 取得できる			
1	2	3	4	5	6	7.			

② 貴事業所では介護休業の取得回数に制限はありますか。1~4のうち1つを〇で囲んでください。

制限なし		4
	その他	3
制限あり	同一要介護者の同一疾病について	2
	同一要介護者について	1

てください。

1~3を〇で囲んだ場合は、取得できる回数を記入し

「4 制限なし」を〇で囲んだ場合は③へお進み下さい。

③ 貴事業所では介護休業の対象となる家族の範囲に制限はありますか。

# 「1 制限あり」を〇で囲んだ場合は、1~8のうち介護休業の対象としている家族の番号を全て〇で囲んでください。

			育児・介護休業法	労働者:	「同居してい	ない家族	労働者	が扶養してい	ない家族	
制限あり	1		の対象家族(注)	祖父母	兄弟姉妹	孫	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
制限なし	2		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	10.2.14	70047991991N	3245	121.7.14	,76,2719X19694.	भर	
[2 制限]	なしい	をO	1	2	3	4	5	6	7	8
で囲んだ場	合は、	(3)	()4) (去(日 人)#	the state of the	(. <b>/</b> 2		× 45 m			

(注)「育児・介護休業法の対象家族」とは、配偶者、父母、子、これらに準ずる者(労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫)及び配偶者の父母をいいます。 「祖父母」「兄弟姉妹」には、配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象としている場合も含みます。

#### (3) 育児・介護休業の対象労働者

① 貴事業所では以下の労働者を休業制度の対象労働者としていますか。

	育児休業制度			介護休業制度	Ę		
	対象	対象外	一部対象	対象	対象外	一部対象	
期間を定めて雇用される者	1	2	3	1	2	3	
所定労働日数が過2日以下の者	1	2		1	2		
勤続1年未満の者	1	2	1   [	1	2		
配偶者(内縁関係の妻又は夫を含む)が 常態として子を養育することができる者	1	2			· · ·		
1年以内に退職することが明らかな者(注)	1	2	1   ∦				
3か月以内に退職することが明らかな者(注)	1		~    t	1	2	1	
「3 一部対象」を〇で囲んだ場合のみ、②へ	お進みくだる	きい。	¥		•		

(注)「1年以内に退職することが明らかな者」及び「3か月以内に退職することが明らかな者」とは、定年に達すること により必ず退職することとなっている労動者、あらかじめ事業主に対し退職の申出をしている労働者等の意味であり、 期間を定めて雇用される者は含みません。

② 育児休業制度、介護休業制度それぞれについて、期間を定めて雇用される者のうち、どのような者を対象としていますか。該当する番号を全て〇で囲んでください。

	育児休業制度	介護休業制度
1回当たりの雇用契約期間が一定期間以上の者(例:雇用契約期間6か月以上)	1	1
雇用契約を一定回数以上契約更新した者(例:契約更新回数2回以上)	<b>2</b> 6 6 6	2
その他	3	3

# 問3 育児・介護休業中及び休業後の労働条件等の取扱い

育児・介護休業中の労働条件等についてどのような取扱いをしていますか。現在事業所に規定がなく、労働者からの申出により法にもとづき育児・介護休業を取得させている事業所もお答えください。

(1) 育児・介護休業取得者に対する、休業中及び休業後の労働条件の明示の有無及び方法

貴事業所では、育児・介護休業を申し出た労働者に対し、休業中の待遇や休業後の賃金、配置その他の労働条件についての具体的な取扱いを明示していますか。

		育児休業	介護休業
明示する	書面を交付	1	1
91/11/1/20	口頭で伝達	2	2
明示しない		3	3

#### (2) 会社や共済会等から育児・介護休業中に支給される金銭の有無

会社や共済会等から、休業中の労働者に対して金銭を支給していますか。

(注)「金錢」には雇用保険により支給される育児・介護休業給付は含みません。子が1歳以上の育児休業や介護休業については、事業主が労働者負担分の社会保険料相当額を負担する場合を含みます。子が1歳以上の休業期間中の取扱 いは、問2(1)①で2~6(子が1歳以上でも育児休業が取得できる制度がある)の場合にお答えください。

		育児休調		
		子が1歳未満の 休 業 期 間 中	子が1歳以上の 休業期間中	介護休業期間中
毎月金銭の支給あり	所定内給与額の60%以上を支給		1	1
	所定内給与額の20%~60%未満を支給	2	2	2
	所定内給与額の20%未満を支給	3	<b>3</b>	3
	定額を支給	4	4	4
	労働者負担分の社会保険料相当額を支 給		5	5
	その他	5	6 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	6
一時金の支給あり		6	7	7
金銭の支給なし		7	8	8

#### (3) 育児・介護休業を取得した者の休業期間中の定期昇給

それぞれ1~4のうちから1つ〇で囲んでください。

	育児休業	介護休業
定期昇給時期に昇給する	1	1
復職後に昇給する	2	2
休業期間中の定期昇給は行わず	3	3
に復職後の定期昇給に持ち越す	J	0
定期昇給の制度がない	4	4

#### (5) 復職後の賃金の取扱い

それぞれ1~3のうちから1つ〇で囲んでください。

	育児休業	介護休業
休業前の賃金又はそれ以上の額 を保障する	1	1
休業前の額を下回ることもある	2	2
その他	3	3

#### (7) 復職後の職場・職種

それぞれ1~3のうちから1つ〇で囲んでください。

	育児休業	介護休業
原則として原職又は原職相当職に復帰する(注)	1	1
本人の希望を考慮し会社が決定する	2	2
会社の人事管理等の都合により決定する	3	3

#### (4) 賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与 の取扱い

それぞれ1~4のうちから1つ〇で囲んでください。

	育児休業	介護休業
出勤日又は休業期間に応じて支給 する	1	1
出勤日又は休業期間にかかわらず、 一定額又は一定率支給する	2	2
支給しない	3	3
賞与の制度がない	4	4

#### (6) 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

それぞれ1~4のうちから1つ〇で囲んでください。

	育児休業	介護休業
原則として全期間を勤続年数に算 入する	1	1
原則として一定期間又は一定割合 を勤続年数に算入する	2	2
製統年数に全く算入しない	3	3
退職金制度がない	4	4

(注)「原職相当職」とは、休業後の職制上 の地位が休業前より下回っていないこ と、休業前と休業後の職務内容が異な っていないこと及び休業前と休業後で 勤務する事業所が同一であることのい ずれにも該当する場合をいいます。

# (8) 育児・介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置

貴事業所では、休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置を講じていますか。

		育児休業	介護休業
	休業中の情報提供(社内報、職場・仕事に関する情報)	1.1.1	1
講じている	職場復帰のための講習	2	2
	その他	3	3
講じていない		4	4

#### 間4 育児休業制度の利用者の状況

現在事業所に規定がなく、労働者からの申出により法にもとづき育児休業を取得させる場合についても、お答 えください。

#### (1) 出産者及び育児休業者の状況

貴事業所での出産者数(男性は配偶者が出産した者の数)及び育児休業を開始した者の数をご記入ください。

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの出産者数	女性	男性
(男性の場合は、配偶者が出産した者の数を記入してください)	人	人
出産者のうち平成14年10月1日までの間に育児休業を開始した者の数	うち	うち
(育児休業開始予定の申出をしている者を含みます)		

#### (2) 育児休業終了後の復職状況

平成13年4月1日から平成14年3月31日までに復職予定だった者の復職状況はどうですか。

	あり	女性	男性	なし	(注) 1又は2のいずれかを〇で囲み、1 を〇で囲んだ場合は、人数をご記入く
復職した者	1	人	人	2	一ださい。
退職した者	1	人	人	2	
					▼「2 なし」の場合は間5にお進みください。

注)1又は2のいずれかを〇で囲み、1 を〇で囲んだ場合は、人数をご記入く ださい。

#### (3) 育児休業の利用期間

(2)の復職した者について、利用期間別に人数をご記入ください。

		1 か月 未満	1 か月~ 3 か月 未満	3か月~ 6か月 未満	6か月~ 8か月 未満	8 か月〜 10 か月 未満	10 か月 〜12 か 月 <del>末</del> 満	12 か月 〜18 か 月未満	18 か月 ~24 か 月未満	24 か月 ~36 か 月未満	36 か月 以上
女性	ŧ	人	人	人	人	ک	人	人	人	人	人
男性	ŧ.	人	人	人	人	人	人	人	人	ل ا	人

〔注〕利用期間とは、子の月齢ではなく、実際に育児休業を利用した期間をいい、労働基準法の産前産後休業期間は含みません。

#### 問5 介護休業制度の利用者の状況

現在事業所に規定がなく、労働者からの申出により法にもとづき介護休業を取得させる場合についても、お答 えください。

#### (1) 介護休業者数

平成13年4月1日から平成14年3月31日の間に介護休業を開始した者の人数をご記入ください。

男性 女性 Y Ł

(注) 同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延長した 場合は休業1回として計上してください。

#### (2) 介護休業終了後の復職状況

平成13年4月1日から平成14年3月31日までに復職予定だった者の復職状況はどうですか。

1又は2のいずれかを〇で囲み、「1 あり」の場合は人数をご記入ください。

	あ.り	女性	男性	なし	
復職した者	1	人	人	2	
退職した者	1	人	人	2	

(注) (1)で介護休業を開始した者が いない場合でも、この期間前に休業 を開始し、期間内に終了した者がい ればご記入ください。 「2 なし」の場合は間6にお進みください。

#### (3) 介護休業の利用期間

(2)で、復職した者があった場合は利用期間別に人数をご記入ください。

性	利用期間	1週間未満	1 週間~ 2 週間未満	2 週間~ 1 か月未満	1 か月~ 3 か月未満	3 か月~ 6 か月未満	6 か月~ 1 年未満	1年以上
	女 性	人	人	- 人	人	人	人	大
	男性	人	人	人	人	人	人	人

#### 間6 育児・介護休業取得者があった際の雇用管理

この間は間4(1)で育児休業を開始した者又は問5(1)で介護休業を開始した者があった事業所がお答えください。 いずれも取得者がいなかった場合には問了へお進みください。

育児・介護休業取得者があった際の貴事業所の雇用管理について、該当するものを全て〇で囲んでください。

	育児休業	介護休業
代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	1	1 <b>1</b>
事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	2	2
派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	3	3
その他	4	4

#### 2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助に関する事項

#### 問7 育児のための勤務時間短縮等の措置

特に断りのない限り、全ての事業所がお答えください。

#### (1) 制度の有無等

にお進みください

6

夏の

(注5)

① 各制度の有無につき1又は10(又は9)のいずれか1つを○で囲み、制度のあるものは最長で子が何歳にな るまで利用できるかについて2~9(又は2~8)のうち1つを〇で囲んでください。いずれも制度がない場 合は問8へお進みください。

		制度あり	1歳 未満	1歳 ~ 2歳 (注4)	3歳に 達する まで (注4)	<b>最</b> <b>3</b> 歳 ~ 校 前 (注5)	利 用 校 の に る ま (注 5)	期 間 小学や が学 で (3 年 史 は 10 歳) まで	小学校低 学年〜小 学校本 又は 12 歳) まで	小学校 卒業以 降も利 用可能	制度なし
ſ	短時間勤務制度(注1)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
短時間勤務解度がある	育児の場合に利用できるフレックスタ イム制度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
副	始業・終業時刻の繰上げ・線下げ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
臡	所定外労働の免除	1	2	· 3	4	5	6	7	8	9	10
靜	事業所内記見施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
丞	育児に要する経費の援助措置(注2)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
8	1歳以上の子を対象とする育児林業(注3)	1	_	2	3	4	5	6	7	8	9
場合は、	(注1) 短時間勤務務増度とは、通常の所定労 (注2) 育児に要する経費の援助措置とは が負担したり、あるいは事業主がべ	、労働権	ちがくビー	ーシッター	一等外部()	の業者による	らサービス	等を利用したね	最合にその経緯	の一部を	建菜牛

短時間勤務制度とは、通常の防定労働時間より短い防定労働時間を設定することをいい、労働基準法に起こする育た時間は言みません。 育児に要する経費の優勤措置とは、労働者がベビーシッター等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主 が負担したり、あるいは事業主がベビーシッター会社等育児に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。 育児休業を取得できる労働者の子の年齢を1歳以上としている事業所は「1 制度あり」を選択してください。 (注2) (注3)

2歳半など、2歳と3歳の間としている場合は「3」を、「3歳に塗するまで」としている場合は「4」を選択してください。 (注4) 4歳など、3歳と小学牧第学の間としている場合には「5」を、「小学校の就学の始期に達するまで」としている場合には「6」を選択 してください。

②③については、5頁の①で短時間勤務制度が「1 制度あり」の場合にお答えください。

② 平日1日に短縮する時間をお答えください(注)。

- (注) 週単位あるいは月単位で短縮する時間を定めている場合は、1日平均の短縮時間としてお答えください。 また、職種等により短縮する時間が異なる場合は、短縮する時間が最も長いものについてお答えください。
- ③ 短時間勤務により短縮した時間分の賃金の取扱いについて、1~3のうちから1つ〇で囲んでください。

時間

有給	一部有給	無給
1	2 .	3

#### (2) 制度の利用者数

問7(1)①で「10 制度なし」とした制度については何も記入しないでください。

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの出産者(又は配偶者が出産した者)のうち、平成14年10月1日までの間に貴事業所が導入している育児のための制度の利用を開始した者(開始予定の申し出をしている者を含む。)の数をご記入ください(注1)。

性 別 制 度 等	女性	男性
短時間勤務制度	人	人
育児の場合に利用できる フレックスタイム制度	А	٨
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	А	人
所定外労働の免除	٦	人
事業所內託児施設	У	人
育児に要する経費の援助措置	بر بر	人
1歳以上の子を対象とする育児休業(注2)	人	人

(注1) 同一労働者が期間内に2回利用 した場合は1回として計上してく ださい。同一労働者が2つ以上の制 度を利用した場合には、それぞれに 1人として計上してください。

分

(注2) 間4の(3)においてお答えいただいた利用者数のうち、1歳以上の子を養育するために育児休業を取得した労働者の数をご記入下さい。

### 3 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

#### 間8 介護のための勤務時間短縮等の措置

特に断りのない限り、全ての事業所がお答えください。

#### (1) 制度の有無等

① 各制度の有無につき1又は7のいずれか1つを〇で囲み、制度のあるものは最長でどれだけ利用できるかに ついて2~6のうち1つを〇で囲んでください。いずれも制度がない場合は問9へお進みください。

			ł	最長利用期間	Ð		
	制度 あり	3 か月 未満	3 か月	3 か月を 超え1年 <b>末満</b>	1 <b>年</b>	1年を 超える 期間	制度 なし
短時間勤務制度	1	2	3	4	5	6	7
<b>介護の場合に利用できるフレック</b> スタイム制度	1	2	3	4	5	6	7
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	3	4	5	6	7
介護に要する経費の援助措置(注)	1	2	3	4	5	6	7

(注)介護に要する経費の援助措置とは、労働者がホームヘルパー等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその 経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主が介護に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度 等をいいます。

◆ ②③については、短時間勤務制度が「1 制度あり」の場合にお答えください。

② 平日1日に短縮する時間をお答えください(注)。

	`	•
時間		分

(注) 週単位あるいは月単位で短縮する時間を定めている場合は、1日平均の短縮時間としてお答えください。 また、職種等により短縮する時間が異なる場合は、短縮する時間が最も長いものについてお答えください。

③ 短時間勤務により短縮した時間分の賃金の取扱いについて、1~3のうちから1つ〇で囲んでください。

有給	一部有給	無給
1	2	3

#### (2) 制度の利用者数

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に貴事業所が導入している介護のための制度の利用を開 始した者 (開始予定の申し出をしている者を含む)の数をご記入ください(注)。 問8(1)で「7 制度なし」とした制度については何も記入しないでください。

性別 制度等	女性	男性
短時間勤務制度	人 人	Х
介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	人	人
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	人	人
介護に要する経費の援助措置	人	- 人

(注) 同一労働者が期間内に2回利用 した場合は1回として計上してく ださい。

同一労働者が2つ以上の制度を 利用した場合には、それぞれに1 人として計上してください。

#### 4 時間外労働の制限に関する事項

特に断りのない眼り、全ての事業所がお答えください。

#### 間9時間外労働の制限の規定の有無等

(1) 貴事業所では時間外労働がありますか。

時間外労働がある	1
時間外労働がない	2

→▶ 「2 時間外労働がない」を○で囲んだ場合は間10 へお進みください。

(2) 貴事業所では育児や家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がありますか。

	育児を行う労働者	家族の介護を行う労働者	1	-
規定あり (注)	· 1	1		<b>育児を行う労働者につ</b>
規定なし	2	2		定あり」の場合は(3)へ 場合は問10へお進みく

ついて「1 規 < それ以外の ください。

(注)「規定あり」とは、 就業規則等により制度が明文化されていることをいいます。

(3) 育児を行う労働者についての時間外労働の制限の規定がある事業所にお伺いします。 貴事業所の規定では、子が何歳になるまで時間外労働の制限を請求できますか。

小学校就学始期まで	小学校入学〜小学校低学年 (3年生又は10歳)まで	小学校低学年~小学校卒業 (又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能
1	2	3	4

#### 5 深夜業の制限の制度に関する事項

特に断りのない限り、全ての事業所がお答えください。

(注)深夜業の制限の制度とは、「育児・介護休業法」に規定する育児や家族の介護を行う労働者の請求により、その労働者に 深夜業をさせない制度をいいます。ここでいう「深夜」とは午後10時から午前5時までをいいます。

#### 間10 深夜労働の制限の規定の有無等

(1) 貴事業所では深夜労働がありますか。1~3のうち1つを〇で囲んでください。

深夜労働がある	所定内労働に深夜労働がある	1
LACK / J B444-00-5	所定外労働にのみ深夜労働がある	2
深夜労働がない		3

#### → 「3 深夜労働がない」をOで囲んだ場合は、間11へお進みください。

(2) (1)で「深夜労働がある」と回答した事業所にお伺いします。

貴事業所では育児や家族の介護のための深夜業の制限の規定がありますか。1~2のうちいずれか1つを〇で 囲んでください。

	育児のための 深夜業の制限	家族の介護のための 深夜業の制限
規定あり (注)	1	1
規定なし	2	2

(注)「規定あり」とは、就業規則等により制度が明文化されていることをいいます。

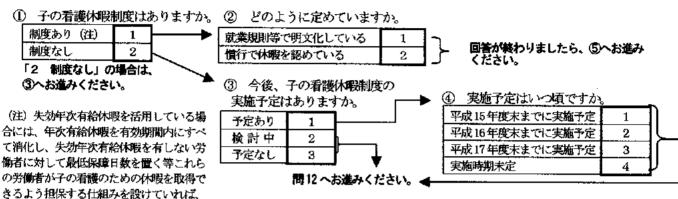
#### 6 子の看護のための休暇の措置に関する事項

特に断りのない限り、全ての事業所がお答えください。

(注)子の看護休暇制度とは、負傷し、又は疾病にかかった子の世話を行う労働者に与えられる休暇をいいます。労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、労働者がその子の看護を行うという目的のために使用できる休暇制度をいいます。また、例えば家族看護休暇制度など子の看護に限定されない休暇制度を含みます。

#### 間11 子の看護休暇制度に関する裏項

#### (1) 子の看護休暇制度の有無等



⑤ 子の看護休暇制度のある事業所にお伺いします。子以外の家族についても看護休暇制度の対象としていますか。 対象としている場合は1を〇で囲み、看護休暇制度の対象とする家族について2~9のうち該当するもの全てを〇 で囲んでください。対象としていない場合は10を〇で囲んでください。

対象と			子以外で、	看護休暇制	度の対象とし	ている家族	<del>~~</del>		対象とし
している	配偶者	本人の 父 母	<b>配偶者</b> の 父 母	祖父母 (注)	兄弟姉妹 (注)	孫	その他の 親 族	対 象 に 制限なし	対象とし ていない
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

(注)「祖父母」「兄弟姉妹」は、本人だけでなく、配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象にする場合を含みます。

#### (2) 子の看護休暇制度の内容等

制度ありとします。

# ① 子の看護のための休暇は、子が何歳になるまで取得できますか。

~小学校就学前(注)	小学校就学の始期に達 するまで (注)		小学校低学年~ 小 学 校 卒 業 (又は12歳)まで	小学校卒業以降も対象
1	2	3	4	5

(注) 3歳、4歳などとしている場合は「1」を、「小学校就学の始期に達するまで」としている場合には「2」を選択してくだ さい。

② 休暇日数の制限について1~5のうち1つを〇で囲んでください。

制限あり	同一の労働者につき	1	
	同一の子につき	2	
	失効年次有給休暇で(注)	3	
	その他	4	
制限なし		5	

 1~3を○で囲んだ場合、1年間に取得できる日数をお答えください。
 (注)失効年次有給休暇を活用している場合には、年次有給休暇を有効 期間内にすべて消化し、失効年次有給休暇を有しない労働者に対す る最低保障日数をお答えください。

1日~ 4日	5 Ħ	6日~ 9日	10 日	11 日~ 20 日	21 日~
1	2	3	4	5	6

③ 休暇を取得した時の賃金の取扱いはどうですか。

<u> 有 裕</u>	一部有給	無給
1	2	3

(注)月給制の場合、「有給」とは子の看護のための休暇を取得した場合であっても賃金を差し引かない場合をいい、「無給」とは、休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算して賃金から差し引くことをいいます。また、「一部有給」とは子の看護のための休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算し、その一部を賃金から差し引くことをいいます。(※例えば5日間の制度を設けており、このうち2日間に限り有給、それ以外は無給としている場合には、一部有給と回答してください。)

④ 平成14年4月1日から平成14年9月30日までの間に子の看護のための休暇を取得した者はいますか。

取得者あり	1
取得者なし	2

#### 7 配偶者出産休暇制度に関する事項

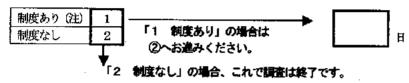
配偶者の出産の際の男性労働者に対する休暇制度についてお同いします。特に断りのない限り、全ての事業所がお答えください。

(注)「配偶者出産体暇制度」とは、労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、配偶者の出産の際に、病院の入院・週院、出産等の付添い等のために男性労働者に与えられる休暇をいいます。なお、慣行等で配偶者の出産時に休暇を認めている場合も「制度あり」としてお答えください。

#### 問12 配偶者出産休暇制度に関する事項

# (1) 配偶者出産休暇制度の有無、内容等

① 貴事業所では配偶者出産休暇制度がありますか。 ② 配偶者の出産1回につき、何日まで取得できますか。



(注)失効年次有給休暇を活用している場合には、年次有給休暇を有効期間内にすべて消化し、失効年次有給休暇を 有しない労働者に対する最低保障日数を置く等これらの労働者が配偶者が出産した際に、病院の入院・退院、出 産等の付添い等のための休暇を取得できるよう担保する仕組みを設けていれば、制度ありとします。 この場合、②の取得可能日数については、年次有給休暇を有効期間内にすべて消化し、失効年次有給休暇を有し ない労働者に対する最低保障日数をお答えください。

③休暇を取得した時の賃金の取扱いはどうですか。

有給	一部有給	無給
1	2	3

(注)月給制の場合、「有給」とは配偶者出産休暇を取得した場合であっても賃金を差し引かない場合をいい、「無給」とは、休暇を取得した場合に取得日数分の日給を 計算して賃金から差し引くことをいいます。また、「一部有給」とは配偶者出産休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算し、その一部を賃金から差し引くことをいいます。(※ 例えば5日間の制度を設けており、このうち2日間に限り有給、 それ以外は無給としている場合には、一部有給と回答してください。)

(2) 制度の利用者数

問4(1)で、配偶者が出産した男性がいた事業所にお同いします(該当者がいない場合、調査は終了です)。 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に、配偶者出産体限制度を利用した者の数をご記入ください。

これで調査は終了です。お忙しいところ、調査にご協力いただきましてありがとうございました。

平和	戎 15 年	11月発行
平	成 14	年度女性雇用管理基本調査結果報告書 雇用均等・児童家庭局調査資料№ 2
発	行	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
印	刷	〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-2 株式会社 三 響 社